



操作マニュアル

事業者機能

Ⅲ. 決算業務編

消費税申告書

第2-b版

全国商工会連合会

■ ご注意

- ・本書の著作権は株式会社ミロク情報サービスが所有しています。
- ・本製品の仕様および本書の内容に関しては、将来予告無しに変更することがあります。
- ・本書の内容の一部または全部を無断で転載することは、禁止されています。
- ・例として使用されている事業者情報は、実在の会社・組織を示すものではありません。
- ・ネットde 記帳は、全国商工会連合会の登録商標です。
- ・Windows の正式名称は、Microsoft® Windows® Operating System です。
- ・Microsoft®、Windows®、Windows® 10、Windows® 8.1、Windows® RT、Windows® 7、Windows Vista®は、米国 Microsoft Corporation の米国および、その他の国における登録商標または商標です。
- ・Adobe Reader は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ・Adobe Flash は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ・Oracle と Java は、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。
- ・シーオーリポーツは株式会社エイチ・オー・エスの登録商標です。
- ・Zend、ゼンドは、ゼンド・ジャパン株式会社の商標または登録商標です。
- ・その他、記載の会社名、商品名は各社の登録商標または商標です。
- ・製品の仕様および機能は、改良のため予告なく変更させていただく場合があります。

■ 本書の表記

本書では次のアイコンおよび記号を使用しています。

本書では、個人の場合を主に説明しています。

アイコン、記号	説明
	実行すると元に戻すことができない処理について記載しています。 (例)  終了時操作の注意 終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。インターネットエクスプローラーの右上にある [×] ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。
	処理の手順について記載しています。
	説明の補足事項を記載しています。
	関連する機能や操作について操作マニュアルの参照先を記載しています。 →がある場合は、同一マニュアル内の参照先にリンクが貼られています。「見出し」部分にカーソルを合わせるとリンク先へジャンプすることができます。 (例)  消費税基本情報の設定 → 「2.1.1 消費税基本情報を設定する」参照
→	→がある場合は、別冊のマニュアルを指しているため、リンクは貼られていません。 (例) パスワード変更について → 「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照
『 』	システム名、処理名の名称を表記するときに用います。
« »	画面やウィンドウ、ダイアログの名称を表記するときに用います。
[]	画面名称、ボタン名称、項目名を表記するときに用います。
「 」	画面内の項目名、参照先を表記するときに用います。
	キーボードのキーを表記するときに用います。
	処理画面を終了するときに用います。
	ヘルプ機能を起動するときに用います。
	現在行っている処理の一つ前の画面に戻ります。

■ 事業者機能マニュアルの構成

事業者機能操作マニュアルは、次の構成になっています。

概要・基本操作

必要な環境設定、および共通の操作について説明しています。

I. マスター関係登録編

事業者ごとに管理する情報(補助科目・摘要・工事など)の設定について説明しています。

II. 日常業務編

仕訳帳、出納帳、振替伝票、入・出金伝票を使った仕訳入力について説明しています。入力した仕訳は、各種元帳や財務報告書として出力することができます。月次決算・決算確定の説明も含まれます。

III. 決算業務編

「固定資産台帳」の印刷、「決算書」や「分析グラフ」の作成方法、「決算更新」について説明しています。

III. 決算業務編 所得税確定申告書

「個人決算書」と「所得税確定申告書」の作成方法について説明しています。

III. 決算業務編 消費税申告書

「消費税申告書」の作成方法について説明しています。

IV. 決算業務編 電子申告編

決算業務で作成した申告書類をもとに、国税庁(税務署)へ電子申告を行うためのデータ作成方法について説明しています。

■ 目次

1	消費税申告書作成の概要	10
1.1	消費税申告書作成の流れ	10
1.2	消費税申告書のメニュー体系	11
1.3	『ネット de 記帳』の起動方法	12
1.3.1	『ネット de 記帳』を起動する	12
1.3.2	ログインをする	12
1.3.3	パスワードを変更する	13
1.3.4	トップ画面の構成	14
1.4	『ネット de 記帳』の終了方法	15
1.5	消費税申告書の画面構成	17
1.5.1	消費税申告書の画面構成	17
1.6	消費税申告書で使用するキー操作	18
1.7	『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について	19
1.7.1	『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ	20
1.7.2	『ネット de 記帳』の個人番号の操作	21
1.7.3	エラーメッセージ・警告メッセージ	22
2	消費税基本情報を設定する	26
2.1	消費税基本情報	26
2.1.1	消費税基本情報を設定する	27
2.1.2	消費税基本情報の設定項目(個人の場合)	28
2.1.2.1	[基本情報]タブ	28
2.1.2.2	個人番号を連携する	31
2.1.2.3	個人番号を解除する	39
2.1.2.4	[申告情報]タブ	40
2.1.2.5	[還付金融機関等]タブ	42
2.1.2.6	[作成税理士情報]タブ	43
2.1.3	消費税基本情報の設定項目(法人の場合)	44
2.1.3.1	[基本情報]タブ	44
2.1.3.2	[申告情報]タブ	44
2.1.3.3	[還付金融機関等]タブ	45
2.1.3.4	[作成税理士情報]タブ	45
2.1.4	事業者情報を取り込む	46
2.1.4.1	取り込み確認メッセージで[いいえ]を選択した場合	48
2.1.4.2	事業者情報取込の詳細説明(個人の場合)	49
2.1.4.3	事業者情報取込の詳細説明(法人の場合)	53

3	消費税申告書を作成する	56
3.1	消費税申告書	56
3.1.1	消費税申告書作成の流れ	56
3.1.2	消費税計算情報を設定する	57
3.1.2.1	[消費税計算情報]タブ	58
3.1.2.2	[過去情報設定]タブ	60
3.1.2.3	中間申告回数を自動設定する	62
3.1.2.4	前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超える場合	63
3.1.3	申告書を選択する	64
3.1.3.1	「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合	65
3.1.3.2	「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合	66
3.1.4	仕訳データの集計期間を短縮する	67
3.1.4.1	集計期間変更時にメッセージが表示された場合	68
3.1.5	申告書・付表を入力する	69
3.1.5.1	詳細説明	70
3.1.5.2	再計算が必要な場合に表示されるメッセージ	71
3.1.5.3	簡便法の計算について	72
3.1.6	申告書を再計算する	74
3.1.6.1	申告書の再計算時にメッセージが表示された場合	75
3.1.6.2	付表5-(2)の計算について	76
3.1.7	課税期間を変更する	77
3.1.7.1	課税期間変更時にエラーが発生した場合	78
3.1.8	調整消費税等を入力する	79
3.1.8.1	詳細説明	80
3.1.8.2	調整消費税等の入力でエラーが発生した場合	82
3.1.9	金額修正を行う	83
3.1.9.1	「原則課税」の金額修正の詳細説明	85
3.1.9.2	「簡易課税」の金額修正の詳細説明	87
3.1.9.3	特定課税仕入を入力する	90
3.1.9.4	営む事業を変更する	92
3.1.9.5	更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ	96
3.1.9.6	旧税率の金額修正	101
3.1.10	金額修正を解除する	102
3.1.11	申告書・付表の入力項目	103
3.1.11.1	「原則課税」の申告書・付表の入力項目	103

3.1.11.2 「簡易課税」の申告書・付表の入力項目.....	106
3.1.11.3 中間申告書の申告書・付表の入力項目.....	109
3.1.12 消費税申告書の記載方法、計算方法について	110
3.1.12.1 付表 5-(2).....	110
3.1.12.2 付表 4	115
3.1.12.3 付表 5	116
3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする	118
3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ	121
3.1.13.2 電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理	123
3.1.14 入力完了にチェックをつける(入力完了ナビボタン)	124
3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について.....	125
3.1.14.2 申告書の参照モード表示	126
3.1.14.3 入力完了チェックを解除する	127
3.1.15 消費税申告書を印刷する.....	128
3.1.15.1 消費税申告書出力の詳細説明	129
3.1.15.2 「原則課税」の印刷条件設定	130
3.1.15.3 「簡易課税」の印刷条件設定	132
3.1.15.4 中間申告書の印刷条件設定	144
4 付録.....	146
4.1 索引.....	146

MEMO

1

消費税申告書作成の概要

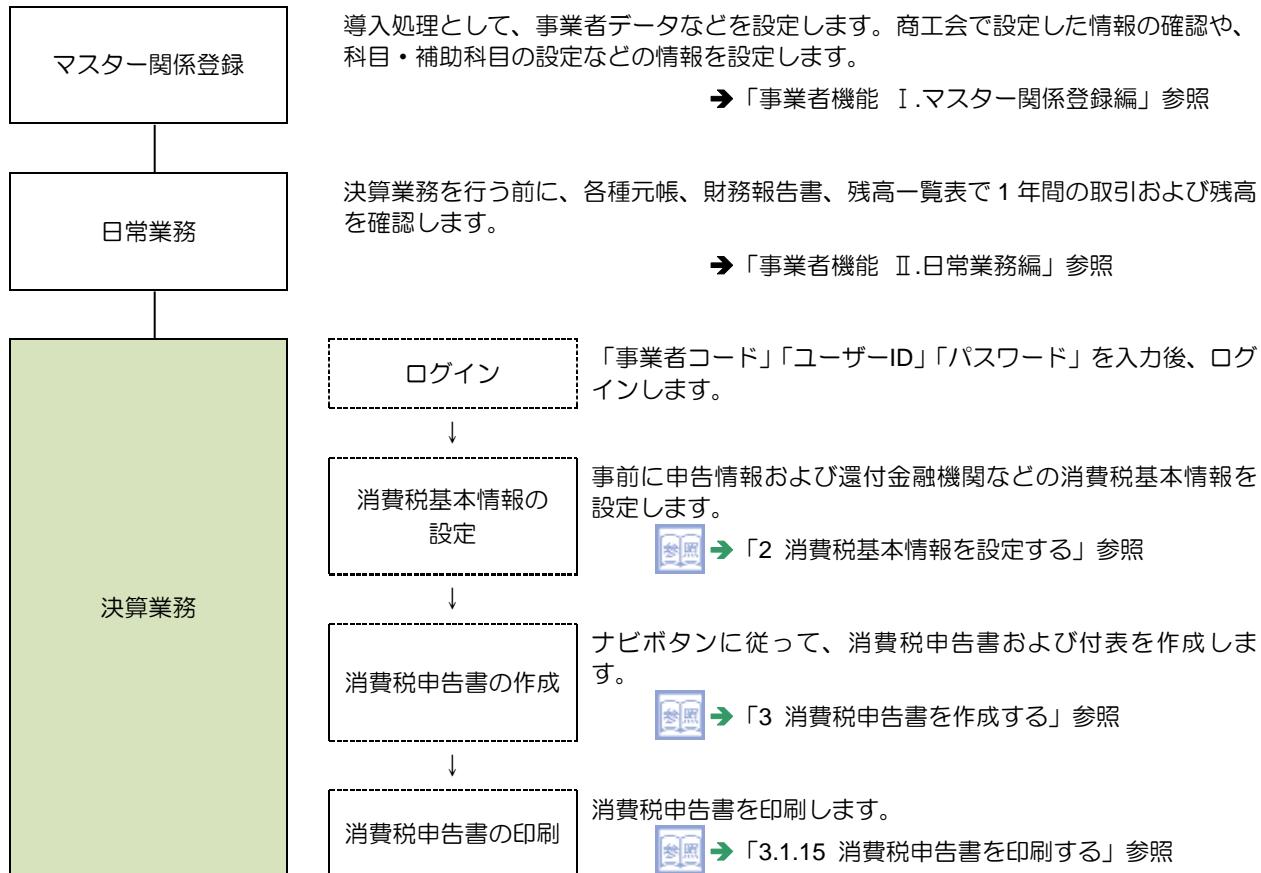
- 1.1 消費税申告書作成の流れ
- 1.2 消費税申告書のメニュー体系
- 1.3 『ネット de 記帳』の起動方法
- 1.4 『ネット de 記帳』の終了方法
- 1.5 消費税申告書の画面構成
- 1.6 消費税申告書で使用するキー操作
- 1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

1 消費税申告書作成の概要

『決算業務』の消費税申告書では、『消費税基本情報』で申告に必要な情報を設定し、『消費税申告書』で申告書の作成を行います。申告書は、課税業者の場合のみ作成します。

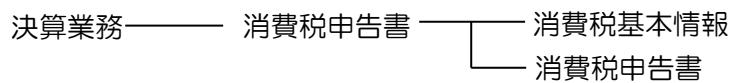
1.1 消費税申告書作成の流れ

ログインから消費税申告書作成処理の流れについて説明します。



1.2 消費税申告書のメニュー体系

『決算業務』の消費税申告書のメニュー体系は、次のとおりです。



1.3 『ネット de 記帳』の起動方法

『ネット de 記帳』の起動方法について説明します。

1.3.1 『ネット de 記帳』を起動する



- ①端末のデスクトップ画面から、ブラウザーを起動します。
- ②アドレス欄に指定されたアドレスを入力しEnterキーを押します。

1.3.2 ログインをする

『ネット de 記帳』へのログイン方法について説明します。



ログインに失敗（ロック）したら

ログイン時に連続してパスワードなどを誤ると、『ネット de 記帳』がロックされ、一定時間利用できなくなります。
至急ロックを解除したい場合は、商工会へお問合せください。



- ①『ネット de 記帳』の「Login」画面が表示されます。
- ②事業者コード、ユーザーID、パスワードを入力します。
初めてログインする場合は、ログイン前に仮パスワードの申請が必要です。
仮パスワードの申請について→

「概要・基本操作 2.2.2 仮パスワードを申請する」参照

The screenshot shows the 'Login' screen with the 'ネット de 記帳' logo at the top left. There are three input fields: '事業者コード' (highlighted with a red box), 'ユーザーID', and 'パスワード'. Below the fields are two checkboxes: '入力中のパスワードを表示する' and 'IDを保存'. To the right of the input fields is a large green button labeled 'ログイン >'. At the bottom right of the screen, there is a link 'パスワード変更'.

- ③ [ログイン] ボタンをクリックします。

The screenshot shows the 'Login' screen after the 'ログイン' button has been clicked. The button is now highlighted with a red box. The other elements on the screen remain the same as in the previous screenshot.

④トップ画面が表示されます。



『マイナンバー保管』に接続できない場合の警告メッセージについて

『ネット de 記帳』へのログインに成功しているが、『マイナンバー保管』に接続できない場合に警告メッセージが表示されます。原因および対処方法について確認します。



ログイン時の警告メッセージ→

「1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ」参照

1.3.3 パスワードを変更する

通知された仮パスワードを任意のパスワードに変更します。定期的にパスワード変更を行う場合も同様の操作を行います。

【ログイン】ボタンの下の【パスワード変更】ボタンをクリックします。

→ パスワード変更について

「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照



1.3.4 トップ画面の構成

『ネット de 記帳』にログインすると表示されるトップ画面について説明します。



[事業者名・年度]

- 事業者の名称とデータの年度が表示されます。複数年度のデータがある場合は、対象となる年度を選択します。

[ログインユーザー情報]

- 現在、『ネット de 記帳』にログインしている利用者の情報が表示されます。終了する際は、必ず [ログアウト] ボタンをクリックします。

[業務メニュー]

- 『日常業務』『マスター関係登録』『決算業務』『データ関係』をクリックすると、それぞれのメニューが表示されます。

[商工会からのメッセージ]

- 商工会からのメッセージが一覧に表示されます。タイトルをクリックすると、メッセージが表示されます。返信することはできません。



[伝言メモ]

- 商工会から送信された未完了のメッセージが一覧に表示されます。商工会と事業者は1対1でメッセージの送受信ができます。

1.4 『ネット de 記帳』の終了方法

『ネット de 記帳』の終了方法について説明します。



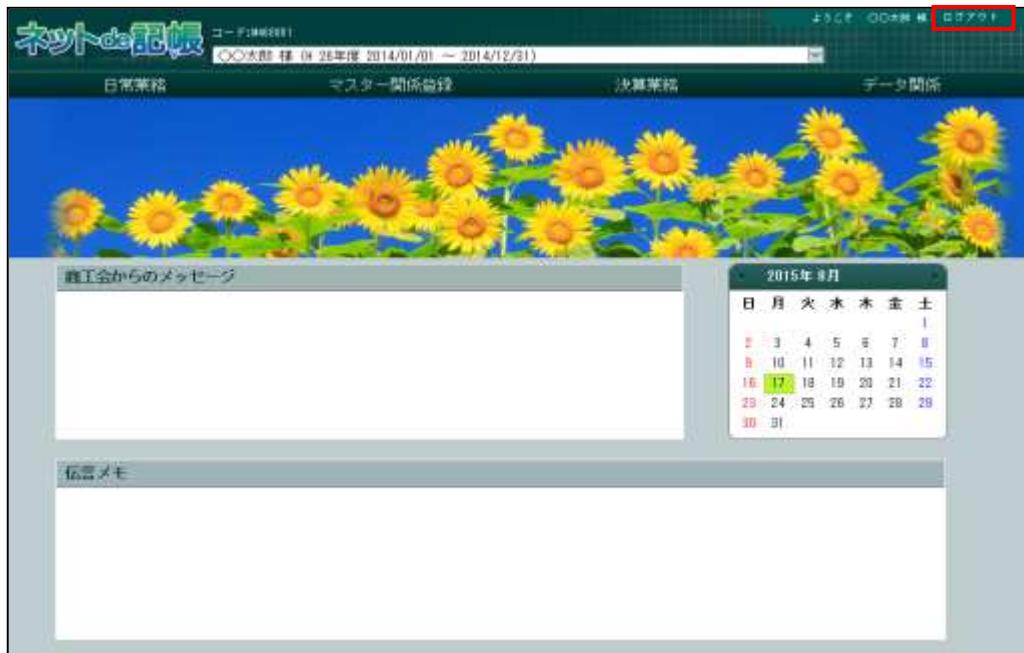
終了時操作の注意

終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。

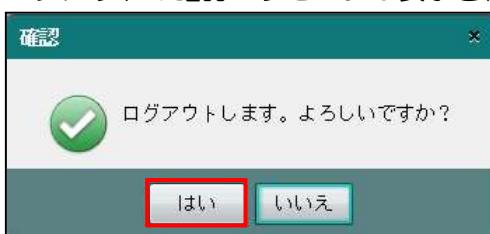
インターネットエクスプローラーの右上にある [×] ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。



- ① 「ログアウト」をクリックします。



- ② ログアウトの確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



1 消費税申告書作成の概要

1.4 『ネット de 記帳』の終了方法

③『Login』画面が表示されます。右上の [×] ボタンをクリックすると、『ネット de 記帳』が終了します。

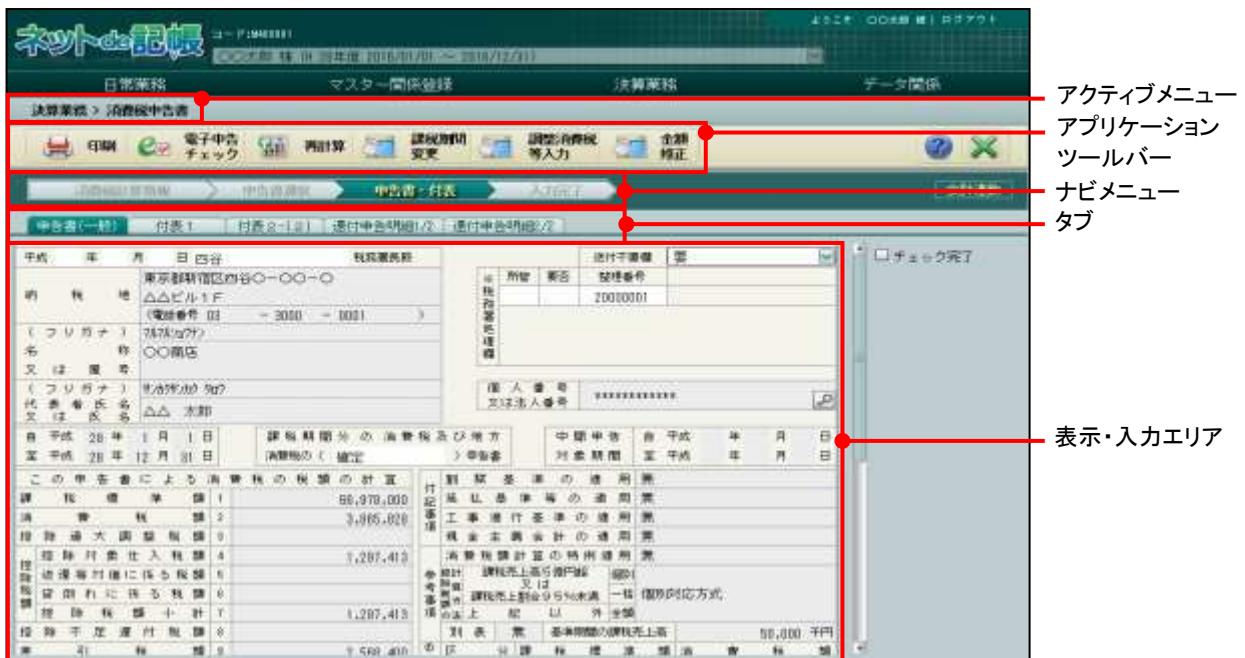


1.5 消費税申告書の画面構成

業務メニューから『決算業務』の『消費税申告書』を選択した場合の主な画面構成について説明します。

1.5.1 消費税申告書の画面構成

消費税申告書の画面構成について説明します。



[アクティブメニュー]

- 現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- 操作可能なボタンが表示されます。

[ナビボタン]

- クリックすると画面が切り替わります。ナビボタンをクリックして入力を進めます。

[タブ]

- 各タブをクリックし、入力エリアを切り替えます。

[表示・入力エリア]

- 各タブで必要な項目を入力します。

1.6 消費税申告書で使用するキー操作

消費税申告書で使用するキーについて説明します。

キー名称	操作
[Enter]キー・[Tab]キー	入力した内容を確定して、次の入力項目に進みます。
[Shift]+[Tab]キー	前の項目に戻ります。
[→]キー	次の項目へ進みます。
[←]キー	前の項目に戻ります。
[PageUp] [PageDown]	「事業者情報取込」画面で基本情報および申告情報をスクロールします。
マウスでクリック	クリックした任意の入力項目に移動します。 マウスで移動した場合、入力した内容が確定されない場合があります。
[Ctrl]+[C]キー	選択した文字をコピーします。
[Ctrl]+[V]キー	コピーした文字を貼りつけます。
[Ctrl]+[Enter]キー	次の入力項目に進みます。

1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

『マイナンバー保管』システム（以下、『マイナンバー保管』）で管理する個人番号を『ネット de 記帳』に連携することにより、個人番号を管理することなく、消費税申告書に個人番号を出力することができます。

『ネット de 記帳』に『マイナンバー保管』の個人番号を連携するには、利用申込みが必要です。



『マイナンバー保管』で扱う特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいいます。

『マイナンバー保管』では、個人番号のほか、氏名、生年月日を管理します。

『マイナンバー保管』の概要および詳細について→

「『マイナンバー保管』概要編」参照

特定個人情報を扱うためのユーザーの権限を「マイナンバー連携権限」といいます。

「マイナンバー連携権限」が設定されたユーザーが『マイナンバー保管』に登録されている端末でログインした場合に、『ネット de 記帳』で特定個人情報を扱うことができます。

「マイナンバー連携権限」について→

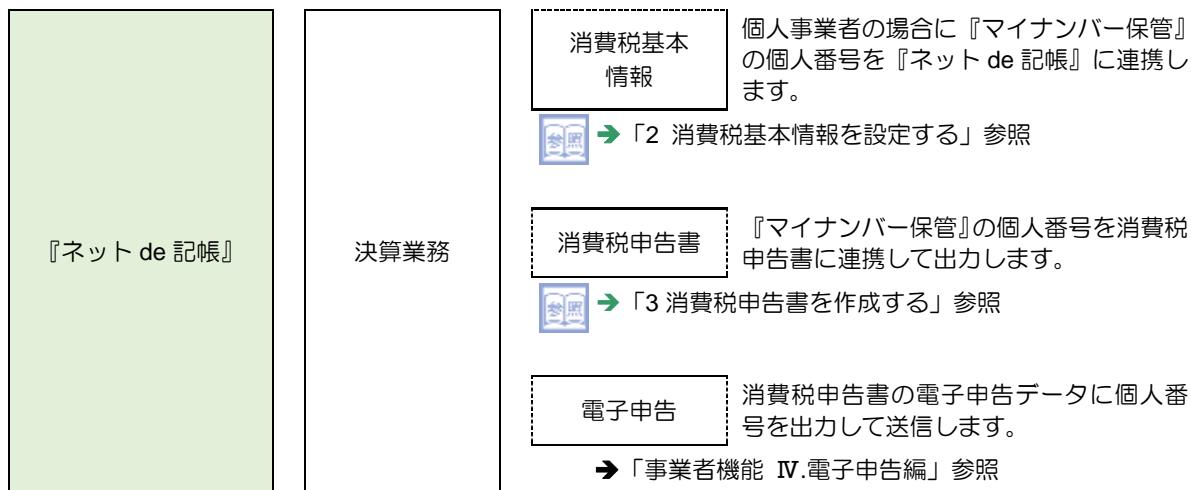
「『マイナンバー保管』概要編 1.3.2 「マイナンバー連携権限」について」参照

1.7.1 『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ

『ネット de 記帳』で個人番号を連携して出力する流れについて説明します。

特定個人情報を連携する流れについて→

「『マイナンバー保管』概要編 1.5 特定個人情報を連携する流れ」参照



1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作

『ネット de 記帳』の個人番号の操作について説明します。特定個人情報を扱うための条件を満たした場合、次の操作を行うことができます。

特定個人情報を扱うための条件→

「『マイナンバー保管』概要編 1.3 特定個人情報を扱うための条件」参照

●連携設定

- ・『マイナンバー保管』に登録されている個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

●連携解除

- ・『ネット de 記帳』と『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

●表示

- ・次のユーザーでログインした場合、『ネット de 記帳』の画面に個人番号を表示することができます。

- ・税理士ユーザーでログインした場合
- ・事業者ユーザーでログインした場合

●印刷

- ・消費税申告書に個人番号を印刷します。

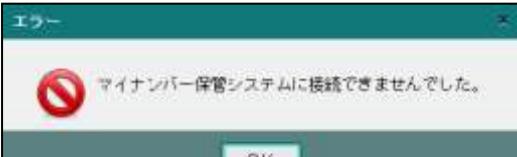
●電子申告

- ・消費税申告書の電子申告データに個人番号を出力します。

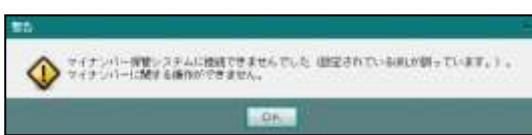
1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ

ログインまたは個人番号の操作を行った際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージごとの原因と対処方法は次のとおりです。

●エラーメッセージ

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	<p>(例) 連携ボタンクリック時にエラーが発生した</p>  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。 再度、○○ボタンをクリックして(印刷処理を行って)ください。 繰り返しエラーメッセージが表示される場合はシステム管理者にご連絡ください。</p> <p>上記メッセージの○○には、次のいずれかの文言が表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携 ・解除 ・決定 ・個人番号表示 ・抽出 	<p>ネットワークに負荷がかかっています。</p> <p>ネットワークに接続されていません。</p> <p>『マイナンバー保管』のDBサーバーが応答しません。</p>	<p>しばらく時間をおいて、再度処理を実行します。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p>
2	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p>	<p>『マイナンバー保管』のAPサーバーが応答しません。</p> <p>ネットワークに接続されていません。</p>	<p>システム管理者へ問い合わせます。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p>

●警告メッセージ

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（保管システム接続）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』のAP サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』のURL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
2	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（設定されている URL が誤っています。）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』のDB サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』のURL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
3	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（県連合会 ID または県連合会パスワードが誤っています。）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』に接続する契約情報に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
4	 <p>対象となる情報が登録されていません。連携を解除します。</p>	連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。	必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。
5	 <p>対象となる情報が登録されていません。</p>	連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。	個人番号を解除します。 必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。

MEMO

2

消費税基本情報を設定する

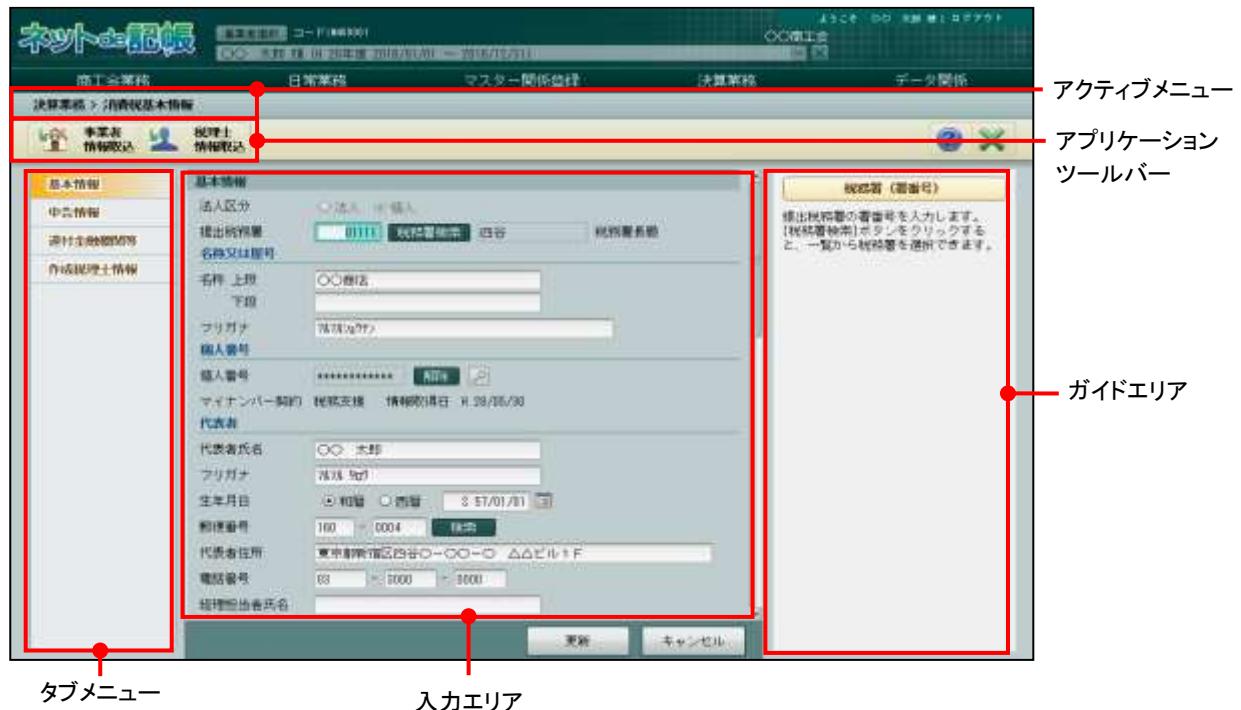
2.1 消費税基本情報

2 消費税基本情報を設定する

消費税申告書の作成に必要な情報を設定します。

2.1 消費税基本情報

消費税申告書を作成する前に、申告情報および還付金融機関等の基本情報を設定します。



[アクティブメニュー]

- 現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- 操作可能なボタンが表示されます。

[タブメニュー]

- 基本情報や申告情報など入力する画面を切り替えます。

[入力エリア]

- 項目の入力を行います。

[ガイドエリア]

- 入力する項目の説明が表示されます。

[事業者情報取込] ボタン

- 『商工会業務』>『事業者情報登録』で変更した内容を取り込むことができます。

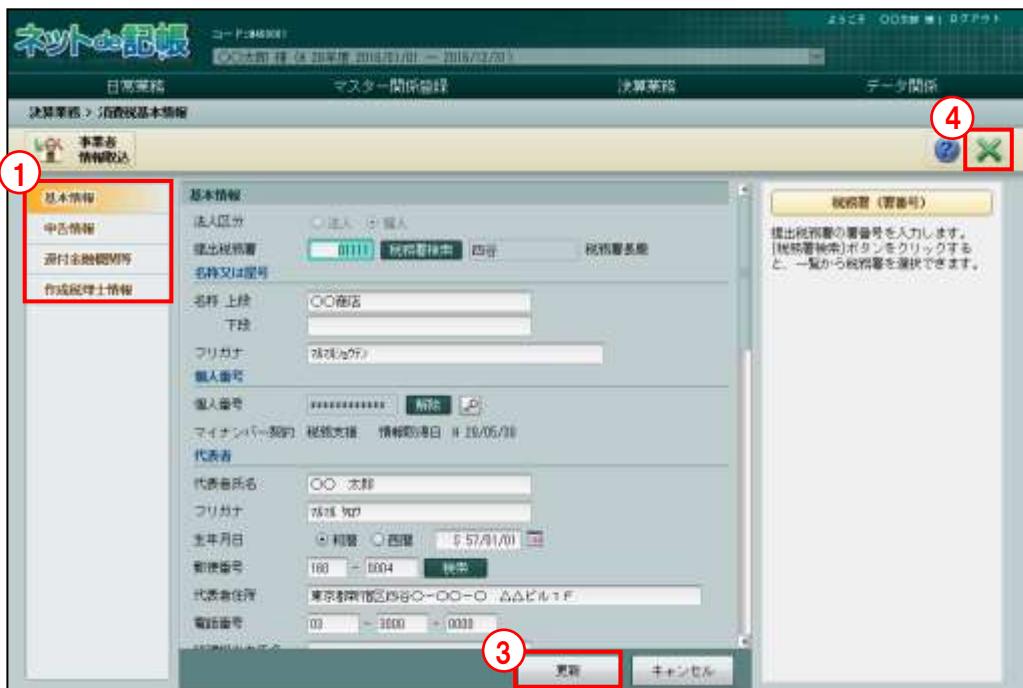
[税理士情報取込] ボタン

- 『ユーザー情報』に登録されている税理士の情報を取り込むことができます。
- 【税理士情報取込】ボタンは、「システム権限」が税理士以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

2.1.1 消費税基本情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

『消費税基本情報』の設定および事業者情報取込の手順について説明します。



①各タブメニューをクリックします。

②各タブのガイドエリアを参考にして、消費税基本情報を設定します。



[個人の消費税基本情報の設定内容](#) ➔

「2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）」参照



[法人の消費税基本情報の設定内容](#) ➔

「2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）」参照

③ [更新] ボタンをクリックします。

④ [X] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

個人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.2.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

法人区分	<input type="radio"/> 法人 <input checked="" type="radio"/> 個人			
提出税務署	01111	税務署検索	四谷	税務署長殿
名称	上段 ○○商店	下段		
フリガナ	オカルト			
個人番号	*****	解説	検索	
マイナンバー契約	税務署支援	情報開示済日	H28/05/30	
代表者				
代表者氏名	○○ 太郎			
フリガナ	オカルト			
生年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 西暦	57/01/01		
郵便番号	160 - 0004	検索		
代表者住所	東京都渋谷区四谷○-○○-○ △△ビル1F			
電話番号	03 - 3000 - 0000			
経理担当者氏名				

[法人区分]

- 法人区分が表示されます。変更することはできません。

[提出税務署]

- 【税務署検索】ボタンをクリックし、《役所検索エクスプローラー》を表示します。提出先の税務署を《役所検索エクスプローラー》から選択します。

利用頻度の高いボタン→

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクスプローラー」参照

[名称 上段]

- 名称または屋号を全角15文字以内で入力します。

[名称 下段]

- 名称または屋号が上段で収まらない場合に全角15文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 名称または屋号のフリガナを半角40文字以内で入力します。
- 名称上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[個人番号]

- 【個人番号】欄は、会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、【個人番号】、【連携】ボタン、【解除】ボタンおよびボタンの表示状態が異なります。

[連携] ボタン

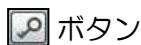
- 個人番号が連携されていない場合、[連携] ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

 [個人番号の連携について](#) → 「2.1.2.2 個人番号を連携する」参照

[解除] ボタン

- 個人番号が連携されている場合、[解除] ボタンが表示されます。
- 『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

 [個人番号の解除について](#) → 「2.1.2.3 個人番号を解除する」参照

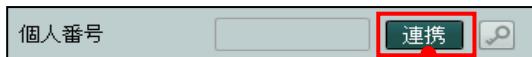
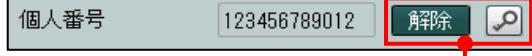
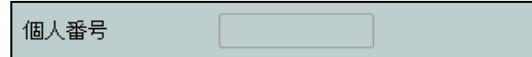


- 個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#)

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 [連携] ボタンのみ操作できます。  <p style="text-align: center;">操作可能</p> 個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 [解除] ボタンおよび  ボタンが操作できます。  <p style="text-align: center;">操作可能</p> <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>  <p style="text-align: center;">操作可能</p>
税務支援	あり	登録済み端末以外	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。  <p style="text-align: center;">操作不可</p>
税務支援	なし	登録済み端末	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。  <p style="text-align: center;">操作不可</p>
税務支援以外	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 

[マイナンバー契約]

- ・[マイナンバー契約] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・事業者の「マイナンバー契約区分」が表示されます。「マイナンバー契約区分」には、「利用なし」「税務支援」「保管のみ」があります。
- ・「情報取得日」に、「マイナンバー契約区分」を取得した日付が表示されます。

[代表者氏名]

- ・代表者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・代表者の氏名のフリガナを半角 30 文字以内で入力します。
- ・代表者氏名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[生年月日]

- ・[生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。

[郵便番号]

- ・上 3 衍+下 4 衍（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、住所欄に該当住所が表示されます。

[代表者住所]

- ・代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- ・代表者の電話番号を半角で入力します。

[経理担当者氏名]

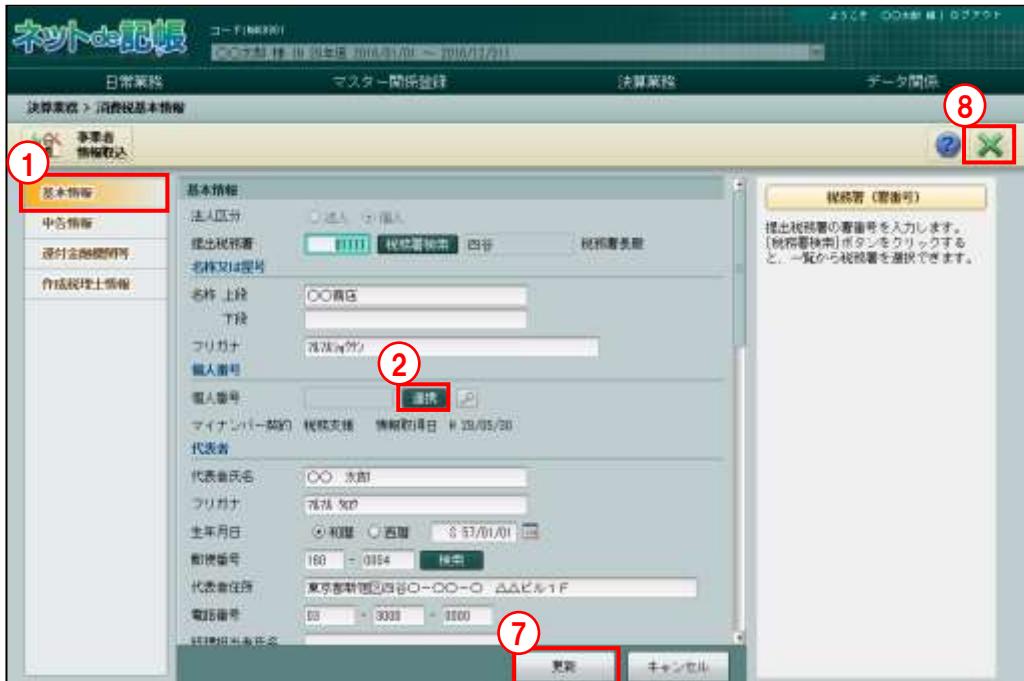
- ・経理担当者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

2.1.2.2 個人番号を連携する

『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携する手順について説明します。

連携する手順は、氏名および生年月日の状況により、4つのパターンがあります。

(1) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名および生年月日が一致する場合



① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ヘッダーには、『消費税基本情報』画面の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、ヘッダーに表示された氏名および生年月日と一致する『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族が表示されます。



④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

- ⑥ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

A screenshot of a user interface. On the left, there is a label '個人番号' (Personal Number). To its right is a text input field containing the masked text '*****'. This input field is highlighted with a red rectangular border. To the right of the input field are two buttons: a dark green button labeled '解除' (Unmask) and a light blue button with a magnifying glass icon.

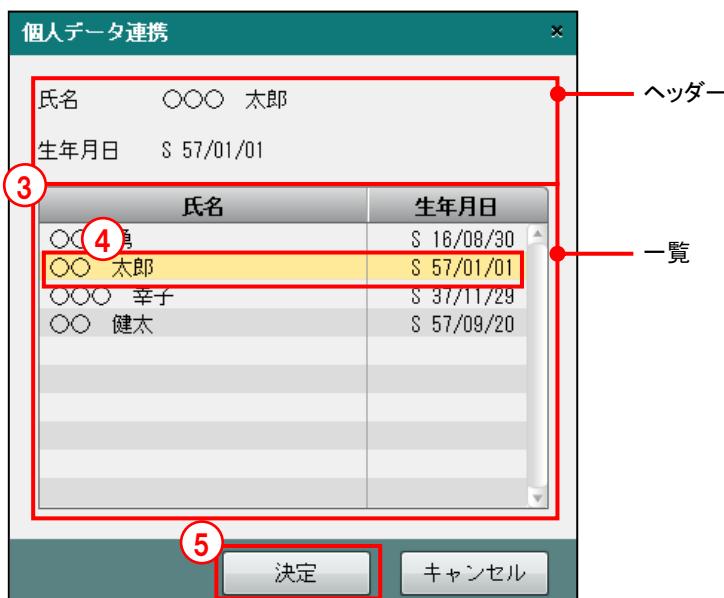
- ⑦ [更新] ボタンをクリックします。

- ⑧ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(2) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名が一致しない場合



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の「連携」ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、『消費税基本情報』の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

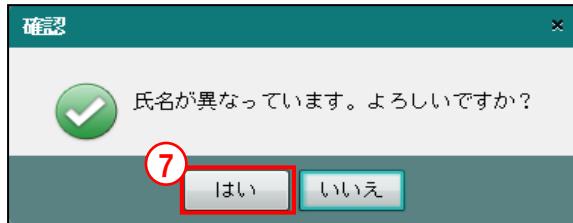


- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

⑥氏名が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



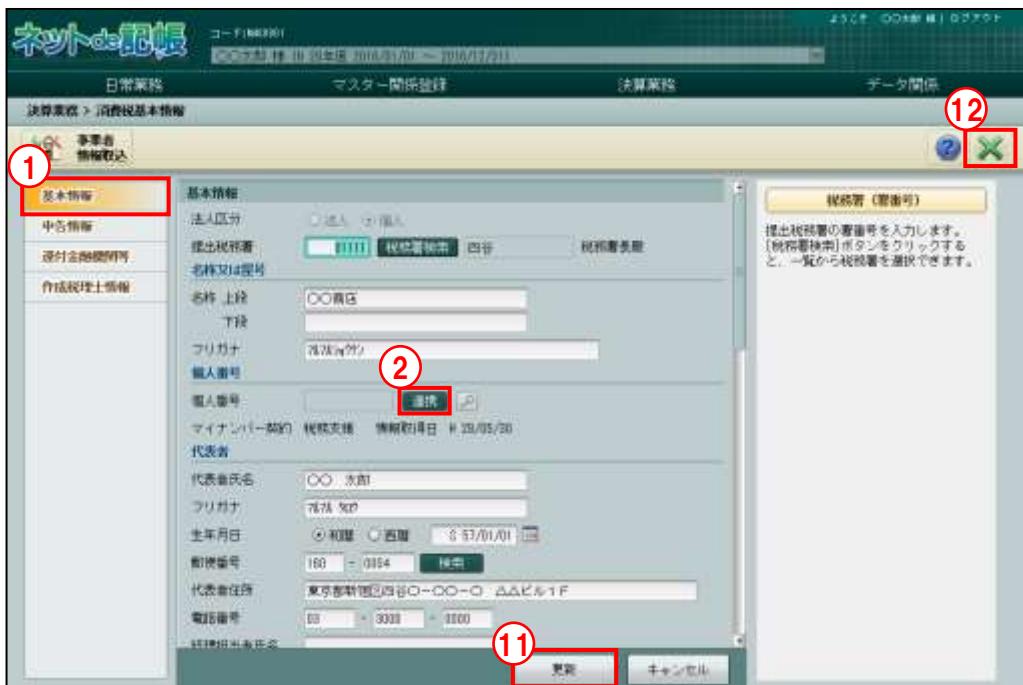
⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

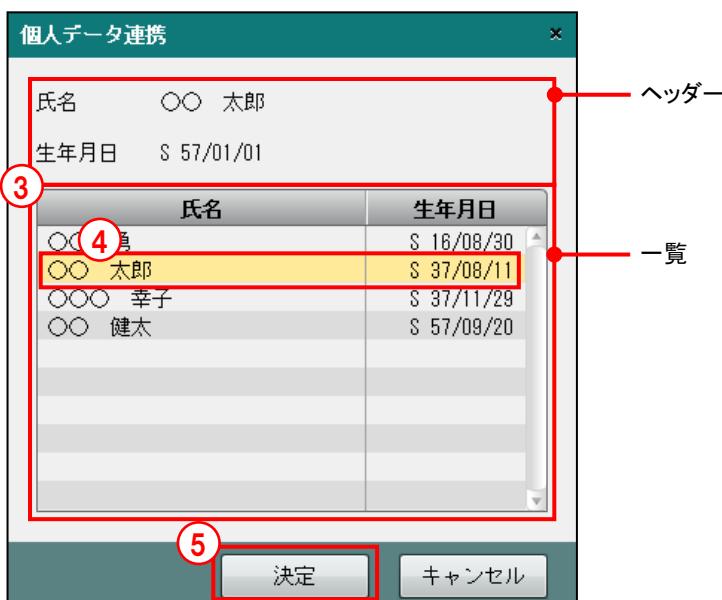
⑨ [更新] ボタンをクリックします。

⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(3)『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の生年月日が一致しない場合



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、『消費税基本情報』の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

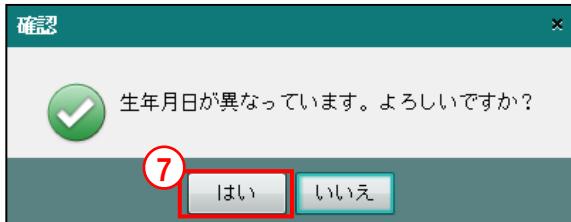


- ④一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

⑥生年月日が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧「消費税基本情報」に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



⑨ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が「消費税基本情報」に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。

⑩ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

個人番号	*****	解除	🔍
------	-------	----	---

⑪ [更新] ボタンをクリックします。

⑫ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

(4) 『ネット de 記帳』の生年月日が未登録の場合



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、『消費税基本情報』の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

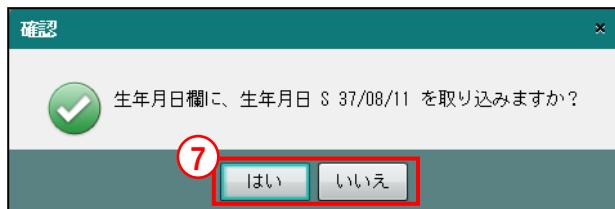


- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

⑥『消費税基本情報』に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が『消費税基本情報』に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。

⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

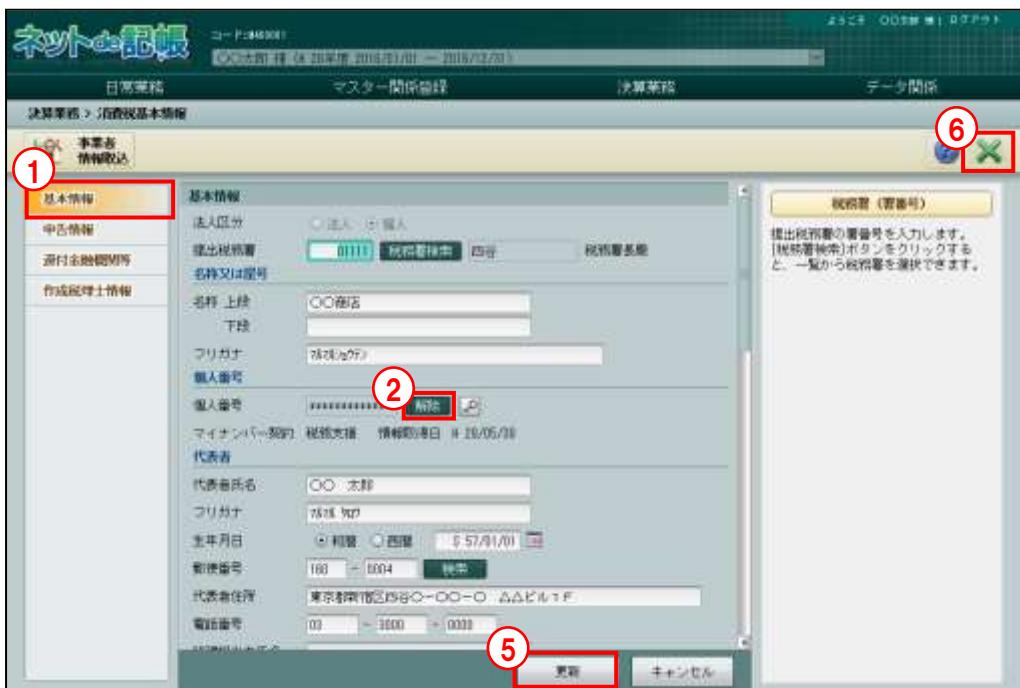


⑨ [更新] ボタンをクリックします。

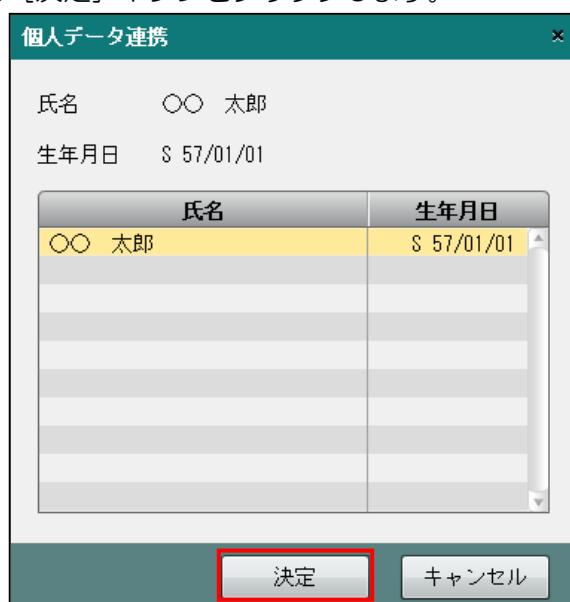
⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2.3 個人番号を解除する

『ネット de 記帳』に連携した個人番号を解除する手順について説明します。



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [解除] ボタンをクリックします。
- ③ [決定] ボタンをクリックします。



- ④ [基本情報] タブの [個人番号] 欄の個人番号がクリアされた状態で表示されます。



- ⑤ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑥ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2.1.2.4 [申告情報] タブ

[申告情報] タブの詳細について説明します。

基本情報
申告情報
課付金額範囲等
作成税理士情報
税務署処理欄
付記事項
割賦基準の適用
延札基準等の適用
工事進行基準の適用
現金主義会計の適用

郵便番号: 100-0004
納税地 上段: 東京都新宿区四谷一〇〇一〇
下段: △△ビル1F
フリガナ: ドラえもん
電話番号: 03-3000-0001
整理番号: 2000001
所管: 無
要否: 有
整理番号: 2000001

空欄
有
無

●納税地

[郵便番号]

- 上 3 衔+下 4 衔（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地上段]

- 納税地の住所を全角 20 文字以内で入力します。

[納税地下段]

- 納税地上段で収まらない場合に全角 20 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 納税地の住所のフリガナを半角 80 文字以内で入力します。
- 納税地上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[電話番号]

- 納税地の電話番号を半角で入力します。

●税務署処理欄

[所管]

- 半角 2 文字以内で入力します。

[要否]

- 半角 2 文字以内で入力します。

[整理番号]

- 半角 8 文字以内で入力します。

●付記事項

[割賦基準の適用]

- 割賦基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[延払基準等の適用]

- ・延払基準等の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[工事進行基準の適用]

- ・工事進行基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[現金主義会計の適用]

- ・現金主義会計の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ

[還付金融機関等] タブの詳細について説明します。還付金融機関等は、還付される税金がある場合に表示・印刷されます。[金融機関区分] で「銀行等」「郵便局・ゆうちょ銀行」から選択します。

● [金融機関区分] で「銀行等」を選択した場合



[金融機関名]

- 金融機関の名称を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「銀行」「金庫」「組合」「農協」「漁協」から選択します。

[本支店名]

- 金融機関の支店名を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「本店」「支店」「本所」「支所」「出張所」から選択します。

[預金種類]

- 預金の種類を「空白」「普通」「当座」「納税準備」「通知」「別段」「貯蓄」「その他」から選択します。
- 「その他」を選択した場合は、預金の種類を全角 4 文字以内で入力します。

[口座番号]

- 預金の口座番号を 10 衍以内で入力します。

● [金融機関区分] で「郵便局・ゆうちょ銀行」を選択した場合



[郵便局名]

- 郵便局名を全角 15 文字以内で入力します。

[貯金記号番号]

- 貯金の記号番号を半角 5 衍+8 衍以内で入力します。

2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ

[作成税理士情報] タブの詳細について説明します。

The screenshot shows a software window with a sidebar on the left containing tabs: 基本情報 (Basic Information), 告白情報 (Advertisement Information), 選択店舗 (Selected Store), and **作成税理士情報** (Create Tax Advisor Information). The last tab is selected and highlighted with a red box. The main area contains the following fields:

- 本店名**: A text input field.
- 押印種類**: A dropdown menu.
- 押印番号**: A text input field.
- 預金名**: A text input field.
- 作成税理士情報**: A section header.
- 付記名称**: A text input field.
- フリガナ**: A text input field.
- 税理士名**: A text input field.
- フリガナ**: A text input field.
- 事務所郵便番号**: A text input field with a search button.
- 事務所所在地**: A text input field.
- 電話番号**: A text input field.
- 税理士法第30条の書面提出有**: A checkbox.
- 税理士法第33条の2の書面提出有**: A checkbox.

[付記名称]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名または税理士事務所名を、全角 30 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名あるいは税理士事務所名のフリガナを、半角 60 文字以内で入力します。
- 付記名称に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[税理士名]

- 税理士の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 税理士名のフリガナを、半角 30 文字以内で入力します。
- 税理士名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[事務所郵便番号]

- 上 3 衍+下 4 衍で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、所在地欄に該当住所が表示されます。

[事務所所在地]

- 税理士の事務所所在地の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- 税理士の電話番号を半角で入力します。

[税理士法第 30 条の書面提出有]

- 税理士法第 30 条の書面提出有の場合にチェックをつけます。

[税理士法第 33 条の 2 の書面提出有]

- 税理士法第 33 条の 2 の書面提出有の場合にチェックをつけます。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

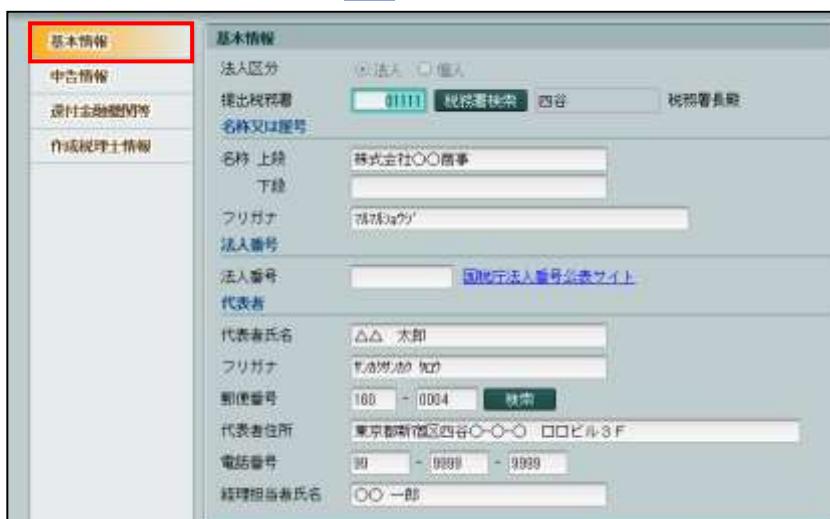
法人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.3.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

個人と同じ設定項目については、個人の設定内容を参照してください。

 [基本情報] タブについて → 「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照



[法人番号]

- ・法人番号を半角数字 13 衔で入力します。
- ・法人番号を検索する場合は、「国税庁法人番号公表サイト」のリンクをクリックします。検索した法人番号は、コピーなどにより入力します。
- ・[法人番号] 欄は、会計期間の終了が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者の場合に表示されます。

2.1.3.2 [申告情報] タブ

個人の [申告情報] タブの詳細と同様です。

 [申告情報] タブについて → 「2.1.2.4 [申告情報] タブ」参照



2.1.3.3 [還付金融機関等] タブ

個人の [還付金融機関等] タブの詳細と同様です。



「2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ」参照

金融機関区分	<input checked="" type="radio"/> 銀行等	<input type="radio"/> 郵便局・ゆうちょ銀行
金融機関名	<input type="text"/>	
本支店名	<input type="text"/>	
預金種類	<input type="text"/>	預金名 <input type="text"/>
口座番号	<input type="text"/>	

2.1.3.4 [作成税理士情報] タブ

個人の [作成税理士情報] タブの詳細と同様です。



「2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ」参照

本支店名	<input type="text"/>	<input type="text"/>
預金種類	<input type="text"/>	預金名 <input type="text"/>
口座番号	<input type="text"/>	
作成税理士情報		
付記名称	<input type="text"/>	
フリガナ	<input type="text"/>	
税理士名	<input type="text"/>	
フリガナ	<input type="text"/>	
事務所郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事務所所在地	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有		
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有		

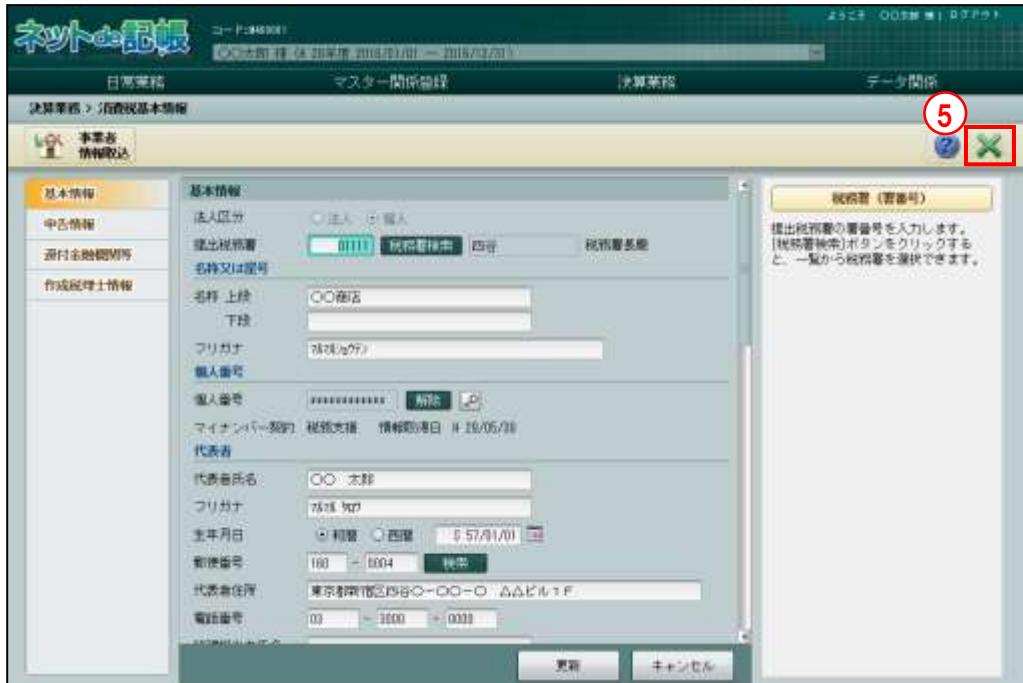
2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

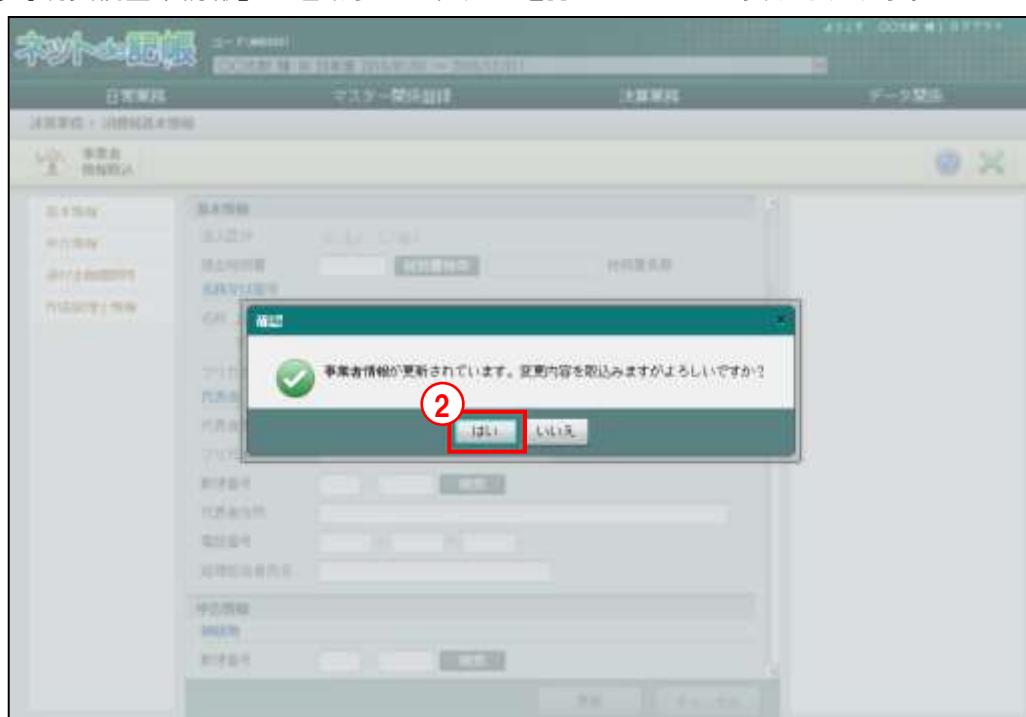
2.1.4 事業者情報を取り込む

『決算業務』>『消費税基本情報』>『事業者情報取込』

商工会が事業者情報の内容を変更した場合に、変更した内容を取り込む手順について説明します。



① 『消費税基本情報』を起動すると、次の確認メッセージが表示されます。



② [はい] ボタンをクリックします。



[いいえ] ボタンをクリックした場合→

「2.1.4.1 取り込み確認メッセージで [いいえ] を選択した場合」参照

③事業者情報の各タブで取り込み内容を確認します。商工会が変更した項目は、チェックがついた状態で初期表示されます。



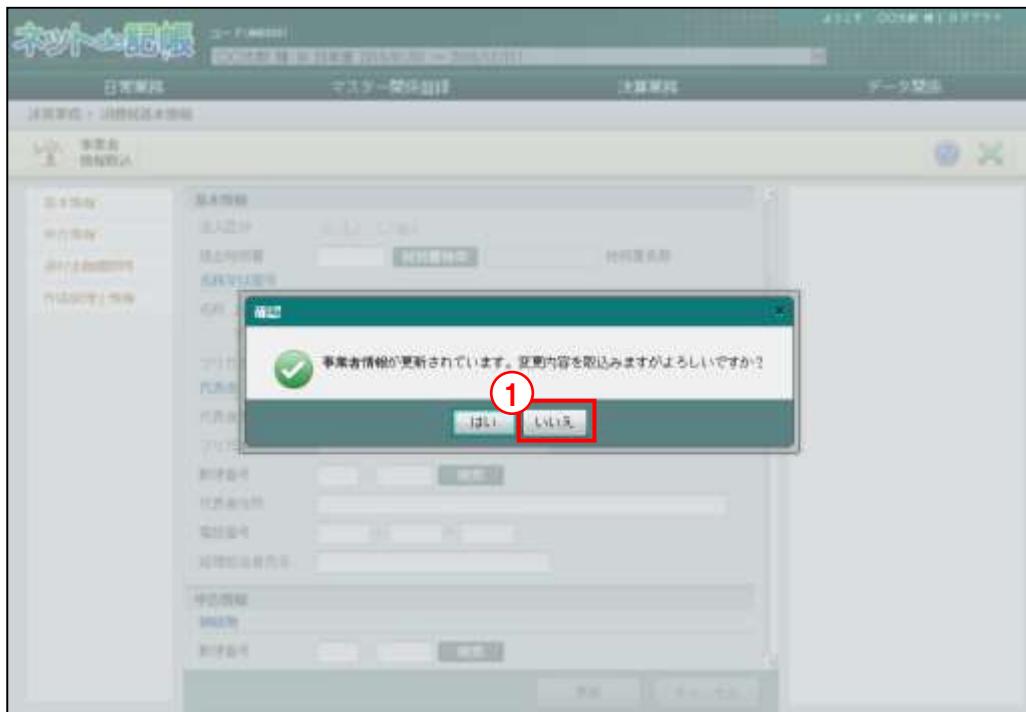
- ④ [取込む] ボタンをクリックします。
⑤ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。

2 消費税基本情報を設定する

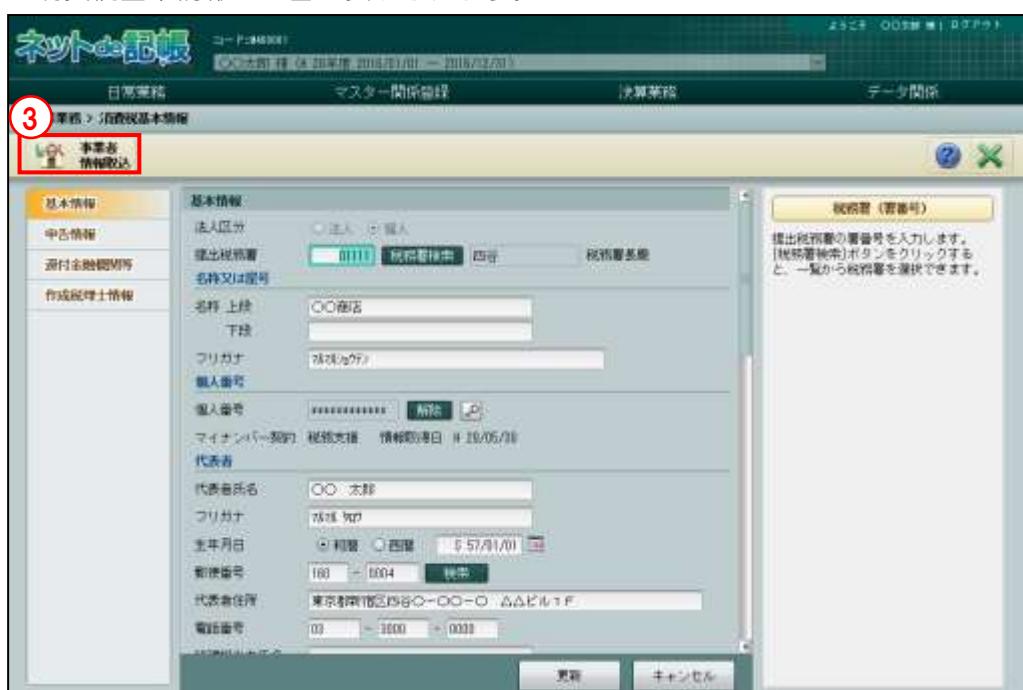
2.1 消費税基本情報

2.1.4.1 取り込み確認メッセージで [いいえ] を選択した場合

取り込み確認のメッセージで [いいえ] を選択した後に、事業者情報の取り込みを行う手順について説明します。



- ①取り込み確認のメッセージで [いいえ] ボタンをクリックします。
- ②«消費税基本情報»画面が表示されます。



- ③ [事業者情報取込] ボタンをクリックします。
- ④ «事業者情報取込»画面の各タブで取り込み内容を確認します。
- ⑤ [取込む] ボタンをクリックします。

2.1.4.2 事業者情報取込の詳細説明（個人の場合）

個人の場合の【基本情報】タブ、【申告情報】タブの詳細について説明します。

● [基本情報] タブ

The screenshot shows the 'Business Information Import' window with the 'Basic Information' tab selected. The 'Business Type' section is highlighted with a red box. Other sections include 'Tax Office Selection', 'Name or Address', 'Kanji/Katakana Input', 'Personal Number', 'Representative Name', and 'Representative Katakana Name'.

[法人区分]

- ・法人区分が表示されます。変更することはできません。

[提出税務署]

- ・[税務署検索] ボタンをクリックし、《役所検索エクスプローラー》を表示します。提出先の税務署を《役所検索エクスプローラー》から選択します。

利用頻度の高いボタン→

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクスプローラー」参照

[名称又は屋号]

- ・名称または屋号を全角 15 文字以内で入力します。

[名称又は屋号カナ]

- ・名称または屋号のフリガナを半角 40 文字以内で入力します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

[個人番号]

- 【個人番号】欄は、会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、【個人番号】および[?]ボタンの表示状態が異なります。

[?] ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。



「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 個人番号 <input type="checkbox"/> [?] </div> <p style="text-align: center;">操作不可</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 [?]ボタンが操作できます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 個人番号 <input type="checkbox"/> ***** [?] </div> <p style="text-align: center;">操作可能</p> <p>マスク状態で[?]ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 個人番号 <input type="checkbox"/> 123456789012 [?] </div> <p style="text-align: center;">操作可能</p>
税務支援	あり	登録済み端末以外	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 個人番号 <input type="checkbox"/> [?] </div> <p style="text-align: center;">操作不可</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 個人番号 <input type="checkbox"/> ***** [?] </div> <p style="text-align: center;">操作不可</p>
税務支援	なし	登録済み端末	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 個人番号 <input type="checkbox"/> [?] </div> <p style="text-align: center;">操作不可</p>
税務支援以外	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 個人番号 <input type="checkbox"/> </div>

[代表者氏名]

- ・代表者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[代表者氏名カナ]

- ・代表者氏名のフリガナを半角 30 文字以内で入力します。

[生年月日]

- ・和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。
- ・[生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。

[代表者郵便番号]

- ・上 3 衢+下 4 衢（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、代表者住所欄に該当住所が表示されます。

[代表者住所]

- ・代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[代表者電話番号]

- ・代表者の電話番号を半角で入力します。

[経理担当者氏名]

- ・経理担当者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

● [申告情報] タブ

基本情報
申告情報

変更日時 2016/07/08 18:25

代表者電話番号 03-8888-9999
03-8800-0000

経理担当者氏名

申告情報

納税地郵便番号 160-0004 検索
160-0004

納税地 東京都渋谷区四谷○-○○-○
四谷ビル1F
東京都渋谷区四谷○-○○-○
△△ビル1F

納税地フリガナ トモタケシ/トモカズ-747-12345678
トモタケシ/トモカズ-747-12345678

納税地電話番号 03-8888-9999
03-8800-0000

整理番号 2000001
2000001

登込も 登込しない

[納税地郵便番号]

- 上 3 衔+下 4 衔（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地]

- 納税地の住所を全角 30 文字以内で入力します。

[納税地フリガナ]

- 納税地の住所のフリガナを半角 60 文字以内で入力します。

[納税地電話番号]

- 納税地の電話番号を半角で入力します。

[整理番号]

- 半角 8 文字以内で入力します。

2.1.4.3 事業者情報取込の詳細説明（法人の場合）

法人の場合の【基本情報】タブ、【申告情報】タブの詳細について説明します。

個人と同じ設定項目については、個人の設定内容を参照してください。

● [基本情報] タブ



「2.1.4.2 事業者情報取込の詳細説明（個人の場合）」参照



[法人番号]

- ・[法人番号] 欄は、会計期間の終了が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者の場合に表示されます。
- ・法人番号を半角数字 13 衔で入力します。
- ・法人番号を検索する場合は、「国税庁法人番号公表サイト」のリンクをクリックします。検索した法人番号は、コピーなどにより入力します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

● [申告情報] タブ

個人の [申告情報] タブの詳細と同様です。



「2.1.4.2 事業者情報取込の詳細説明（個人の場合）」参照

The screenshot shows a software interface for inputting business operator information. At the top, there's a header bar with the title '事業者情報取込' and a date/time stamp '変更日時: 2016/07/14 18:02'. Below this is a navigation bar with two tabs: '基本情報' (Basic Information) and '申告情報' (Declaration Information), with '申告情報' highlighted by a red rectangle. The main area contains several input fields:

- 代表者電話番号: A field with three input boxes for '09' (area code), '8899' (first four digits), and '8888' (last four digits).
- 統理担当者氏名: A field with two input boxes for '〇〇' (last name) and '一郎' (first name).
- 申告情報: A section header followed by several input fields:
 - 納税地郵便番号: A field with three input boxes for '160' (area code), '0004' (post office number), and a '検索' (Search) button.
 - 納税地: A dropdown menu showing '東京都新宿区四谷〇-〇-〇' (Shinjuku-ku, Tokyo, 0-0-0) and three other options: 'ロロビル 3F', '東京都新宿区四谷〇-〇-〇', and 'ロロビル 3F'.
 - 納税地フリガナ: A field with two input boxes for 'トウキョウシンジクシヨウジヤクシヨウ-0-0-0' (Tokyo Shinjuku-ku, 0-0-0) and 'ロロビル 3F'.
 - 納税地電話番号: A field with three input boxes for '09' (area code), '8899' (first four digits), and '8888' (last four digits).
 - 整理番号: An empty input field.

At the bottom right are two buttons: '取込' (Import) and '取込なし' (No Import).

3

消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3 消費税申告書を作成する

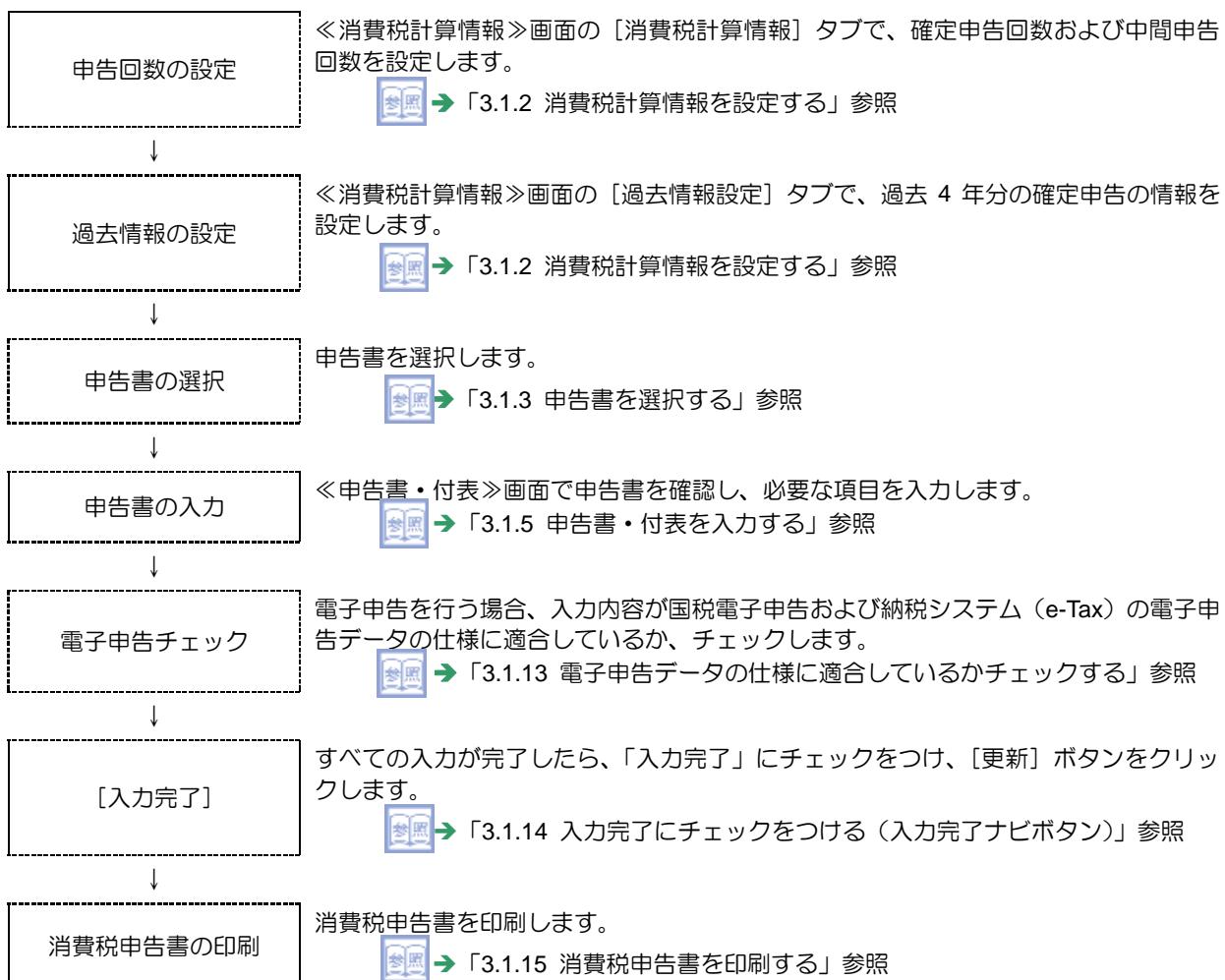
「原則課税」または「簡易課税」を選択して申告書を作成します。中間申告が必要な場合は、予定申告による中間申告書を作成することができます。

3.1 消費税申告書

申告書の作成に必要な情報を設定します。作成した申告書および付表は消費税申告書として出力することができます。

3.1.1 消費税申告書作成の流れ

消費税申告書作成から印刷までの流れは次のとおりです。



3.1.2 消費税計算情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税計算情報』

消費税計算情報および過去情報の設定手順について説明します。



- ① [消費税計算情報] ナビボタンをクリックします。
- ② [消費税計算情報] タブまたは [過去情報設定] タブを選択します。
 - 「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照
 - 「3.1.2.2 [過去情報設定] タブ」参照
- ③必要に応じて、入力エリアの内容を設定します。
- ④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ

『決算業務』>『消費税計算情報』>『消費税計算情報』

[消費税計算情報] タブの詳細について説明します。



[消費税区分]

- ・免税・原則課税・簡易課税が表示されます。変更することはできません。
- ・消費税区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

[税処理区分]

- ・税込処理・税抜処理が表示されます。変更することはできません。
- ・税処理区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

[外税売上の税額計算区分]

- ・売上科目を外税入力した場合の消費税額の計算方法を選択します。

期間方式

入力した売上科目の金額を仮受消費税の金額から、その課税期間における税込金額を求め課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式

入力した売上科目の金額と仮受消費税の金額を、取引ごとに積み上げ計算を行い、課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式は、「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」を受ける場合に選択します。

[仕入の税額計算区分]

- ・仕入控除税額の計算区分を選択します。

期間方式

課税期間における仕入取引が税込で集計され、控除対象仕入税額が算出されます。

積上方式1

内税入力の場合は「期間方式」で計算され、消費税額が税込金額×6.3÷108（または×4÷105）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が金額×63÷80（または×4÷5）で算出されます。

積上方式2

内税入力の場合は、消費税額が取引ごとに計算された仮払消費税の総額×63÷80（または×4÷5）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が総額×63÷80（または×4÷5）で算出されます。

[控除税額の計算区分]

- ・「個別対応方式」「一括比例配分方式」から選択します。

[税務署長承認課税割合（分子／分母）]

- ・分子、分母とも12桁以内で入力します。
- ・「控除税額の計算方法」で「個別対応方式」を選択し、課税売上割合の代わりに税務署長承認課税割合を使用する場合に、その計算データを登録します。所轄税務署長に課税割合を認められた場合のみ入力します。

[簡便法計算区分]

- ・簡易課税で簡便法の計算をする場合にチェックをつけます。
- ・『商工会業務』>『事業者情報登録』>『事業者登録』>『事業者区分』で「個人」を選択し、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』>[消費税情報]タブの「消費税区分」で「簡易課税」を選択している場合のみ表示されます。



→「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

[確定申告回数]

- ・「年1回」「年4回（3か月）」「年12回（1か月）」から選択します。

[中間申告回数]

- ・「なし」「年1回（6か月）」「年3回（3か月）」「年11回（1か月）」から選択します。
- ・確定申告回数が「年1回」の場合のみ設定することができます。
- ・「なし」以外を選択した場合は、「申告書選択」ナビボタンで「中間申告書」が表示されます。

[任意（年1回）]

- ・任意で中間申告をする場合に選択します。「中間申告回数」で「なし」を選択した場合のみチェックをつけることができます。
- ・任意（年1回）にチェックをつけた場合は、[自動設定]ボタンは使用できません。



任意の中間申告制度

任意の中間申告制度とは、前課税期間の消費税額（地方消費税額を含まない）が48万円以下でも中間申告書を提出できる制度です。

任意の中間申告制度は個人の場合、平成27年1月1日以降に開始する課税期間より適用されます。法人の場合には、平成26年4月1日以降に開始する課税期間より適用されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.2.2 [過去情報設定] タブ

『決算業務』>『消費税計算情報』>『過去情報設定』

[過去情報設定] タブの詳細について説明します。過去情報には、過去4年分の確定申告の金額が表示されます。

『消費税申告書』を初めて使用する場合は、前々期および前期の過去情報を入力します。

次年度以降は『決算更新』を実行すると、今期の金額が前期欄に前期の金額が前々期欄にと繰り越されるため、入力の必要はありません。

今期の確定申告の金額は、「入力完了」にチェックをつけて [更新] ボタンをクリックすると反映されます。

課税期間	今期		前々期		3期前		4期前	
	日	月	日	月	日	月	日	月
消費税計算	原則課税	(原則課税)	原則課税	(原則課税)	原則課税	(原則課税)	原則課税	(原則課税)
課税売上高（課税売上割合の分子）	上期		28,000,000	25,000,000	25,000,000	22,000,000		
非消費税申告書の15年間	年間		51,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000		
非課税資産の輸出等の金額								
基礎期間の課税売上高								
課税売上高 - 非課税資産の輸出等の金額			51,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000		
各期課税税の消費税申告書16								
納税消費税額								
納税消費税額（内国税分）								

【今期について】
今期の確定申告の金額は、入力完了画面で入力完了状態にすることで反映されます。

[課税期間]

- 会計期間が表示されます。

[消費税計算]

- 「なし」「簡易課税」「原則課税」「免税」から選択します。
- 今期欄には [消費税計算情報] タブの「消費税区分」が表示されます。

[課税売上高（課税売上割合の分子）上期] (前期)

- 上期（課税期間の開始から6か月間）の課税売上高を入力します。

[課税売上高（課税売上割合の分子）年間] (前々期・前期)

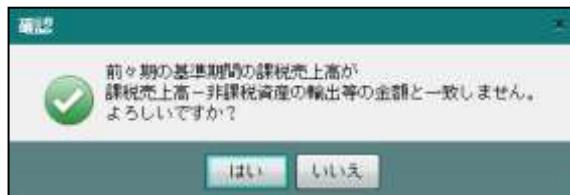
- 前々期、前期の消費税申告書（一般用）における⑯「課税資産の譲渡等の対価の額」または、前々期、前期の消費税申告書（簡易課税用）における⑯「この課税期間の課税売上高」の金額を入力します。

[非課税資産の輸出等の金額]

- 「非課税資産の輸出等の金額」を入力します。

[基準期間の課税売上高] (前々期・前期)

- 「基準期間の課税売上高」には、「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」から「非課税資産の輸出等の金額」を差し引いた金額を入力します。
- 「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」または、「非課税資産の輸出等の金額」を入力すると、「基準期間の課税売上高」を自動で計算します。
ただし、課税期間が1年に満たない場合は自動計算されません。
- 「基準期間の課税売上高」の金額が自動計算の結果と一致していない場合は、次の確認メッセージが表示されます。



- 前々期の「基準期間の課税売上高」は、当期の消費税申告書（一般用）の「基準期間の課税売上高」または、消費税申告書（簡易課税用）の⑯「基準期間の課税売上高」に印刷されます。

[資産の譲渡等の対価の額] (前々期・前期)

- 前々期および前期の消費税申告書（一般用）における⑯「資産の譲渡等の対価の額」を入力します。
- 「簡易課税」を選択している場合、登録する必要はありません。

[納税消費税額] (前期)

- 前期の納税消費税額を入力します。

[納税消費税額（内国税分）] (前期)

- 前期の納税消費税額のうち、国税分を入力します。
- 当期の中間申告書の「前課税期間の消費税額」として使用されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

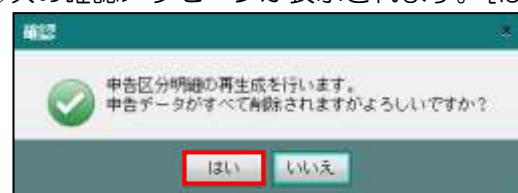
3.1.2.3 中間申告回数を自動設定する

『決算業務』>『消費税計算情報』>『自動設定』

前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する手順について説明します。



- ① [自動設定] ボタンをクリックします。
- ②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

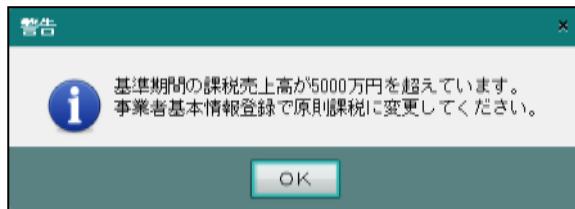


- ③前期の国税納付額に応じて、「中間申告回数」が設定されます。

3.1.2.4 前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合

「簡易課税」を選択している場合、前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えていると、ナビボタンの切り替え時、タブの切り替え時または[X]ボタンをクリックした時に次の警告メッセージが表示されます。

『マスター関係登録』>『事業者基本情報』の「消費税区分」を「原則課税」に変更します。



法人で前々期の課税期間が1年に満たない場合は、5千万円を超えているか判定されないため、年換算して判断してください。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.3 申告書を選択する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書選択』

中間申告書または確定申告書の作成手順について説明します。



① [申告書選択] ナビボタンをクリックします。

② 作成または確認を行う申告書を選択します。

③ [選択] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照



→ 「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

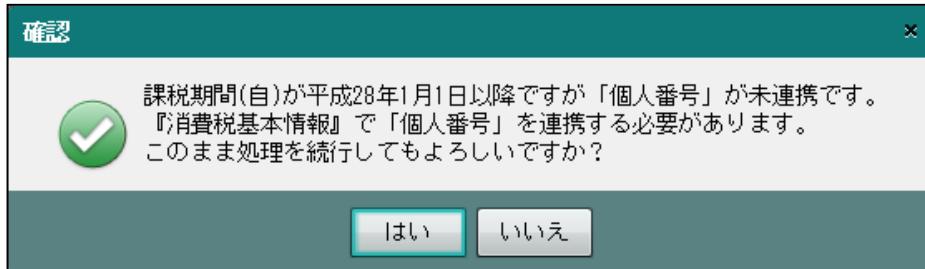
④ 『申告書・付表』画面が表示されます。続けて、申告書の入力を行います。



→ 「3.1.5 申告書・付表を入力する」参照

3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合

『申告書選択』画面で【選択】ボタンをクリックしたとき、『マイナンバー保管』を利用している事業者の個人番号が未連携の場合に表示されるメッセージについて説明します。



●消費税申告書に個人番号を出力する場合

- ・確認メッセージで【いいえ】ボタンをクリックします。『申告書選択』画面に戻ります。
- ・『決算業務』>『消費税基本情報』で個人番号を連携します。連携後、消費税申告書に個人番号を出力することができます。



個人番号の連携について ➔ 「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に個人番号を出力しない場合

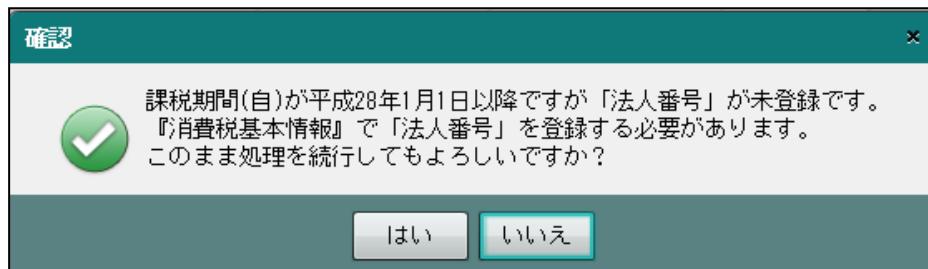
- ・確認メッセージで【はい】ボタンをクリックします。『申告書・付表』画面が表示されます。
- ・個人番号を連携しない場合、消費税申告書に個人番号を出力することはできません。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合

《申告書選択》画面で【選択】ボタンをクリックしたとき、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者で法人番号が未登録の場合に表示されるメッセージについて説明します。



●消費税申告書に法人番号を出力する場合

- 確認メッセージで【いいえ】ボタンをクリックします。《申告書選択》画面に戻ります。
- 『決算業務』>『消費税基本情報』で法人番号を登録します。登録後、消費税申告書に法人番号を出力することができます。

法人番号の登録について ➔ 「2.1.3.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に法人番号を出力しない場合

- 確認メッセージで【はい】ボタンをクリックします。《申告書・付表》画面が表示されます。
- 法人番号を登録しない場合、消費税申告書に法人番号を出力することはできません。

3.1.4 仕訳データの集計期間を短縮する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書選択』>『集計期間変更』

仕訳データの集計期間を短縮する手順について説明します。この処理を行うと、申告書の課税期間が指定された集計終了月に変更されます。

「入力完了」済みの場合、集計期間は短縮できません。

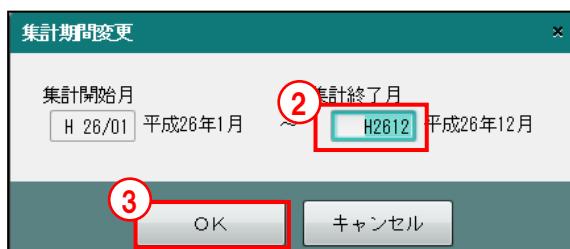


① [集計期間変更] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

②集計終了月を変更します。



③ [OK] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

④確定申告書の集計終了月が、指定された集計終了月に変更されます。



集計終了月に決算月を指定した場合について

中間申告を採用している場合、集計終了月に中間決算の月度を指定すると、中間決算月（81～83月）を含めて集計されます。

集計終了月に決算の月度を指定すると、決算月（91～93月）を含めて集計されます。

3 消費税申告書を作成する

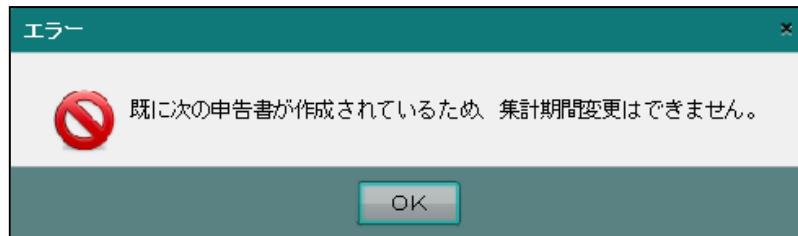
3.1 消費税申告書

3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合

集計期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

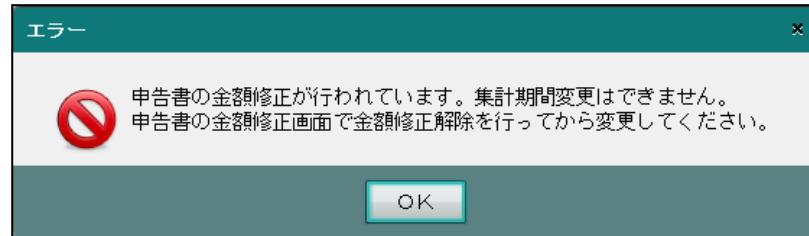
●すでに次の申告書が作成されている場合

- ・[集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・申告書が作成された後に、前の申告書の集計期間を変更することはできません。



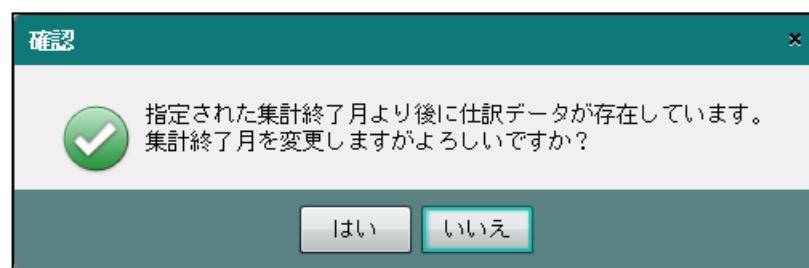
●集計期間を短縮する申告書で金額修正がされている場合

- ・[集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・『金額修正解除』を行ってから、再度集計期間の変更を行います。



●集計終了月より後に仕訳データがある場合

- ・集計期間変更で [OK] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・[はい] ボタンをクリックすると、集計終了月が変更されます。
- ・[いいえ] ボタンをクリックすると、集計終了月は変更されません。

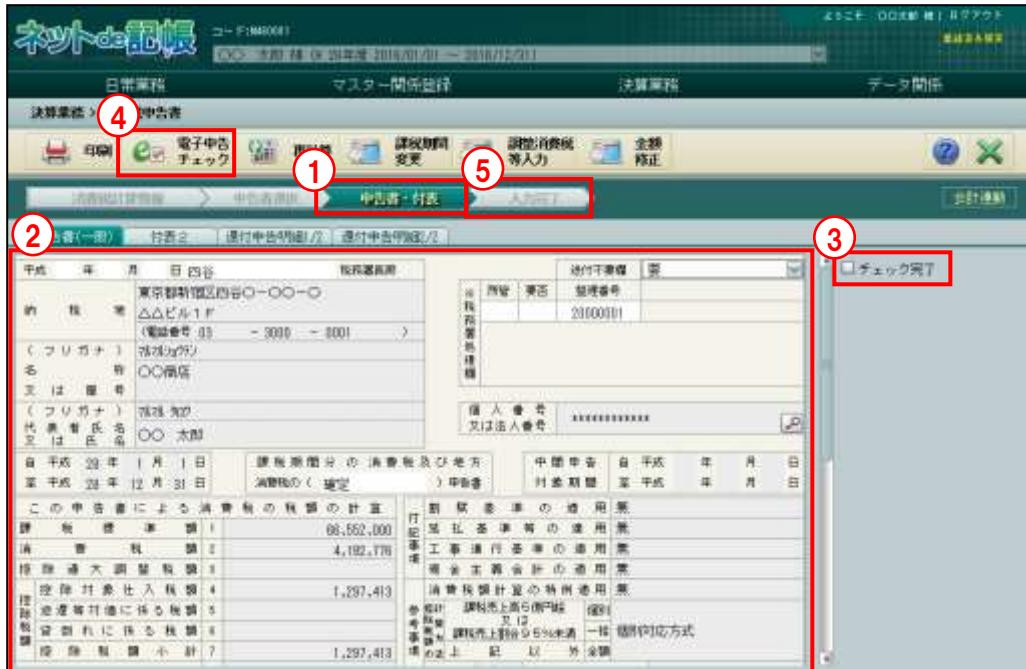


3.1.5 申告書・付表を入力する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』

『申告書・付表』画面では、各タブの内容を確認し、必要に応じて変更します。申告書を入力する手順について説明します。タブの切り替え時または [×] ボタンをクリックした時、入力した内容で更新されます。

原則課税の場合



①『申告書選択』画面の [選択] ボタンをクリックすると、『申告書・付表』画面が表示されます。



メッセージが表示された場合→

「3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ」参照



簡便法の計算をする場合→「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

②必要に応じて、[申告書 (一般)]、[付表2] [還付申告明細 1/2]、[還付申告明細 1/2] の各タブで該当箇所を入力します。

③各タブですべての項目の入力が完了したら「チェック完了」にチェックをつけます。チェックをつけた後も入力を行うことができます。

④ [電子申告チェック] ボタンをクリックし、入力内容が国税電子申告および納税システム (e-Tax) の電子申告データの仕様に適合しているかチェックします。



電子申告データのチェックについて→

「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

⑤ [入力完了] ナビボタンをクリックし、『入力完了』画面を表示します。続けて、入力完了処理を行います。



入力完了を行う→

「3.1.14 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）」参照

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.5.1 詳細説明

『**申告書・付表**』画面の詳細について説明します。

[個人番号]

- 個人番号は、会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号] および  ボタンの表示状態が異なります。

ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。



個人番号を表示できるユーザーについて→

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

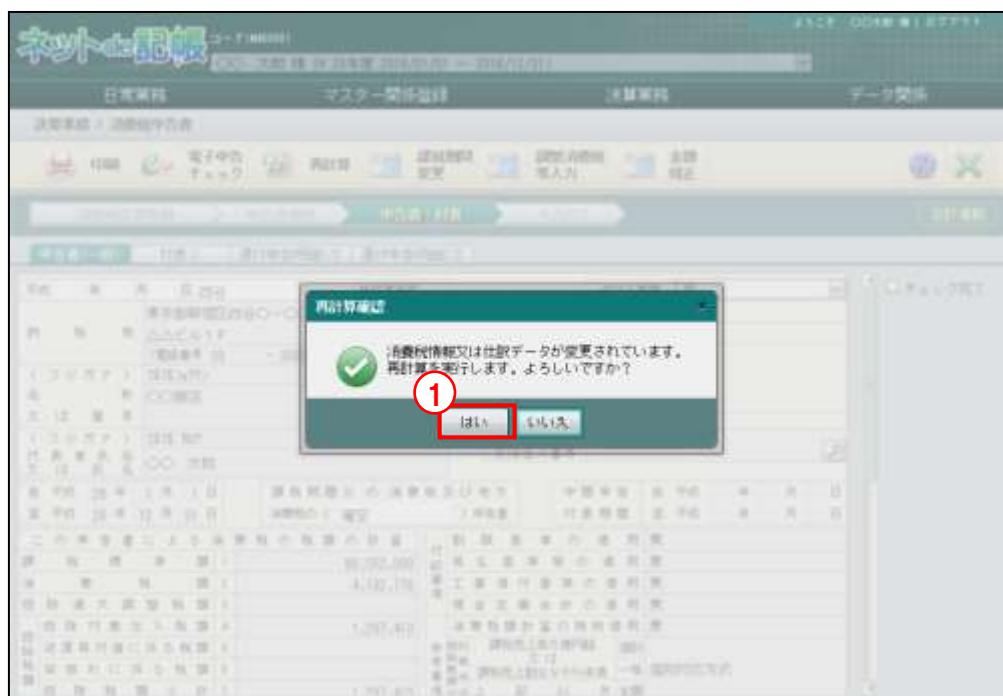
事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p> 操作不可
			<p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンが操作できます。</p> 操作可能
			<p>マスク状態で ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p> 操作可能
税務支援	あり	登録済み端末以外	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p> 操作不可
税務支援	なし	登録済み端末	<p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p> 操作不可
税務支援以外	-	-	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p> 操作不可

3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ

《申告書・付表》ナビボタンをクリックしたときに表示される、再計算の確認メッセージについて説明します。

●再計算のメッセージが表示される項目

- ・『消費税基本情報』の設定内容を変更した場合
- ・仕訳帳などで仕訳を変更した場合
- ・[消費税計算情報] タブで区分等を変更した場合
- ・[過去情報設定] タブで前期・前々期の「基準期間の課税売上高」「資産の譲渡等の対価の額（課税売上割合分母）」を変更した場合

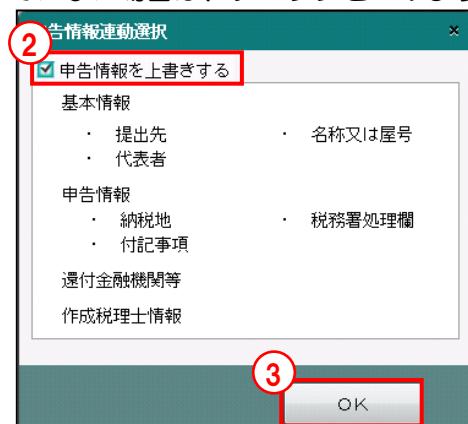


①再計算の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



[いいえ] を選択した場合 → 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

②《申告情報連動選択》画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付いていない場合は、チェックをつけます。



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。



→ 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.5.3 簡便法の計算について

[消費税計算情報] タブ>「簡便法計算区分」にチェックをつけている場合、申告書の作成時および再計算処理の実行時に簡便法計算の判定が行われます。

次の場合は、消費税率 5%（税率 4%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 5%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 5%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

次の場合は、消費税率 8%（税率 6.3%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 8%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 8%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

簡便法の計算が行われる場合は、《申告書・付表》画面に次の「簡便法計算」ラベルが表示されます。

- ・消費税率 5%と 8%で簡便法の計算ができる



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）のみ簡便法の計算ができる

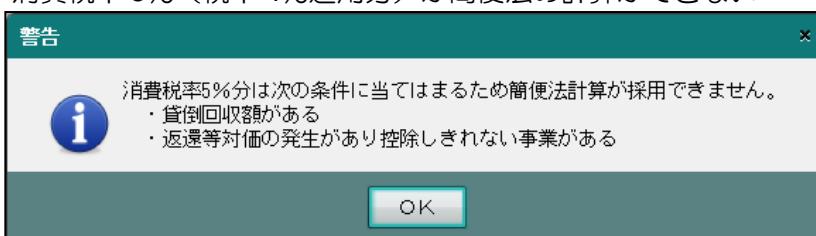


- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）のみ簡便法の計算ができる

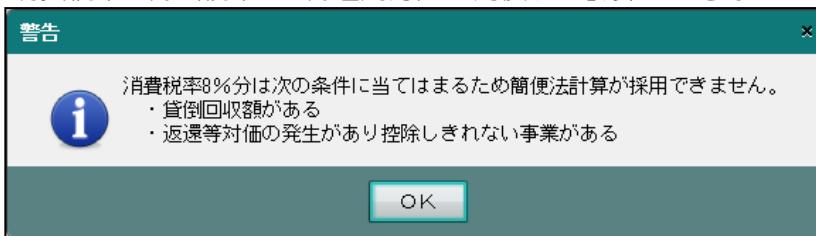


簡便法の計算が行われない場合は、申告書の作成時および再計算処理の実行時に以下のメッセージが表示されます。

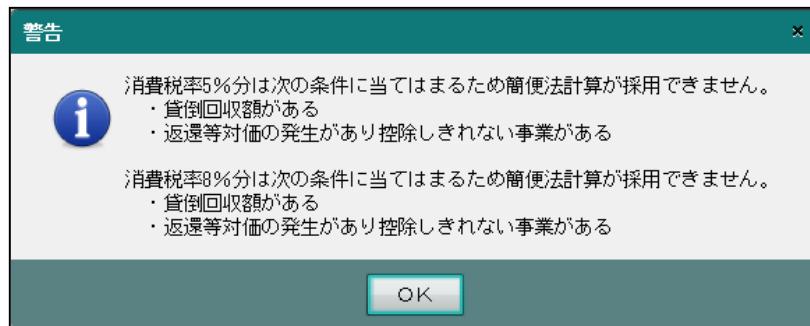
- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）が簡便法の計算ができない



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）が簡便法の計算ができない



- ・消費税率 5%と 8%の両方で簡便法の計算ができない



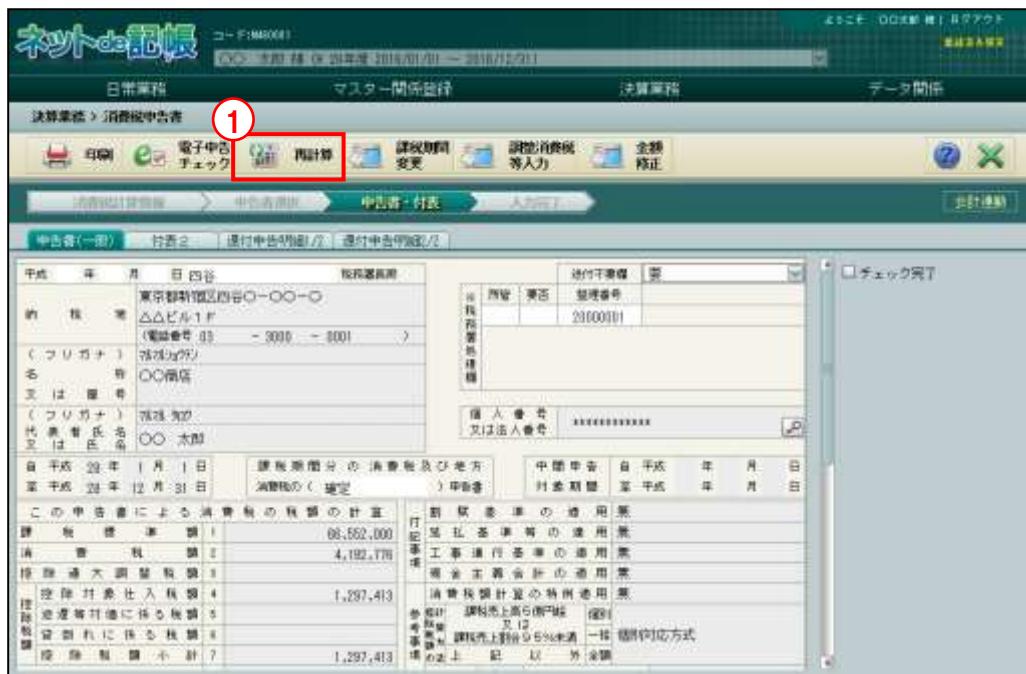
3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.6 申告書を再計算する

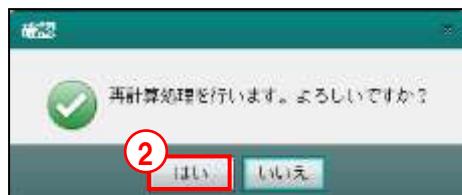
『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『再計算』

申告書を再計算する手順について説明します。

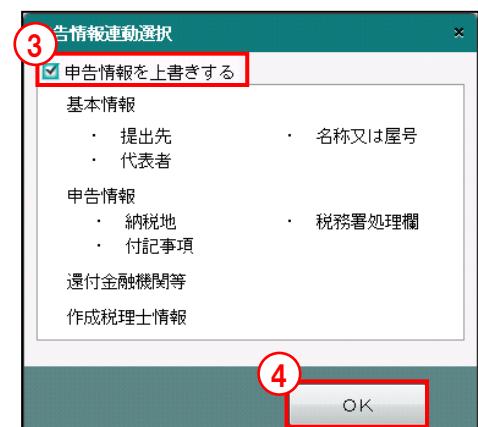


① [再計算] ボタンをクリックします。

②次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③「申告情報連動選択」画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付いていない場合は、チェックをつけます。



④ [OK] ボタンをクリックします。

⑤再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。



→「3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合」参照



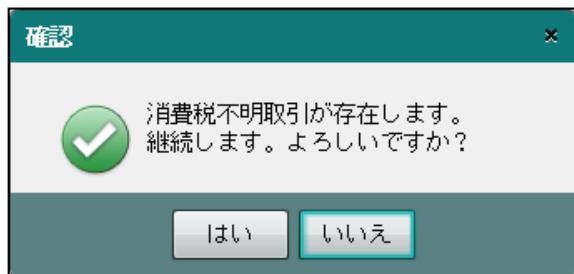
簡便法の計算をする場合→「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合

申告書の再計算時に表示されるエラーメッセージについて説明します。

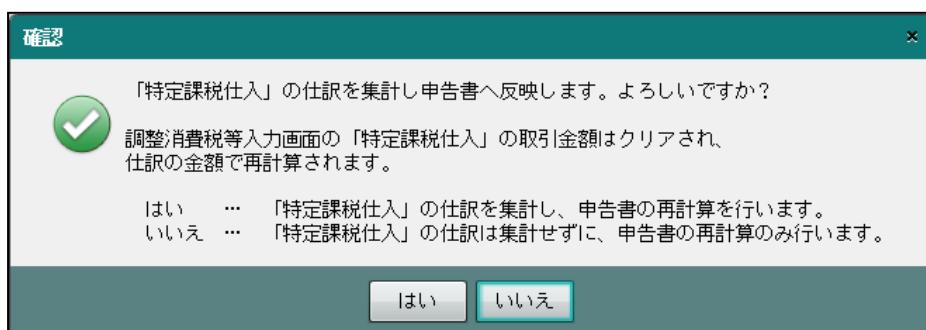
●仕訳データに消費税コード「99：不明」の仕訳がある場合

- ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・[はい] ボタンをクリックすると、消費税コード「99：不明」の仕訳を除いて再計算が行われます。
- ・[いいえ] ボタンをクリックすると再計算は行われません。仕訳を確認し消費税コードを修正してください。



●特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合

- ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・[はい] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳が集計され申告書に反映されます。
- ・[いいえ] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳は集計されません。



特定課税仕入用の固定摘要設定について→

「事業者機能 I.マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

3 消費税申告書を作成する

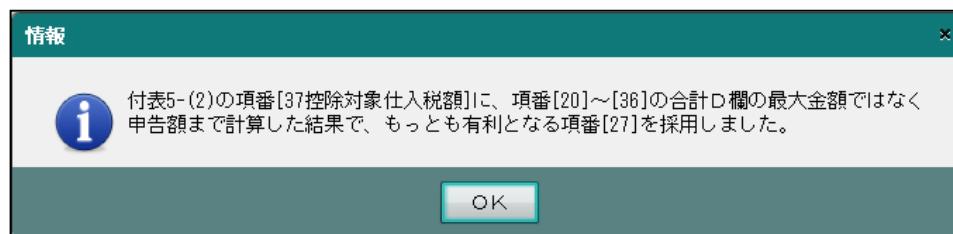
3.1 消費税申告書

3.1.6.2 付表 5- (2) の計算について

通常、付表 5- (2) の「(37) 控除対象仕入税額」には、2 種類以上の事業を営む事業者で特例計算を採用する場合は項番 (20) ~ (36) の合計 D 欄の金額が最も大きい計算式を採用します。

しかし、合計 D 欄の金額が同額で複数ある場合は、申告書の「(26) 消費税及び地方消費税の合計税額」がもっとも有利となる計算式を採用します。

もっとも有利な計算式を採用した場合は、再計算処理の実行後または金額修正の【更新】ボタン押下時に、次のメッセージが表示されます。



3.1.7 課税期間を変更する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『課税期間変更』

課税期間を変更する手順を説明します。中間申告書の場合は使用できません。

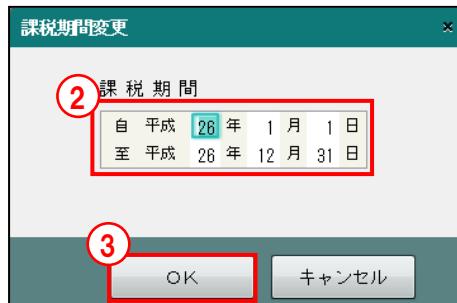


① [課税期間変更] ボタンをクリックします。



→「3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合」参照

②課税期間を変更します。課税期間は集計期間の範囲内で変更します。課税期間は集計期間と異なる月数に変更できません。



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行されます。



→「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3 消費税申告書を作成する

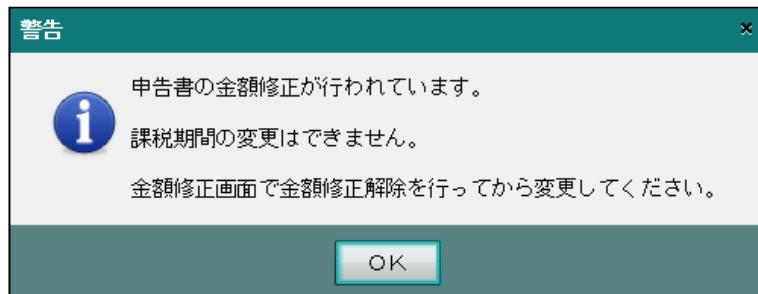
3.1 消費税申告書

3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合

課税期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

●課税期間を変更する申告書で金額修正がされている場合

- ・[課税期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・『金額修正解除』を行ってから、再度課税期間の変更を行います。



3.1.8 調整消費税等を入力する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『調整消費税等入力』

調整消費税等を入力する手順を説明します。『調整消費税等入力』画面では、中間納付税額、特定課税仕入、棚卸調整消費税、課税売上割合変動、固定資産転用を入力します。中間申告書の場合は使用できません。



① [調整消費税等入力] ボタンをクリックします。

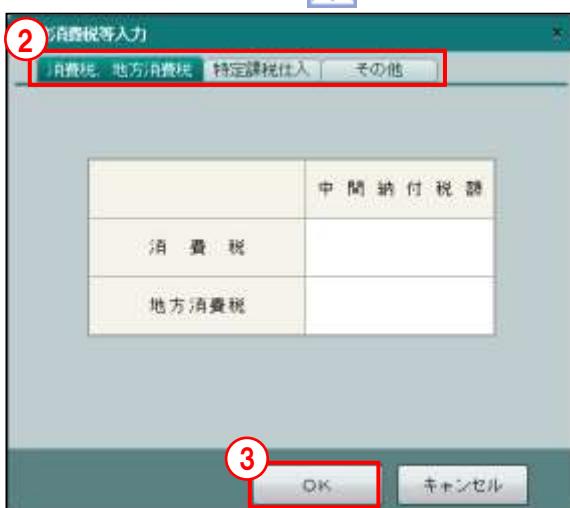


→ 「3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合」参照

②各タブを選択し金額を入力します。[特定課税仕入] タブ、[その他] タブは、「原則課税」を選択している場合に表示されます。



各タブの設定項目 → 「3.1.8.1 詳細説明」参照



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行されます。



→ 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.8.1 詳細説明

「調整消費税等入力」画面の詳細について説明します。

● [消費税、地方消費税] タブ

中間納付税額	
消費税	
地方消費税	

[中間納付税額]

- 確定申告の際に、すでに納付済みの中間納付税額を入力します。
- 中間申告書を作成している場合は、中間申告書の納付税額が自動で連動されます。

● 特定課税仕入

特定課税仕入	取引金額
	課税売上対応分
共通売上対応分	
非課税売上対応分	
課税対応控除分	
共通対応控除分	
非課税対応控除分	

[特定課税仕入]

- 特定課税仕入の取引金額を入力します。

[会計連動] ボタン

- 『マスター関係登録』>『固定摘要登録』で特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合、[会計連動] ボタンは使用可能になります。
- [会計連動] ボタンをクリックし、特定課税仕入用の固定摘要が登録されている仕訳を集計します。

[特定課税仕入用の固定摘要設定について→](#)

「事業者機能 I.マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

●その他

	6% 内税	8% 内税
課税売上対応分		
共通売上対応分		
非課税売上対応分		
課税売上割合変動		
固定資産転用		

[棚卸調整消費税]

- 付表2および2-2で「納付義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における、消費税額の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。
- 課税売上割合が95%未満になる場合には、課税・課税非課税共通・非課税の各売上に對応する金額に区分し、入力する必要があります。

[課税売上割合変動]

- 付表2および2-2で、控除調整の「課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。

[固定資産転用]

- 付表2および2-2で、控除調整の「調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。

3 消費税申告書を作成する

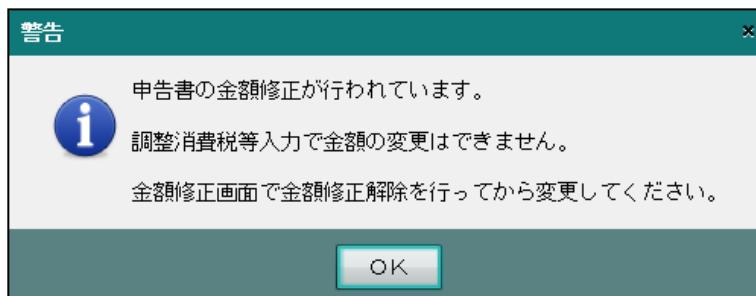
3.1 消費税申告書

3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合

調整消費税等の入力を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

●調整消費税等を入力する申告書で金額修正がされている場合

- ・ [調整消費税等入力] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・『金額修正解除』を行ってから、再度調整消費税等の入力を行います。



3.1.9 金額修正を行う

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『金額修正』

申告書の金額を修正する手順について説明します。

金額修正は、消費税率 3%には対応していません。課税期間が平成 24 年 4 月 1 日以降開始の申告書で使用できます。課税期間の終了が平成 26 年 4 月 1 日より前の申告書は、消費税率 5%の「金額修正」画面が表示されます。



金額を修正する場合の注意点

- ・消費税申告書は仕訳帳などで入力した仕訳データを元に作成されます。消費税申告書を修正する場合は、仕訳帳などで仕訳を修正します。
 - ・《金額修正》画面で直接金額を修正する場合は、申告内容を十分に確認のうえ行ってください。



① 「金額修正」ボタンをクリックします。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

②申告書および付表の金額を修正します。

The screenshot shows the 'Annual Declaration' screen with two tables: 'Annual Declaration (General)' and 'Form 2'. In the 'Annual Declaration' table, several rows have been highlighted with orange background color, indicating they have been corrected. The 'Form 2' table also shows some orange-highlighted rows. At the bottom right of the main window, there is a large '金額修正' (Amount Correction) button, which is circled with a red box and labeled '5'. Below it is a '更新' (Update) button, which is also circled with a red box and labeled '3'.

金額を修正した項目は、背景色が橙色（強制入力の色）で表示されます。

納稅義務の変更による消費税額の調整	13	600,000
-------------------	----	---------

金額の修正により再計算された項目は、背景色が紫色（自動計算結果の色）で表示されます。

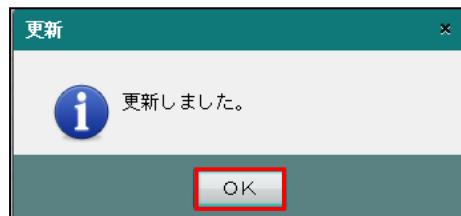
課税仕入れ等の税額の合計額	14	1,897,413
---------------	----	-----------

③ [更新] ボタンをクリックします。

[更新時のメッセージと対処方法](#) →

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

④次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑤ [戻る] ボタンをクリックします。

⑥<申告書・付表>画面の右上に「金額修正」と表示されます。



3.1.9.1 「原則課税」の金額修正の詳細説明

原則課税の場合は、「消費税申告書（一般用）」および「付表2」を修正できます。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表2-（2）」および「付表1」を修正できます。

●原則課税

- ・申告書および付表は同時にスクロールします。
- ・「控除税額の計算方法」の確認および「基準期間の課税売上高」が入力できます。
- ・「付表2」の「④課税資産の譲渡等の対価の額」および「⑦資産の譲渡等の対価の額」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- ・課税売上割合が95%未満で「特定課税仕入を入力する」にチェックを付けると、特定課税仕入が入力できます。



→「3.1.9.3 特定課税仕入を入力する」参照

- ・申告書（一般）の「1 内訳」および「5 内訳」に入力された金額は「別表」に表示されます。

主表示 正解版		
課 税 申 告	23	1
<input type="checkbox"/> 申告書(一般)		<input type="checkbox"/> 特定課税仕入を入力する
項目	全額	主
課税資本額	1 66,552,000	2
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1	3
1-1 特定課税仕入の支払料額	1-1	4
消費税額	2 4,192,776	5
課税売上額	6 1,897,413	6
逆差引けたる税額	7	7
5 先上の要素等に係る税額	5-1	8
5-1 特定課税仕入の支払料額	5-1	9
8 逆差引けたる税額	8	10
10 課税額	11 2,295,330	11
中間的子税額	12	12
納付税額	13 2,295,330	13
中間的子運行税額	14	14
既確定税額	15	15
未確定税額	16	16
課税資産の譲渡等の対価の額	17 66,552,445	17
資産の譲渡等の対価の額	18 66,552,445	18
この申告書による地方消費税の負担額の計算		
損失不適用税額	19	19
未納税額	20 819,330	20
運行税額	21	21
納稅額	22 819,330	22
中間的子運行税額	23	23
既確定税額	24	24
未確定税額	25	25
消費税及び地方消費税の合計	26 2,814,030	26
括弧内税額の計算方法	主額回分	
基準期間の課税売上高	50,000 千円	
<input type="button"/> 更新 <input type="button"/> キャンセル		

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

●原則課税（消費税率 5%の発生がある場合）

- ・申告書および付表は別々にスクロールします。
- ・「付表 2- (2)」の「④課税資産の譲渡等の対価の額 (D)」および「⑦資産の譲渡等の対価の額 (D)」の計算結果がマイナスの場合は、「0 (ゼロ)」と表示されます。

《付表 2- (2)》

項目	金額	4%適用分 (B)	5%適用分 (C)	合計 (D)
課税標準額	1 88,979,000	15,402,071	51,576,070	66,979,741
内 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1			
外 特定課税仕入に係る支払料額	1-2			
消費税額	2 3,865,388			
扣除过大調整税額	3			
控除対象仕入税額	4 1,231,184			
追徴等対象に係る税額	5			
内 先行の返還等に係る税額	5-1			
外 特定課税仕入の返還に係る税額	5-2			
貸倒れに係る税額	6			
控除税額小計	7 1,231,184			
控除不足運び税額	8			
差引税額	9 2,834,100			
中間仕入税額	10			
先行税額	11 2,834,100			
中間仕入運び税額	12			
控除税額	13			
追徴等税額	14			
課税資産の譲渡等の対価の額	15 88,979,747			
資産の譲渡等の対価の額	16 67,479,747			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	17			
差引税額	18 2,834,100			
運び税額	19			
納付額	20 701,080			
中間仕入税額	21			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	22			
差引税額	23 2,834,100			
運び税額	24			
納付額	25 701,080			
中間仕入税額	26			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	27			
差引税額	28 2,834,100			
運び税額	29			
納付額	30 701,080			
中間仕入税額	31			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	32			
差引税額	33 2,834,100			
運び税額	34			
納付額	35 701,080			
中間仕入税額	36			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	37			
差引税額	38 2,834,100			
運び税額	39			
納付額	40 701,080			
中間仕入税額	41			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	42			
差引税額	43 2,834,100			
運び税額	44			
納付額	45 701,080			
中間仕入税額	46			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	47			
差引税額	48 2,834,100			
運び税額	49			
納付額	50 701,080			
中間仕入税額	51			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	52			
差引税額	53 2,834,100			
運び税額	54			
納付額	55 701,080			
中間仕入税額	56			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	57			
差引税額	58 2,834,100			
運び税額	59			
納付額	60 701,080			
中間仕入税額	61			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	62			
差引税額	63 2,834,100			
運び税額	64			
納付額	65 701,080			
中間仕入税額	66			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	67			
差引税額	68 2,834,100			
運び税額	69			
納付額	70 701,080			
中間仕入税額	71			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	72			
差引税額	73 2,834,100			
運び税額	74			
納付額	75 701,080			
中間仕入税額	76			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	77			
差引税額	78 2,834,100			
運び税額	79			
納付額	80 701,080			
中間仕入税額	81			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	82			
差引税額	83 2,834,100			
運び税額	84			
納付額	85 701,080			
中間仕入税額	86			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	87			
差引税額	88 2,834,100			
運び税額	89			
納付額	90 701,080			
中間仕入税額	91			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	92			
差引税額	93 2,834,100			
運び税額	94			
納付額	95 701,080			
中間仕入税額	96			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	97			
差引税額	98 2,834,100			
運び税額	99			
納付額	100 701,080			
中間仕入税額	101			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	102			
差引税額	103 2,834,100			
運び税額	104			
納付額	105 701,080			
中間仕入税額	106			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	107			
差引税額	108 2,834,100			
運び税額	109			
納付額	110 701,080			
中間仕入税額	111			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	112			
差引税額	113 2,834,100			
運び税額	114			
納付額	115 701,080			
中間仕入税額	116			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	117			
差引税額	118 2,834,100			
運び税額	119			
納付額	120 701,080			
中間仕入税額	121			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	122			
差引税額	123 2,834,100			
運び税額	124			
納付額	125 701,080			
中間仕入税額	126			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	127			
差引税額	128 2,834,100			
運び税額	129			
納付額	130 701,080			
中間仕入税額	131			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	132			
差引税額	133 2,834,100			
運び税額	134			
納付額	135 701,080			
中間仕入税額	136			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	137			
差引税額	138 2,834,100			
運び税額	139			
納付額	140 701,080			
中間仕入税額	141			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	142			
差引税額	143 2,834,100			
運び税額	144			
納付額	145 701,080			
中間仕入税額	146			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	147			
差引税額	148 2,834,100			
運び税額	149			
納付額	150 701,080			
中間仕入税額	151			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	152			
差引税額	153 2,834,100			
運び税額	154			
納付額	155 701,080			
中間仕入税額	156			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	157			
差引税額	158 2,834,100			
運び税額	159			
納付額	160 701,080			
中間仕入税額	161			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	162			
差引税額	163 2,834,100			
運び税額	164			
納付額	165 701,080			
中間仕入税額	166			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	167			
差引税額	168 2,834,100			
運び税額	169			
納付額	170 701,080			
中間仕入税額	171			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	172			
差引税額	173 2,834,100			
運び税額	174			
納付額	175 701,080			
中間仕入税額	176			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	177			
差引税額	178 2,834,100			
運び税額	179			
納付額	180 701,080			
中間仕入税額	181			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	182			
差引税額	183 2,834,100			
運び税額	184			
納付額	185 701,080			
中間仕入税額	186			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	187			
差引税額	188 2,834,100			
運び税額	189			
納付額	190 701,080			
中間仕入税額	191			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	192			
差引税額	193 2,834,100			
運び税額	194			
納付額	195 701,080			
中間仕入税額	196			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	197			
差引税額	198 2,834,100			
運び税額	199			
納付額	200 701,080			
中間仕入税額	201			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	202			
差引税額	203 2,834,100			
運び税額	204			
納付額	205 701,080			
中間仕入税額	206			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	207			
差引税額	208 2,834,100			
運び税額	209			
納付額	210 701,080			
中間仕入税額	211			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	212			
差引税額	213 2,834,100			
運び税額	214			
納付額	215 701,080			
中間仕入税額	216			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	217			
差引税額	218 2,834,100			
運び税額	219			
納付額	220 701,080			
中間仕入税額	221			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	222			
差引税額	223 2,834,100			
運び税額	224			
納付額	225 701,080			
中間仕入税額	226			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	227			
差引税額	228 2,834,100			
運び税額	229			
納付額	230 701,080			
中間仕入税額	231			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	232			
差引税額	233 2,834,100			
運び税額	234			
納付額	235 701,080			
中間仕入税額	236			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	237			
差引税額	238 2,834,100			
運び税額	239			
納付額	240 701,080			
中間仕入税額	241			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足運び税額	242			
差引税額	243 2,834,100			
運び税額	244		</td	

3.1.9.2 「簡易課税」の金額修正の詳細説明

簡易課税の場合は、「消費税申告書（簡易用）」および「付表5」を修正できます。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表5-（2）」および「付表4」を修正できます。

●簡易課税

- ・申告書および付表は同時にスクロールします。
- ・「1種類の事業の専業者に変更する」または「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけると、営む事業を変更することができます。



→「3.1.9.4 営む事業を変更する」参照

「1種類の事業の専業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件

第一種事業から第六種事業（または第五種事業）のうち2種類以上の事業を営む場合に表示されます。

「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件

第一種事業から第六種事業（または第五種事業）のうち1種類の事業だけを営む場合に表示されます。

- ・「付表5」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- ・課税期間の開始が平成27年3月31日以前は、「第六種事業（不動産業）」がありません。

申告書(簡易)			付表5		
項目	目	金額	項目	目	金額
課税標準額	1	36,616,000	□1種類の事業の専業者に変更する		
消費税額	2	2,308,088	控除対象に係る消費税額	1	2,308,088
控除対象に係る消費税額	3		売上計画に係る消費税額	2	
控除対象仕入税額	4	1,048,454	売上計画の達成率に係る消費税額	3	
逆差異対象に係る税額	5		控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	2,308,088
留保預りに係る税額	6	32,888	1種類の事業の専業者に変更する（控除対象仕入税額）みなし仕入率	5	
控除税額小計	7	1,879,120	区 分	事業区分別の課税売上金	課税売上金に係る消費税額
控除不足還付税額	8		事業区分別の合計額	6	36,836,111 売上割合
還付税額	9	428,000	第一種事業	7	14
中間納付税額	10		第二種事業	8	33,312,037 90.9
前付税額	11	428,000	第三種事業	9	16
中間納付還付税額	12		第四種事業	10	17
既確定税額	13		第五種事業	11	3,324,074 9.0
差引当付税額	14		第六種事業	12	18 209,416
この課税税額の課税売上高	15	36,836,111	控除対象仕入税額の計算式区分	算出額	
基本課税の課税売上高	16	36,500,000	課税計算を適用する場合	20	1,783,823
この申告書による地方消費税の税額の計算			1種類の事業で75%以上	4×みなし仕入率	0.0%
控除不足還付税額	17		21		1,848,454
還付税額	18	428,000	22		
還付税額	19		23		
前付税額	20	115,700	24		
中間納付税額の計算	21		25		
前付税額の計算	22	115,700	26		
中間納付還付税額の計算	23		27		
既確定税額の計算	24		28		
差引当付税額の計算	25		29		
消費税及び地方消費税の合計	26	544,500	30		
			31		
			32		
			33		
			34		
			35		
			36		
			37		
			38		
			39		
			40		
			41		
			42		
			43		
			44		
			45		
			46		
			47		
			48		
			49		
			50		
			51		
			52		
			53		
			54		
			55		
			56		
			57		
			58		
			59		
			60		
			61		
			62		
			63		
			64		
			65		
			66		
			67		
			68		
			69		
			70		
			71		
			72		
			73		
			74		
			75		
			76		
			77		
			78		
			79		
			80		
			81		
			82		
			83		
			84		
			85		
			86		
			87		
			88		
			89		
			90		
			91		
			92		
			93		
			94		
			95		
			96		
			97		
			98		
			99		
			100		
			101		
			102		
			103		
			104		
			105		
			106		
			107		
			108		
			109		
			110		
			111		
			112		
			113		
			114		
			115		
			116		
			117		
			118		
			119		
			120		
			121		
			122		
			123		
			124		
			125		
			126		
			127		
			128		
			129		
			130		
			131		
			132		
			133		
			134		
			135		
			136		
			137		
			138		
			139		
			140		
			141		
			142		
			143		
			144		
			145		
			146		
			147		
			148		
			149		
			150		
			151		
			152		
			153		
			154		
			155		
			156		
			157		
			158		
			159		
			160		
			161		
			162		
			163		
			164		
			165		
			166		
			167		
			168		
			169		
			170		
			171		
			172		
			173		
			174		
			175		
			176		
			177		
			178		
			179		
			180		
			181		
			182		
			183		
			184		
			185		
			186		
			187		
			188		
			189		
			190		
			191		
			192		
			193		
			194		
			195		
			196		
			197		
			198		
			199		
			200		
			201		
			202		
			203		
			204		
			205		
			206		
			207		
			208		
			209		
			210		
			211		
			212		
			213		
			214		
			215		
			216		
			217		
			218		
			219		
			220		
			221		
			222		
			223		
			224		
			225		
			226		
			227		
			228		
			229		
			230		
			231		
			232		
			233		
			234		
			235		
			236		
			237		
			238		
			239		
			240		
			241		
			242		
			243		
			244		
			245		
			246		
			247		
			248		
			249		
			250		
			251		
			252		
			253		
			254		
			255		
			256		
			257		
			258		
			259		
			260		
			261		
			262		
			263		
			264		
			265		
			266		
			267		
			268		
			269		
			270		
			271		
			272		
			273		
			274		
			275		
			276		
			277		
			278		
			279		
			280		
			281		
			282		
			283		
			284		
			285		
			286		
			287		
			288		
			289		
			290		
			291		
			292		
			293		
			294		

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

●簡易課税（消費税率 5%の発生がある場合）

- 申告書および付表は別々にスクロールします。
- 「付表 5-(2)」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（D）」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- 課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前は、「第六種事業（不動産業）」がありません。

《付表 5-(2)》

主計算 正解			
課 税 用 暦 21 - 4 - 1 ~ 21 - 3 - 31			
中告書(簡易)			
項 目	金 銭		
課税標準額	1 38,108,000		
消費税額	2 2,406,948		
控除対象に係る消費税額	3		
控除対象仕入税額	4 1,835,445		
逆差等に係る税額	5		
省略に係る税額	6		
控除税額小計	7 1,835,445		
控除不足進行税額	8		
差引税額	9 471,500		
中間内付税額	10		
内付税額	11 471,500		
中間外付進行税額	12		
既確定税額	13		
未分担税額	14		
この課税期間の課税売上高	15 38,108,796		
基準期間の課税売上高	16 38,500,000		
この中告書による地方消費税の税額の計算			
控除不足進行税額	17		
差引税額	18 471,500		
内付税額	19		
既確定税額	20 127,000		
中間外付進行税額	21		
内付税額	22 127,000		
中間外付進行税額	23		
既確定税額	24		
差引税額	25		
消費税及び地方消費税の合計	26 528,500		

□ 1種類の事業の専業者に実施する 付表5-(2) より 付表4			
付表5-(2)			
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額			
項 目	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）
課税標準額に対する消費税額	1 98,880	2,308,088	2,406,948
課税標準に係る消費税額	2		
売上計画の逆差等に係る消費税額	3		
控除対象仕入税額の消費税額	4 98,880	2,308,088	2,406,948

II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額			
項 目	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）
4×みなし仕入率	5		

III 1種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額				
(1) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細				
項 目	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）	
事業区分別の合計額	割 合 6.3 2,472,885	26,898,111	39,108,796	
第一種事業	6.3 7	2,472,885	2,472,885	
第二種事業	95.1 9		33,312,037	33,312,037
第三種事業	3			
第四種事業	10			
第五種事業	8.4 11		3,324,074	3,324,074
第六種事業	12			

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細			
事業区分別の合計額	13 98,807	2,308,074	2,406,948
第一種事業	14 98,807		98,807
第二種事業	15	2,098,859	2,098,859
第三種事業	16		
第四種事業	17		
第五種事業	18 209,416		209,416
第六種事業	19		
(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細			
イ 原則財産を適用する場合			
控除対象仕入税額の計算式区分	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）
4×みなし仕入率	20 98,891	1,783,829	1,882,620
ロ 特例計算を適用する場合			
(イ) 1種類の事業で75%以上			
控除対象仕入税額の計算式区分	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）
4×みなし仕入率 90% 21	79,104	1,848,454	1,925,558
(ロ) 1種類の事業で75%以下			
控除対象仕入税額の計算式区分	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）
(D + 10) / 60 22 270%	98,991	1,848,454	1,935,445
(D + 10) / 60 23 270%			
(D + 10) / 60 24 270%			
(D + 10) / 60 25 270%			
(D + 10) / 60 26 270%			
(D + 10) / 60 27 270%			
(D + 10) / 60 28 270%			
(D + 10) / 60 29 270%			
(D + 10) / 60 30 270%			
(D + 10) / 60 31 270%			
(D + 10) / 60 32 270%			
(D + 10) / 60 33 270%			
(D + 10) / 60 34 270%			
(D + 10) / 60 35 270%			
(D + 10) / 60 36 270%			
(ハ) 上記の計算式区分から選択した計算式の合計仕入税額			
合計のうちから選択した金額	27 98,891	1,848,454	1,935,445

更新

キャンセル

《付表 4》

中告書(簡易)		□ 1種類の事業の専業者に変更する			
項目	金額	付表5-(2) および 付表4			
課税標準額	1 38,108,000	付表4			
消費税額	2 2,406,948	項目	4%適用分(B)	6.39%適用分(C)	合計(D)
貸倒引当額に係る消費税額	3	1	2,472,000	36,896,000	39,108,000
控除対象仕入税額	4 1,895,445	2	98,880	1,300,068	2,406,948
逆差等引当額に係る税額	5	3			
貸倒引当額に係る税額	6	4	89,891	1,846,454	1,895,445
控除税額小計	7 1,895,445	5			
控除不足控除額	8	6			
差引税額	9 471,500	7	88,881	1,846,454	1,895,445
中間引当税額	10	8			
内引税額	11 471,500	9	8,880	461,614	471,500
中間引当還付税額	12	10			
販賣引当税額	13	11			
差引税額	14	12	9,888	461,614	471,500
この割引税額の課税売上高	15 38,108,796	13			
基準割引額の課税売上高	16 38,500,000	14			
この中告書による地方消費税の税額の計算		15	2,472	124,562	127,034
控除不足控除額	17	16			

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.9.3 特定課税仕入を入力する

《金額修正》画面で、特定課税仕入を入力する手順について説明します。

項目	日	金額
課税標準額	1	88,552,000
課税対象の課税標準額の内訳の額	1-1	
課税対象の課税標準額の内訳の額	1-2	
消費税額	2	4,192,776
販売大調整税額	3	
総課税仕入税額	4	1,297,413
返還等に係る税額	5	
売上の返還等に係る税額	5-1	
特定期課税仕入の返還による税額	5-2	
貸倒れに係る税額	6	
粗利額小計	7	1,297,413
粗利不足額	8	
支払税額	9	2,895,300
中間仕入税額	10	
販賣税額	11	2,895,300
中間仕入返還税額	12	
税確定税額	13	

項目	日	金額
課税売上額(税抜き)	1	88,552,445
免税売上額	2	
非課税対象の輸出等の金額	3	
課税対象の輸出等の対価の額	4	88,552,445
課税対象の輸出等の対価の額(4)	5	88,552,445
非課税売上額	6	4,000,000
資産の課税等の対価の額	7	70,552,445
課税売上割合	8	94.39 %
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	9	22,241,381
課税仕入れに係る消費税額	10	1,297,413
特定課税仕入れに係る支払対価の額	11	
特定課税仕入に係る消費税額	12	
課税建物に係る消費税額	13	
納税義務の変更による消費税額の調整	14	
課税仕入れ等の課税の合計額	15	1,297,413
課税売上割合が95%以上の場合	16	
14のうち、課税売上にのみ適用するもの	17	1,297,413



- ①課税売上割合が95%未満の場合、「特定課税仕入を入力する」にチェックをつけます。
 - ②「付表2」の10~11欄、「申告書（一般）」の「1の内訳」欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。
- 消費税率5%の発生がある場合は、「付表2-（2）」の10~11欄、「付表1」の「1の内訳」欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。

項目	日	金額
課税標準額	1	88,552,000
課税対象の課税標準額の内訳の額	1-1	
課税対象の課税標準額の内訳の額	1-2	
消費税額	2	4,192,776
販売大調整税額	3	
総課税仕入税額	4	1,297,413
返還等に係る税額	5	
売上の返還等に係る税額	5-1	
特定期課税仕入の返還による税額	5-2	
貸倒れに係る税額	6	
粗利額小計	7	1,297,413
粗利不足額	8	
支払税額	9	2,895,300
中間仕入税額	10	
販賣税額	11	2,895,300
中間仕入返還税額	12	
税確定税額	13	
課税対象の課税標準額の内訳の額	14	88,552,445
免税売上額	15	
非課税対象の輸出等の金額	16	
課税対象の輸出等の対価の額	17	88,552,445
課税対象の輸出等の対価の額(4)	18	88,552,445
非課税売上額	19	4,000,000
資産の課税等の対価の額	20	70,552,445
課税売上割合	21	94.39 %
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	22	22,241,381
課税仕入れに係る消費税額	23	1,297,413
特定課税仕入れに係る支払対価の額	24	
特定課税仕入に係る消費税額	25	
課税建物に係る消費税額	26	
納税義務の変更による消費税額の調整	27	
課税仕入れ等の課税の合計額	28	1,297,413
課税売上割合が95%以上の場合	29	
14のうち、課税売上にのみ適用するもの	30	1,297,413
14のうち、課税売上にのみ適用してするものの	31	1,297,413
課税対象の課税標準額の内訳の額	32	88,552,445

- ③必要に応じて、金額を入力します。

「申告書（一般）」および「付表1」の「1内訳」の1-1欄および1-2欄には、「別表」の「課税標準額の内訳」②欄および③欄の金額を入力します。「5内訳」の5-1欄および5-2欄には、「別表」の「返還等対価に係る税額の内訳」⑤欄および⑥欄の金額を入力します。

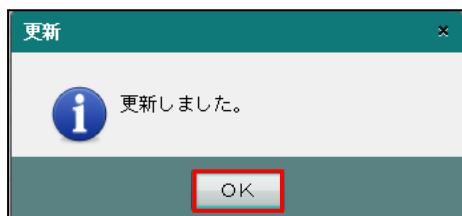
「付表2」および「付表2-（2）」の10欄には、課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を入力します。

④ [更新] ボタンをクリックします。



「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



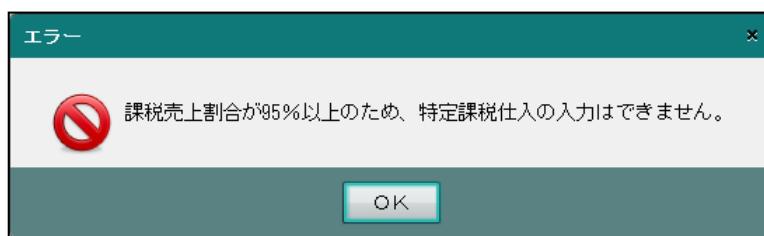
⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦《申告書・付表》画面の右上に「金額修正」と表示されます。



特定課税仕入の入力注意

課税売上割合が 95%以上で「特定課税仕入を入力する」チェックをつけると、次のエラーメッセージが表示され特定課税仕入は入力できません。



3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.9.4 営む事業を変更する

「金額修正」画面で、簡易課税の営む事業を変更する手順について説明します。

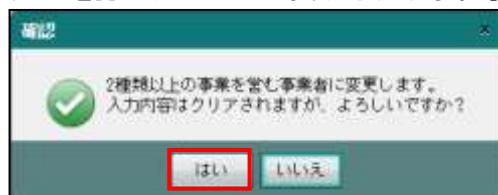
1 種類の事業の専業者を 2 種類以上の事業を営む事業者に、または 2 種類以上の事業を営む事業者を 1 種類の事業の専業者に変更することができます。「付表 5- (2)」も同様です。

(1) 1 種類の事業の専業者を、2 種類以上の事業を営む事業者へ変更する場合



① 「2 種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけます。

② 次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



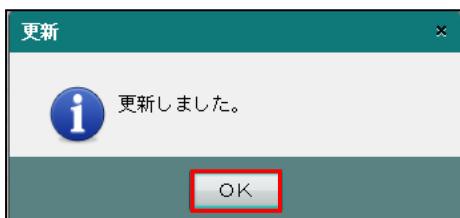
③ 5 欄の金額と「みなし仕入率」はクリアされ、空欄になります。必要に応じて、6~19 欄に金額を入力します。

④ [更新] ボタンをクリックします。



「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦「**申告書・付表**」画面の右上に「金額修正」と表示されます。



3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(2) 2種類以上の事業を営む事業者を、1種類の事業の専業者へ変更する場合

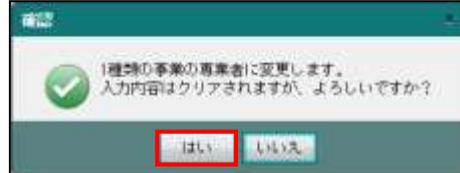
項目	日	金額
課税標準課	1	66,552,000
消費税額	2	4,192,776
支拂い原に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額	4	3,354,220
追還等控除に係る税額	5	
特別引に係る税額	6	
控除料額小計	7	3,354,220
控除不足控除額	8	
支拂税額	9	639,500
中間仕行税額	10	
WTH税額	11	639,500
中間仕行控除額	12	
既確定税額	13	
支拂仕行税額	14	
この課税期間の課税売上高	15	66,552,446
基本期間の課税売上高	16	50,000,000
この申告書による地方消費税の税額の計算		

区分	日	金額
課税標準課に対する消費税額	1	4,192,776
支拂税額に係る消費税額	2	
売上対価の追還等に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額の計算に係る消費税額	4	4,192,776
1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額)	5	みなし仕入率
事業区分別の合計額	6	66,552,446
第一種事業	7	
第二種事業	8	51,576,670
第三種事業	9	
第四種事業	10	
第五種事業	11	14,875,575
第六種事業	12	
控除対象仕入税額の計算区分		
累計計算を適用する場合	13	3,071,203
1種類の事業で5%以上	14	みなし仕入率
この申告書による地方消費税の税額の計算	15	3,354,220



①「1種類の事業の専業者に変更する」にチェックをつけます。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③6~37欄の金額はクリアされ空欄になります。5欄の「みなし仕入率」を入力します。

項目	日	金額
課税標準課	1	66,552,000
消費税額	2	4,192,776
支拂い原に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額	4	
追還等控除に係る税額	5	
特別引に係る税額	6	
控除料額小計	7	
控除不足控除額	8	
支拂税額	9	4,192,776
中間仕行税額	10	
WTH税額	11	4,192,776
中間仕行控除額	12	
既確定税額	13	
支拂仕行税額	14	
この課税期間の課税売上高	15	66,552,446
基本期間の課税売上高	16	50,000,000
この申告書による地方消費税の税額の計算		

区分	日	金額
課税標準課に対する消費税額	1	4,192,776
支拂税額に係る消費税額	2	
売上対価の追還等に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額の計算に係る消費税額	4	4,192,776
1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額)	5	みなし仕入率
事業区分別の合計額	6	売上割合
第一種事業	7	
第二種事業	8	
第三種事業	9	
第四種事業	10	
第五種事業	11	
第六種事業	12	
控除対象仕入税額の計算区分		
累計計算を適用する場合	13	
1種類の事業で5%以上	14	みなし仕入率
この申告書による地方消費税の税額の計算	15	

④ [更新] ボタンをクリックします。



更新時のメッセージと対処方法→

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦「**申告書・付表**」画面の右上に「金額修正」と表示されます。



3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

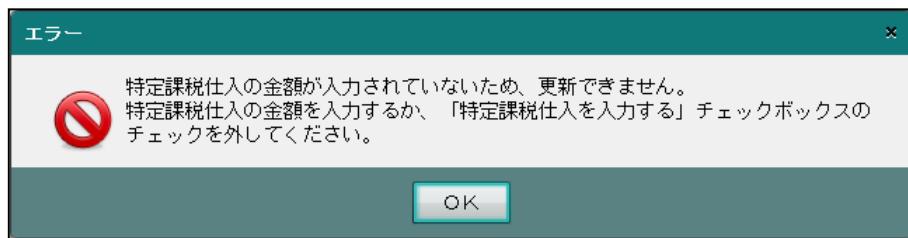
3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ

「金額修正」画面で「更新」ボタンをクリックした際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージの内容と対処方法は次のとおりです。

●エラーメッセージ

(1) 「特定課税仕入を入力する」チェックについていて、特定課税仕入が未入力の場合

「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力されていない、または「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

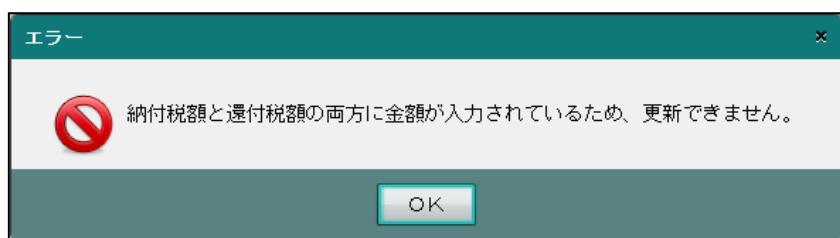


[対処方法]

- 「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応じて入力します。
- 「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応じて入力します。
- 「特定課税仕入を入力する」チェックをはずします。

(2) 申告書で納付税額および還付税額が入力されている場合

「申告書」の「⑪納付税額」と「⑧控除不足還付税額」または「⑫中間納付還付税額」に金額が入力されている場合、「⑯納付譲渡割額」と「⑯還付額」または「⑯中間納付還付譲渡割額」に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

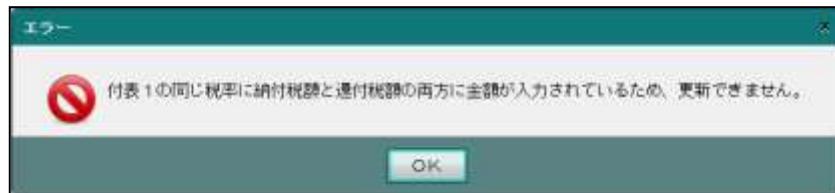


[対処方法]

- 納付税額または還付税額のどちらか一方に金額を入力します。

(3) 付表1で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表1」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力されているまたは、「付表1」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

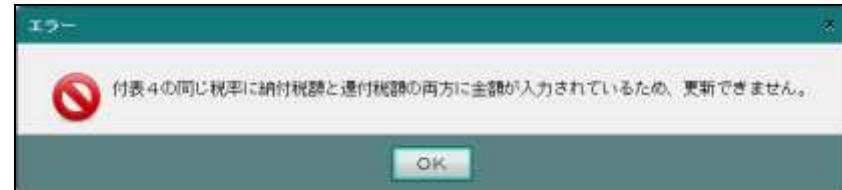


[対処方法]

- ・4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

(4) 付表4で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表4」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力されているまたは、「付表4」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

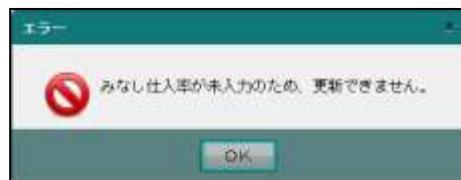
- ・4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(5) 1種類の事業の専業者の場合

1種類の事業の専業者で「付表5」および「付表5-(2)」の5欄の「みなし仕入率」が未入力の場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

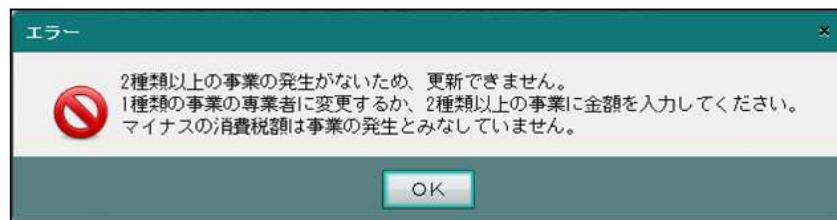


[対処方法]

- 「みなし仕入率」を入力します。

(6) 2種類以上の事業を営む事業者の場合

2種類以上の事業を営む事業者で「付表5」および「付表5-(2)」の「事業区分別の課税売上高に係る消費税額」14~19欄の2種類以上の事業に金額が入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- 1種類の事業の専業者とするまたは、2種類以上の事業に消費税額を入力します。
- 「付表5-(2)」は、「事業区分別の課税売上高（税抜き）」がプラスでも消費税額がマイナスとなる場合があります。マイナスの消費税額は、事業の発生とみなされないため、1種類の事業の専業者へ変更します。

付表5-(2) および 付表4 付表5-(2)			
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	項目	4%適用分(B)	6.3%適用分(C)
課税標準額に対する消費税額	1	46,440	163,296
貸回収に係る消費税額	2		
売上対価の返還等に係る消費税額	3		
控除対象仕入税額の消費税額	4	46,440	163,296
II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額	項目	4%適用分(B)	6.3%適用分(C)
4×みなし仕入率	5		
III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額	項目	4%適用分(B)	6.3%適用分(C)
(1) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細	項目	4%適用分(B)	6.3%適用分(C)
事業区分別の合計額	6	1,161,903	2,222,221
第一種事業	7		
第二種事業	8	952,380	2,407,406
第三種事業	9		
第四種事業	10	209,523	-185,185
第五種事業	11		
第六種事業	12		
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細	項目	4%適用分(B)	6.3%適用分(C)
事業区分別の合計額	13	46,475	151,666
第一種事業	14		
第二種事業	15	38,095	151,666
第三種事業	16		
第四種事業	17	8,380	-11,666
第五種事業	18		
第六種事業	19		

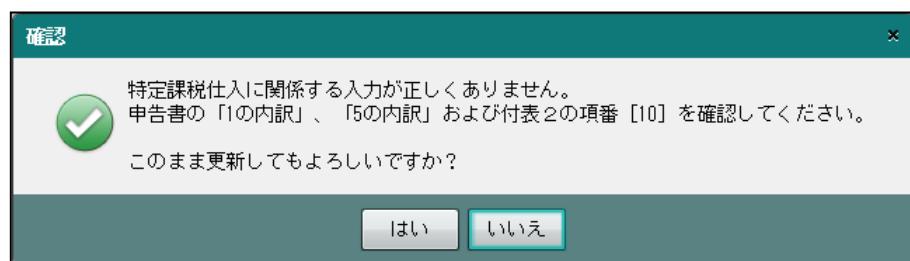
第四種事業の発生
はありません。

●警告メッセージ

- (1) 「特定課税仕入を入力する」チェックがついていて、特定課税仕入の入力不足がある場合

「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」が入力されていて、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

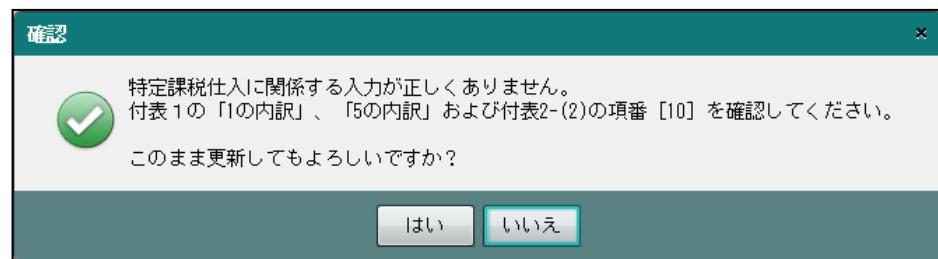
「申告書」の「①課税標準額」が入力されていて「1 の内訳」がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額」が入力されていて「5 の内訳」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。



●消費税率 5%の発生がある場合

「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額 (C)」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額 (C)」が入力されていて、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額 (C)」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

「付表 1」の「①課税標準額 (B)、 (C)」が入力されていて「1 の内訳 (B)、 (C)」がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額 (B)、 (C)」が入力されていて「5 の内訳 (B)、 (C)」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。



[対処方法]

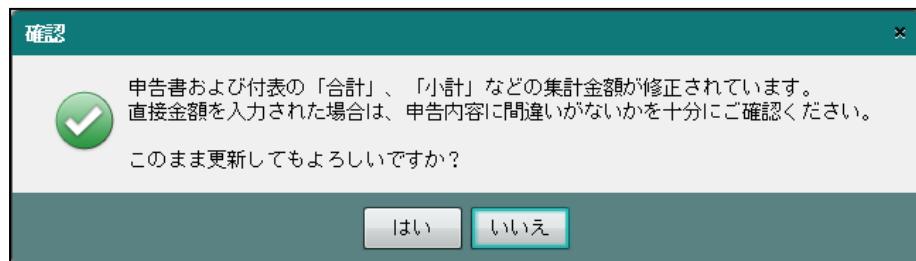
- 必要に応じて、「特定課税仕入」に関係する入力値を修正します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(2) 集計金額が修正されている場合

申告書および付表の集計金額が修正されている場合は、次の確認メッセージが表示されます。



確認メッセージの「合計」および「小計」に該当する項目は、次の表の「チェック対象項目」です。「チェック対象項目」で強制入力されている項目が 1 つでもある場合に上記確認メッセージが表示されます。

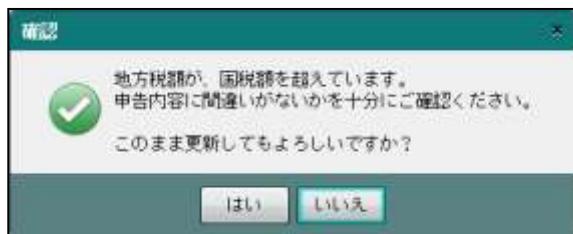
申告書	チェック対象項目
申告書（一般用）	⑦控除税額小計
申告書（簡易課税用）	⑩消費税及び地方消費税の合計
付表 1	⑦控除税額小計（B）、(C)
付表 2- (2)	⑫課税仕入れ等の税額の合計額（B）、(C) ⑯控除対象仕入税額（B）、(C) ⑰控除過大調整税額（B）、(C)
付表 2	⑫課税仕入れ等の税額の合計額 ⑯控除対象仕入税額 ⑰控除過大調整税額
付表 4	⑦控除税額小計（B）、(C)
付表 5- (2)	⑥事業区分別の合計額（B）、(C)
付表 5	⑥事業区分別の合計額

[対処方法]

- 必要に応じて、金額修正の解除を行います。

(3) 地方税額が国税額を超えている場合

納付は「⑪納付譲渡割額」>「⑪納付税額」、還付は「⑯還付額」+「⑯中間納付還付譲渡割額」>「⑧控除不足還付税額」+「⑯中間納付還付税額」の場合は、次の確認メッセージが表示されます。



[対処方法]

- 必要に応じて、地方税額が国税額を超えない値に修正します。

3.1.9.6 旧税率の金額修正

課税期間の終了が平成 26 年 4 月 1 日より前の申告書は、消費税率 5% の「金額修正」画面が表示されます。

《原則課稅(消費稅率 5%)》

《簡易課稅(消費稅率 5%)》

消費税及び地方消費税の中告書(調査課認用)		付表5 捨物対象仕入税額の計算表	
項 目	金 額	項 目	金 額
課 税 標 本 額 1	37,685,200	課 税 標 本 額 1	1,587,400
消 費 税 額 2	1,587,400	消 費 税 額 2	
販売前回に係る消費税額 3		売 上 金 額 の 比 例 3	
控除対象仕入税額 4	1,285,920	売 上 金 額 の 比 例 4	
追跡対象仕入に係る税額 5		控除対象仕入税額計上の差異となる消費税額 5	6,580,400
総合的に見ると税額 6	29,300	1種類の事業区分に投げ替わる比率(みなし税率) 6	
控除税額 7	1,235,320	正 分 事業区分別の課税売上高 (税抜き) 7	課税売上高に 係る消費税額
控除不足税額 8		事業区分別の合計額 8	1,587,472
利 潟 9	277,480	第一種事業 9	11
中 動 的 利 潟 10		第二種事業 10	34,286,666
的 介 11	277,480	第三種事業 11	11
中 動 的 付 便 付 便 12		第四種事業 12	11
既 有 付 便 付 便 13		第五種事業 13	3,419,047
重 制 付 便 付 便 14		合計 14	138,701
この課税期間の課税売上高 15	36,185,714	控除対象仕入税額の計算式区分 15	算出額
基本割引額の課税売上高 16	-4,366,393	平均税率を適用する場合 16	1,184,812
この割引額による地方消費税の税額の計算 17		1種類の事業区分に投げ替わる比率(みなし税率) 17	1,285,320
控除不足税額 18	277,480	(1 + 15%) / 1 - 25% 18	29
重 制 19		(2 + 8%) / 1 - 25% 19	31
的 付 便 20	277,480	(3 + 10%) / 1 - 25% 20	33
中 動 的 付 便 付 便 21		(4 + 11%) / 1 - 25% 21	35
的 付 便 付 便 22	277,480	(5 + 12%) / 1 - 25% 22	37
中 動 的 付 便 付 便 23		(6 + 13%) / 1 - 25% 23	39
既 有 付 便 付 便 24		(7 + 14%) / 1 - 25% 24	41
重 制 付 便 付 便 25		(8 + 15%) / 1 - 25% 25	43
消費税及び地方消費税の合計 26	359,280	E 一括 除 付 便 仕 入 税 額 26	1,285,320

[簡易課税の営む事業の変更（消費税率5%）]

- ・1種類の事業の専業者の場合、「付表5」の7~17の金額を入力すると、2種類以上の事業を営む事業者として申告書が作成されます。
 - ・2種類以上の事業を営む事業者の場合、「付表5」の7~17の金額をすべて削除しても、1種類の事業の専業者のみなし仕入率を入力することができないため「付表5」の「⑤控除対象仕入税額」が計算されず、申告書が正しく作成されません。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

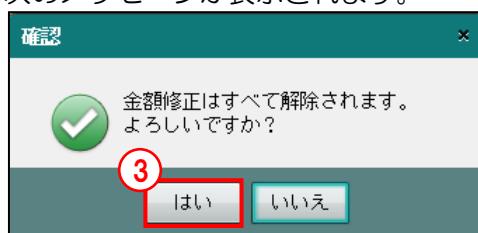
3.1.10 金額修正を解除する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『金額修正』>『金額修正解除』
金額修正を解除する手順について説明します。



① [金額修正解除] ボタンをクリックします。

②次のメッセージが表示されます。



③ [はい] ボタンをクリックします。修正前の金額に戻ります。

④ [更新] ボタンをクリックします。

⑤ [戻る] ボタンをクリックし、『申告書・付表』画面に戻ります。

⑥再計算処理が自動実行され、金額修正が解除されます。

3.1.11 申告書・付表の入力項目

確定申告書の消費税区分ごとの入力画面、および中間申告書の入力画面について説明します。

3.1.11.1 「原則課税」の申告書・付表の入力項目

原則課税の場合に[申告書・付表]ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとあります。

[申告書（一般）] タブ

- 申告書（一般）で入力した内容は、消費税及び地方消費税の申告書（一般用）に反映されます。

[別表] タブ

- ・特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書に反映されます。
 - ・課税売上割合が95%未満で特定課税仕入の取引金額がある場合に表示されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

[付表 1] タブ

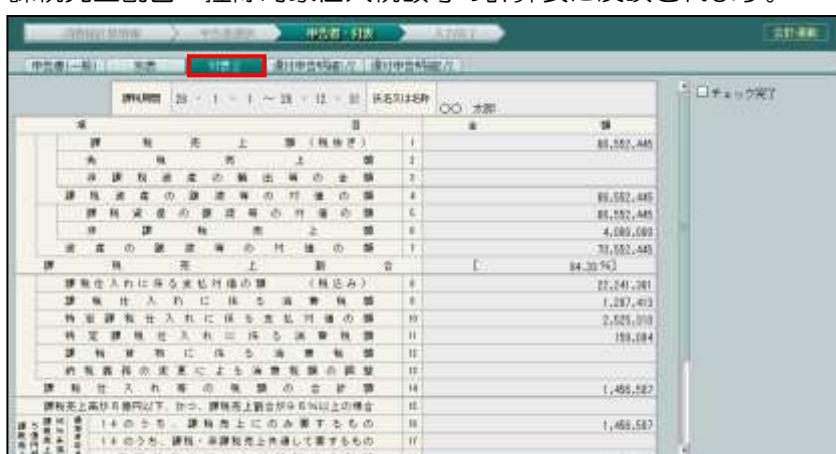
- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。



課税期間 23.1.1 ~ 23.12.31 係名別は选择 ○○ 本部			
項 目	税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B	税率 8.11%適用分 C
課 税 基 本 額 1		15,302,000	51,206,000
課税資産の譲渡等の対象の額 2			46,878,000
特定課税仕入に係る差込額の額 3			
消 費 税 額 2		816,200	3,258,546
控 除 対 象 仕 入 税 額 3			3,000,000
控 除 対 象 仕 入 税 額 4			1,287,413
控 除 対 象 仕 入 税 額 5			1,287,413
売 上 の 金 額 6			
売 上 の 金 額 7			
資 本 に 係 る 金 額 8			
合 计 23.1.1 ~ 23.12.31 9		1,287,413	1,287,413

[付表 2] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表に反映されます。



課税期間 23.1.1 ~ 23.12.31 係名別は选择 ○○ 本部			
項 目	率	額	
課 税 売 上 額 (税抜き) 1		85,552,445	
税 額 2			
課 税 取 得 の 輸 出 事 の 金 額 3			
課 税 取 得 の 譲 渡 事 の 金 額 4		85,552,445	
課 税 取 得 の 譲 渡 事 の 金 額 5		85,552,445	
課 税 売 上 額 6		4,089,593	
課 税 取 得 の 金 額 7		85,552,445	
課 税 売 上 額 8		84,352,952	
課税仕入れに係る支払対象の額 (税込み) 9		22,241,081	
課税仕入れに係る支払額 10		1,287,413	
特定期別仕入れに係る支払額 11		2,029,010	
特定期別仕入れに係る支払額 12		153,184	
課税資物に係る消費税額 13			
税制措置の変更による消費税額の調整 14			
課税仕入れ等の支払額の合計額 15		1,488,587	
課税売上高が目標額以下かつ課税売上割合が9.6%以下の場合 16			
1.6のうち 課税売上にのみ算入するもの 17		1,488,587	
1.6のうち 課税・非課税売上を通じて算入するもの 18			

[付表 2- (2)] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。



課税期間 23.1.1 ~ 23.12.31 係名別は选择 ○○ 本部			
項 目	税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B	税率 8.11%適用分 C
課 税 売 上 額 (税抜き) 1		15,302,000	51,206,000
税 額 2			46,878,000
課税資産の輸出事の金額 3			
課税資産の譲渡事の金額 4			85,552,747
課税資産の譲渡事の金額 5			85,552,747
課 税 売 上 額 6			4,089,000
課 税 取 得 の 金 額 7			85,552,747
課 税 売 上 額 8			84,358,746
課税仕入れに係る支払対象の額(税込み) 9			22,241,081
課税仕入れに係る支払額 10			1,287,413
特定期別仕入れに係る支払額 11			
特定期別仕入れに係る支払額 12			
課税資物に係る消費税額 13			
税制措置の変更による消費税額の調整 14			
課税仕入れ等の支払額の合計額 15		1,287,413	1,287,413

[還付申告明細 1/2] タブ

- ・消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

[還付申告明細 2/2] タブ

- ・消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.11.2 「簡易課税」の申告書・付表の入力項目

簡易課税の場合に【申告書・付表】ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書（簡易）] タブ

- 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）に反映されます。

The screenshot shows the 'Declaration (Simplified)' tab selected. It includes fields for declaration period (平成 28 年 1 月 1 日～12 月 31 日), declaration type (簡易課税), and declaration status (未提出). Below these are tables for consumption tax and local consumption tax calculations, including breakdowns by industry and specific consumption items.

[付表 4] タブ

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

The screenshot shows the 'Table 4' tab selected, displaying consumption tax calculation tables categorized by industry (農林水産業, 建設業, 工業, 商業, その他の事業) and consumption item.

[付表 5] タブ

- 控除対象仕入税額の計算表に反映されます。
- 課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第六種事業（不動産業）」まで表示されます。

The screenshot shows the 'Table 5' tab selected, displaying consumption tax deduction tables categorized by industry and consumption item, with a focus on the 'Calculation for Taxable Sales' section.

- ・課税期間の開始が平成27年3月31日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第五種事業（サービス業等）」まで表示されます。

[付表 5- (2) 1/2] タブ

- 付表 5-(2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。
 - 課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第六種事業（不動産業）」まで表示されます。

事業会社登録情報		申告書・税額		入力履歴		合計額	
会社名(登記名)	行番号	料率等(211/2)	料率等(101/2)				
課税期間		20 - 01 - 01 ~ 20 - 12 - 31	会社名登録料	△△ 大部			
1 指定料率仕入税額の計算の基準となる源泉利潤							
項目	料率3%適用区分 A	料率4%適用区分 B	料率5%適用区分 C	合計 D (A+B+C)			
課税料率	1		519,648	1,671,453		2,191,083	
支払料率	2						
税率	3						
税率上乗料率	4						
税率下乗料率	5						
理賃料率仕入税額の計算の基準となる源泉利潤	6		519,648	1,671,453		2,191,083	
B 1種類の事業の源泉利潤の算出の指定期仕入税額							
項目	料率3%適用区分 A	料率4%適用区分 B	料率5%適用区分 C	合計 D (A+B+C)			
本・みなし仕入手取料	7		467,638	1,504,307		1,971,945	
C 2種類以上の事業の源泉利潤の算出の指定期仕入税額							
(1) 基礎区分別の指定期仕入税額の合算額							
項目	料率3%適用区分 A	料率4%適用区分 B	料率5%適用区分 C	合計 D (A+B+C)			
事業区分別の合算額	8					売上 額	
第一種事業	9						
(小計)							
第二種事業	10						
(小計)							
第三種事業	11						
(卸売業者)							
第四種事業	12						
(その他の)							
第五種事業	13						
(サービス業者)							
第六種事業	14						
(不動産業)							
(2) (1)の各区分別の指定期税額に伴う消費税額の内訳							

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

- 課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第五種事業（サービス業等）」まで表示されます。

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率5%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税売上高に なる消費税額	519,648	1,547,935		2,067,583
1 生活必需品				
資源回収品				
売上税の支拂額 に係る消費税額				
卸販賣收入税額の 差額とならぬ税額	519,648	1,547,935		2,067,583
E 1種類の事業の事業者心向合の課税仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率5%適用分 C	合計 D (A+B+C)
よりなし仕入車	467,678	1,380,835		1,848,513
F 2種類以上の事業を営む事業者の課税仕入税額				
(1) 事業区分別の課税売上高と仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率5%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額				売上 額
第一種事業				
(卸売業)				
第二種事業				
(小売業)				
第三種事業				
(製造業)				
第四種事業				
(その他業)				
第五種事業				
(サービス業等)				
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の合計額				

[付表 5- (2) 2/2] タブ

- 付表 5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率5%適用分 C	合計 D (A+B+C)
(3) 課税仕入税額の計算式区分				
△ 課税仕入税額の計算式区分				
課税仕入税額の計算式区分				
(1)(3)+(2)(3)+(3)(3)+(4)(3)+(5)(3)	20			
△ 物物引當を適用する場合				
(4) 物物引當を適用する場合				
課税仕入税額の計算式区分				
(2)(3)-(3)(3)-(4)(3)-(5)(3)	21			
△ 物物引當を適用する場合				
課税仕入税額の計算式区分				
(3)(3)+(4)(3)+(5)(3)	22			

3.1.11.3 中間申告書の申告書・付表の入力項目

中間申告の場合に【申告書・付表】ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書（第 26 号様式）] タブ

- 第 26 号様式の消費税及び地方消費税の中間申告書に反映されます。

東京都渋谷区渋谷○○○-○	平成 年 月 日	登 墓 番 号 2680001
納 税 地 デラビル 1F	税務署名前	新規登録
電話番号 - 1234 - 5678	平成 26 年 1 月 1 日 課税期間の	<input type="checkbox"/> チェック完了
(フリガナ) 清水浩介	平成 26 年 12 月 31 日 中国申告書	
姓 ○○商店	通 信 日 付 09/10/09 登録日	
又は漢字	税 年 月 日	
個人番号	新規登録	
支は	中間申告書	
法人番号	平成 26 年 1 月 1 日	
(フリガナ) 清水 浩介	付添申題	
代表者氏名 ○○ 太郎	平成 26 年 12 月 31 日	
又は氏名	課税期間	
(登記登録)	月額申告書	
地 場 所	年 月 日	
都道府県	合計納付額	
市 区 市	23.168	
郵便番号	合計納付額	

※ 平成26年4月1日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に63分の17を乗じた金額が表示されます。
※ 平成26年3月31日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に100分の25を乗じた金額が表示されます。

[納付すべき地方消費税]

- 平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に 63 分の 17 を乗じた金額が表示されます。
- 平成 26 年 3 月 31 日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に 100 分の 25 を乗じた金額が表示されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.12 消費税申告書の記載方法、計算方法について

国税庁より申告書の記載方法、簡易課税の計算方法について指示がありました。

簡易課税で、課税売上高より売上対価の返還が大きい場合、貸倒回収に係る消費税額がある場合、および売上対価の返還等に係る消費税額がある場合のシステムの計算方法について、などを説明します。

なお、国税庁からの指示により消費税申告書はマイナス金額をゼロに置き換えて記載しますが、『ネット de 記帳』ではマイナス金額を表示し計算結果を確認できます。

消費税申告書の印刷で、『印刷条件設定』画面で「申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）」にチェックをつけると、マイナス金額をゼロに置き換えて印刷します。

また、電子申告データはマイナス金額をゼロに置き換えて作成します。



申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）→

「[申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）]」参照

3.1.12.1 付表 5- (2)

課税期間の開始が平成27年3月31日以前の簡易課税には、「第六種事業（不動産業）」はありません。

I 控除対象仕入税額の計算となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率0.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	1	4,000	630,000	670,000
貸倒回収に係る消費税額	2	2,612		2,612
売上対価の返還等による消費税額	3		4,819	4,819
控除対象仕入税額の計算となる消費税額	4	42,812	625,181	667,793
II 第種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率0.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
4×みなし仕入率	5	30,350	582,882	601,013

(5) (4) ×みなし仕入率

- ・A～D欄は、それぞれの(4)控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額にみなし仕入率を掛けて計算されます。

(例)

$$(5) D \text{ 欄} = (4) D \text{ 欄} \times \text{みなし仕入率}$$

$$(5) D \text{ 欄} = 667,793 \times 90\% = 601,013$$

- ・計算結果がマイナス金額の場合は、マイナスのまま表示されます。

- ・D欄は、(4)D欄×みなし仕入率で計算されます。

II 二種類以上の事業を営む事業者の場合の課税対象仕入税額				
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.9%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	6	670,000	30,000,000	31,470,000 売上 高
第一種事業 (卸売業)	7	950,000	-700,000	250,000 0.1
第二種事業 (小売業)	8	1,000,000		1,000,000 3.1
第三種事業 (製造業等)	9	2,000,000	31,000,000	33,000,000 100.0
第四種事業 (その他)	10	-3,400,000		-3,400,000
第五種事業 (サービス業等)	11		20,000	20,000 0
第六種事業 (不動産業)	12	100,000	500,000	600,000 1.0

(6) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の合計

- ・A～C 欄は、(7)～(12) のマイナス金額を含めて合計額が計算されます。
- ・D 欄は、マイナス金額を含めて A 欄+A 欄+C 欄で計算されます。
- ・計算結果がマイナス金額の場合は、マイナスのまま表示されます。

(7～12) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

- ・D 欄は、マイナス金額を含めて A 欄+B 欄+C 欄で計算されます。
- ・計算結果がマイナス金額の場合は、マイナスのまま表示されます。

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.9%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	11	162,000	1,984,500	2,106,500
第一種事業 (卸売業)	14	30,000	-44,100	-6,100
第二種事業 (小売業)	15	40,000		40,000
第三種事業 (製造業等)	16	60,000	1,953,000	2,013,000
第四種事業 (その他)	17	-136,000		-136,000
第五種事業 (サービス業等)	18		800	800
第六種事業 (不動産業)	19	4,000	31,500	35,500

(13) 事業区分別の合計

- ・A～C 欄は、(14)～(19) のマイナス金額を含めずに合計額が計算されます。
- ・D 欄は、(14) D 欄～(19) D 欄のマイナス金額を含めずに合計額が計算されます。
- ・マイナス金額を含めないため、結果がマイナスになることはありません。

(14～19) 第一種事業(卸売業)～第六種事業(不動産業)

- ・D 欄は、マイナス金額を含めて A 欄+B 欄+C 欄で計算されます。
- ・計算結果がマイナス金額の場合は、マイナスのまま表示されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(3) 採用均一仕入税額の計算式区分の明細 □ 特別計算を適用する場合			
採用均一仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.9%適用分 C
合計D (A+B+C)			
4 × みなし仕入税額 (14×90%+15×80%+16×70%+(1×85+18×85+19×45)) 29	64,640	617,400	678,048
□ 特別計算を適用する場合			

- (20) の(例)の元となる金額

I 採用均一仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.9%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準価額に対する消費税額	1		80,000	756,000
貸倒回収に係る消費税額	2		900	900
売上対価の還還等に係る消費税額	3			
採用均一仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4		80,800	756,000

(中略)

(II) 事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.9%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	13		120,000	756,000
第一種事業 (卸売業)	14		-40,000	128,000
第二種事業 (小売業)	15		120,000	636,000
第三種事業 (製造業等)	16			
第四種事業 (その他の業)	17			
第五種事業 (サービス業等)	18			
第六種事業 (不動産業)	19			

(20) 原則計算を適用する場合

- A～C 欄は、(14) A 欄～(19) C 欄にマイナス金額がある場合、マイナス金額が「0 (ゼロ)」として計算されます。

(例)

$$(20) B \text{ 欄} = (4) B \text{ 欄} \times \text{みなし仕入率}$$

$$(13) B \text{ 欄} : 120,000 \text{ 円}$$

$$(14) B \text{ 欄} : 0 \text{ 円 } (-40,000 \text{ 円})$$

$$(15) B \text{ 欄} : 120,000 \text{ 円}$$

$$(20) B \text{ 欄} = 80,800 \times ((0 \times 90\%) + 120,000 \times 80\% \text{ (切捨て)}) \div 120,000 \\ \text{(切捨て)} = 64,640$$

- D 欄は、貸倒回収に係る消費税額があるまたは課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、D 欄をもとに計算され、それ以外の場合は A 欄+B 欄+C 欄で計算されます。

(例) 貸倒回収に係る消費税額があるまたは、課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合

$$(20) D \text{ 欄} = (4) D \text{ 欄} \times \text{みなし仕入率}$$

$$(13) D \text{ 欄} : 836,000 \text{ 円}$$

$$(14) D \text{ 欄} : 86,000 \text{ 円}$$

$$(15) D \text{ 欄} : 750,000 \text{ 円}$$

$$(20) D \text{ 欄} = 836,800 \times ((86,000 \times 90\%) \text{ (切捨て)} + 750,000 \times 80\% \text{ (切捨て)}) \div 836,000 \text{ (切捨て)} = 678,048$$

(例) 貸倒回収に係る消費税額がない、課税売上高より売上対価の返還が小さい場合

$$(20) D \text{ 欄} = (20) A \text{ 欄} + (20) B \text{ 欄} + (20) C \text{ 欄}$$

$$(20) A \text{ 欄} : 0 \text{ 円}$$

$$(20) B \text{ 欄} : 64,640 \text{ 円}$$

$$(20) C \text{ 欄} : 617,400 \text{ 円}$$

$$(20) D \text{ 欄} = 0 + 64,640 + 617,400 = 682,040$$

（口） 2種類の事業で75%以上					
課 税 事 業 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.75%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
第一種及び第二種事業 (70+80) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 80\% + (13 - 14) \times 90\%}{13}$ 22		84,640	693,000	753,640
第一種及び第三種事業 (70+90) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 80\% + (13 - 14) \times 70\%}{13}$ 23				
第一種及び第四種事業 (70+100) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 80\% + (13 - 14) \times 80\%}{13}$ 24				
第一種及び第五種事業 (70+110) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 80\% + (13 - 14) \times 50\%}{13}$ 25				
第一種及び第六種事業 (70+120) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 80\% + (13 - 14) \times 40\%}{13}$ 26				
第二種及び第三種事業 (80+90) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{15 \times 80\% + (13 - 14) \times 70\%}{13}$ 27				
第二種及び第四種事業 (80+100) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{15 \times 80\% + (13 - 14) \times 80\%}{13}$ 28		84,640	693,000	708,640
第二種及び第五種事業 (80+110) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{15 \times 80\% + (13 - 14) \times 50\%}{13}$ 29				
第二種及び第六種事業 (80+120) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{15 \times 80\% + (13 - 14) \times 40\%}{13}$ 30				
第三種及び第四種事業 (90+100) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{16 \times 70\% + (13 - 14) \times 80\%}{13}$ 31				
第三種及び第五種事業 (90+110) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{16 \times 70\% + (13 - 14) \times 50\%}{13}$ 32				
第三種及び第六種事業 (90+120) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{16 \times 70\% + (13 - 14) \times 40\%}{13}$ 33				
第四種及び第五種事業 (100+110) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{17 \times 60\% + (13 - 12) \times 80\%}{13}$ 34				
第四種及び第六種事業 (100+120) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{17 \times 60\% + (13 - 12) \times 40\%}{13}$ 35				
第五種及び第六種事業 (110+120) /80 ≥ 75%	4 × $\frac{18 \times 50\% + (13 - 12) \times 40\%}{13}$ 36				

・(22) の(例)の元となる金額

I 課税対象仕入税額の計算となる消費税額					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.75%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
課 税 税 額 に 付 す る 消 費 税 額	1		80,000	850,500	930,500
販 售 因 故 に 生 じ る 消 費 税 額	2		900		900
売 上 附 価 の 増 減 等 に 係 る 消 費 税 額	3				
課税対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額	4		80,800	850,500	931,300

(中略)

(2) (1)の事業区分別の課税売上額に係る消費税額の算出					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.75%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
事業区分別の合計額	13		120,000	850,500	930,500
第一種事業 (小売業)	14		-40,000	120,000	96,000
第二種事業 (小売業)	15		120,000	830,000	750,000
第三種事業 (製造業等)	16				
第四種事業 (その他の業)	17			84,500	84,500
第五種事業 (サービス業等)	18				
第六種事業 (不動産業)	19				

(22～36) 2種類の事業で75%以上

- A～C欄は、(14) A欄～(19) C欄にマイナス金額がある場合、マイナス金額が「0(ゼロ)」として計算されます。

(例)

$$(22) B \text{欄} = (4) B \text{欄} \times ((14) B \text{欄} \times 90\% + ((13) B \text{欄} - (14) B \text{欄}) \times 80\%) \div (13) B \text{欄}$$

$$(13) B \text{欄} : 120,000 \text{円}$$

$$(14) B \text{欄} : 0 \text{円} (-40,000 \text{円})$$

$$(22) B \text{欄} = 80,800 \times (0 \times 90\% + (120,000 - 0) \times 80\% \text{ (切捨て)}) \div 120,000 \\ (切捨て) = 64,640$$

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

- D 欄は、貸倒回収に係る消費税額があるまたは課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、D 欄をもとに計算され、それ以外の場合は A 欄+B 欄+C 欄で計算されます。

(例) 貸倒回収に係る消費税額がある、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合

$$(22) D \text{ 欄} = (4) D \text{ 欄} \times ((14) D \text{ 欄} \times 90\% + ((13) D \text{ 欄} - (14) D \text{ 欄}) \times 80\%) \div (13) D \text{ 欄}$$

$$(13) D \text{ 欄} : 930,500 \text{ 円}$$

$$(14) D \text{ 欄} : 86,000 \text{ 円}$$

$$(22) D \text{ 欄} = 931,300 \times (86,000 \times 90\% \text{ (切捨て)} + (930,500 - 86,000) \times 80\% \text{ (切捨て)}) \div 930,500 \text{ (切捨て)} = 753,647$$

(例) 貸倒回収に係る消費税額がない、課税売上高より売上対価の返還が小さい場合

$$(22) D \text{ 欄} = (22) A \text{ 欄} + (22) B \text{ 欄} + (22) C \text{ 欄}$$

$$(22) A \text{ 欄} : 0 \text{ 円}$$

$$(22) B \text{ 欄} : 64,640 \text{ 円}$$

$$(22) C \text{ 欄} : 693,000 \text{ 円}$$

$$(22) D \text{ 欄} = 0 + 64,640 + 693,000 = 757,640$$

3.1.12.2 付表4

控除対象仕入税額	A	-36,000	567,000	531,000
返還等対象に係る税額	B			
貸倒れに係る税額	C	20,000		20,000
控除税額小計	D	20,000	567,000	551,000

(7) 控除税額小計

- ・A～C 欄は、(4) 控除対象仕入税額がマイナス金額の場合、マイナス金額が「0（ゼロ）」として計算されます。
- ・D 欄は、(4) D 欄+ (5) D 欄+ (6) D 欄で計算されます。

区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.8%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税義務額	1		-1,000,000	10,000,000	9,000,000
消費料額	2		-40,000	630,000	590,000
販売回収に係る消費税額	3				
控除対象仕入税額	4		-36,000	567,000	531,000
返還等対象に係る税額	5				
貸倒れに係る税額	6		20,000		20,000
控除税額小計	D		20,000	567,000	551,000
控除不足還付税額	E		60,000		60,000
差引料額	F			83,000	83,000
合計差引料額	G				38,000

(8) 控除不足還付税額

- ・D 欄は、(7) D 欄- (2) D 欄- (3) D 欄で計算されます。
- ・結果がマイナスの場合は表示されません。

(9) 差引税額

- ・D 欄は、(2) D 欄+ (3) D 欄- (7) D 欄で計算されます。
- ・結果がマイナスの場合は表示されません。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.12.3 付表 5

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の簡易課税には、「第六種事業（不動産業）」はありません。

課 税 売 上 高 に 係 る 計 算 上	事 業 区 分 別 の 合 計 額	事 業 区 分 別 の 課 税 売 上 高 (税 抜 き)			左 の 課 税 売 上 高 に 係 る 消 費 税 額
		6	7	8	
三 種 に 係 る 計 算 上	事 業 区 分 別 の 合 計 額	6	1,400,000	売 上 割 合 %	13 94,500
	第一種事業（卸売業）	7	1,000,000	67.5	63,000
	第二種事業（小売業）	8		16	
	第三種事業（製造業等）	9	500,000	33.3	31,500
	第四種事業（その他の事業）	10	-20,000	17	-1,260
	第五種事業（サービス業等）	11		10	
	第六種事業（不動産業）	12		19	

(6) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計

- ・ (7)～(12) のマイナスの金額を含めて合計額が計算されます。

(13) 事業区分別の合計

- ・ (14)～(19) のマイナス金額を含めずに合計額が計算されます。
- ・マイナス金額を含めないため、結果がマイナスになることはありません。



マイナス金額を“0”として画面に表示する項目

国税庁からの指示により、消費税申告書はマイナス金額をゼロに置き換えて記載しますが、『ネット de 記帳』ではマイナス金額を表示し計算結果を確認することができます。ただし、次の項目は『ネット de 記帳』でもマイナス金額をゼロに置き換えて表示します。

●原則課税

《付表 2》

項 目	金 額
課 税 売 上 領 (販 售) 1	-2,000,000
免 税 売 上 領 2	
非 課 税 品 の 売 上 領 3	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 对 價 の 領 4	0
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 对 價 の 領 5	-2,000,000
非 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 对 價 の 領 6	
資 産 の 譲 渡 等 の 对 價 の 領 7	0
課 税 売 上 領 合 計 8	0

(4)課税資産の譲渡等の対価の額

(7)資産の譲渡等の対価の額

《付表 2-(2)》

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課 税 売 上 領 (販 售) 1		-5,000,000	2,000,000	-3,000,000
免 税 売 上 領 2				
非課税資産の譲渡等の對価の額 3				
課税資産の譲渡等の對価の額 4			0	0
課税資産の譲渡等の對価の額 5			-3,000,000	-3,000,000
非 課 税 資 產 の 譲 渡 等 の 对 價 の 領 6			0	0
資 產 の 譲 渡 等 の 对 價 の 領 7			0	0
課 税 売 上 領 合 計 8			0	0

(4)課税資産の譲渡等の対価の額 D 欄

(7)資産の譲渡等の対価の額 D 欄

●簡易課税

《付表 5》

項 目	金 額
課 税 標 準 課 に 対 す る 消 費 税 領 1	31,500
資 本 固 定 に 係 る 消 費 税 領 2	
市 上 什 類 の 送 送 に 係 る 消 費 税 領 3	45,000
控 除 対 象 仕 入 手 続 計 算 の 基 礎 と な る 消 費 税 領 4	0
1種類の事業の基準の場合は4×みなし仕入率 5	0

(4)控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額

《付表 5-(2)》

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課 税 標 準 領 に 対 す る 消 費 税 領 1		40,000	63,000	103,000
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 領 2				
売 上 对 價 の 返 送 等 に 係 る 消 費 税 領 3			126,000	126,000
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 4		40,000	-63,000	0

II 1種類の事業の基準の場合は控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
4 × みなし仕入率 5				

(4)控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 D 欄

- D 欄が「0（ゼロ）」の場合は、計算の基礎となる消費税額がないため、控除対象仕入税額の計算は行われません。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『電子申告チェック』

入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする手順について説明します。チェックには、2つの方法があります。

●アプリケーションツールバーの【電子申告チェック】ボタンをクリックする

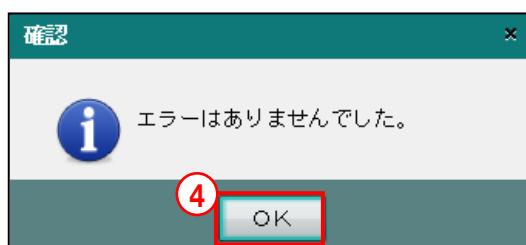


①【電子申告チェック】ボタンをクリックします。

②【チェック開始】ボタンをクリックします。



③エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



エラーがある場合→

「3.1.13.2 電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理」参照

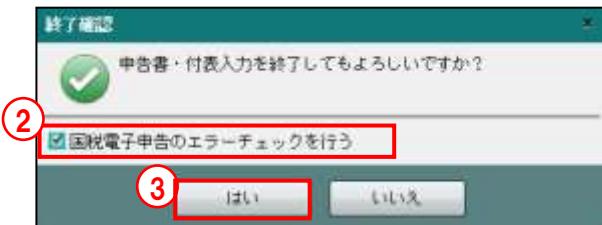
④【OK】ボタンをクリックします。

●「終了確認」メッセージで確認する



① [X] ボタンをクリックします。

②「終了確認」メッセージで、[国税電子申告のエラーチェックを行う] にチェックをつけます。



③ [はい] ボタンをクリックします。

④「国税電子申告エラーチェック」画面が表示されます。

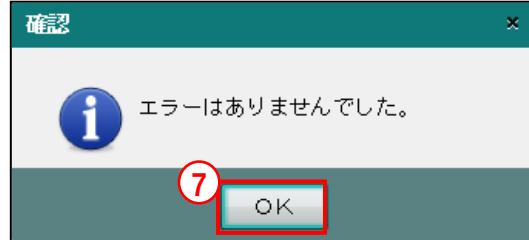


⑤ [チェック開始] ボタンをクリックします。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

⑥エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



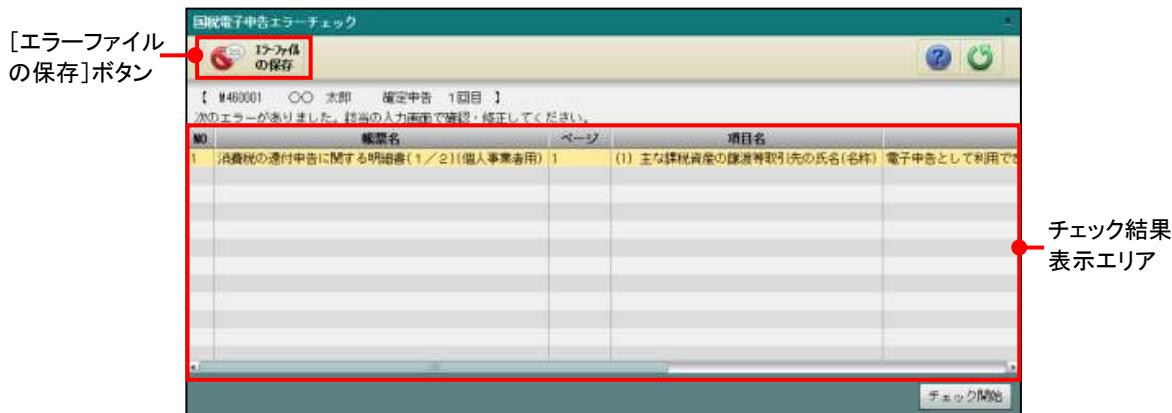
「3.1.13.2 電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理」参照

⑦ [OK] ボタンをクリックします。

3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ

「国税電子申告エラーチェック」画面でチェック処理を行った際、メッセージが表示される場合があります。メッセージの原因および対処方法は、次のとおりです。

「警告」の場合は、文字色が「黒」で表示されます。申告書を修正しない場合は、電子申告データの抽出を行うと、チェック結果表示エリアの「項目内容（変更後）」の値で電子申告データが作成されます。



[アプリケーションツールバー]

[エラーファイルの保存] ボタン

- エラー内容を CSV に出力します。

[チェック結果表示エリア]

[NO]

- 連番付番された NO が表示されます。

[帳票名]

- 対象となる帳票名が表示されます。

[ページ]

- 対象となるページが表示されます。

[項目名]

- 対象となる項目名が表示されます。

[エラー内容]

- メッセージの原因および電子申告データとして抽出された結果などが表示されます。

[項目内容（変更前）]

- エラーチェック時点で入力されている内容が表示されます。

[項目内容（変更後）]

- 電子申告データとして抽出した後に変換される内容が表示されます。

エラー内容	項目内容（変更前）	項目内容（変更後）
い文字が含まれているため変更されます。	(株) アイフ	(株) アイフ

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

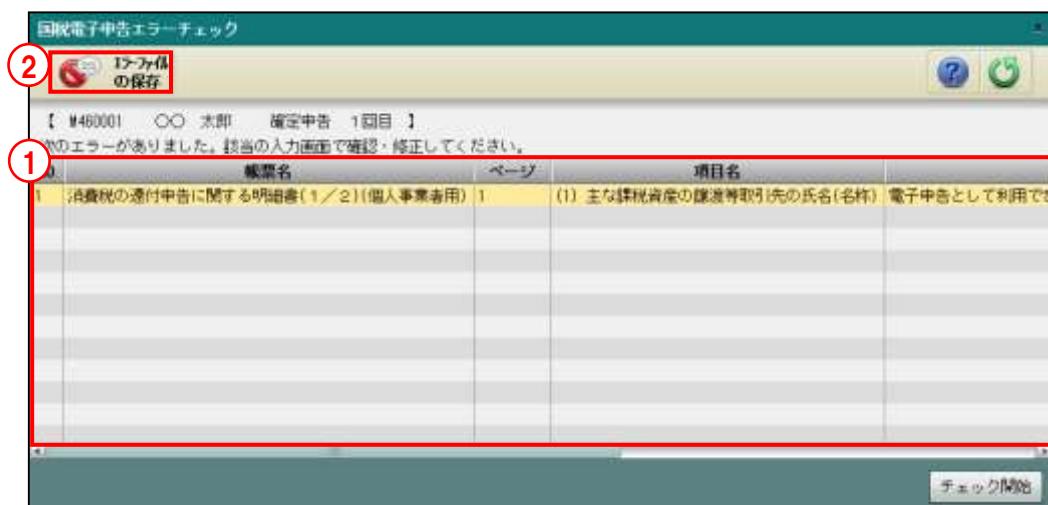
●警告メッセージ

申告書を修正しない場合は、チェック結果表示エリアの「項目内容（変更後）」の値で電子申告データが作成されます。

メッセージ	原因	対処方法
電子申告で有効な桁数（〇〇桁）を超えるため切り捨てられます。	抽出可能な桁数（二字数）を超えて内容が入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。
電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。	使用不可である半角カタカナ文字、半角スペースおよび特殊文字が入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。

3.1.13.2 電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理

電子申告エラーチェックでエラーがある場合の処理手順について説明します。



①国税電子申告エラーチェックでエラーがある場合、«国税電子申告エラーチェック»画面のチェック結果表示エリアにエラーの詳細が表示されます。



→「3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ」

参照

②エラーの内容をファイルに保存する場合は、[エラーファイルの保存] をクリックします。

③ [保存] ボタンをクリックして、CSV ファイルを任意の場所に保存します。

④必要に応じて、エラーとなっている該当画面に戻り、入力内容を確認または修正します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.14 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『入力完了』

すべての申告書および付表の入力が完了したら「入力完了」にチェックをつけます。

電子申告データを作成する場合は、必ず「入力完了」にチェックをつけます。

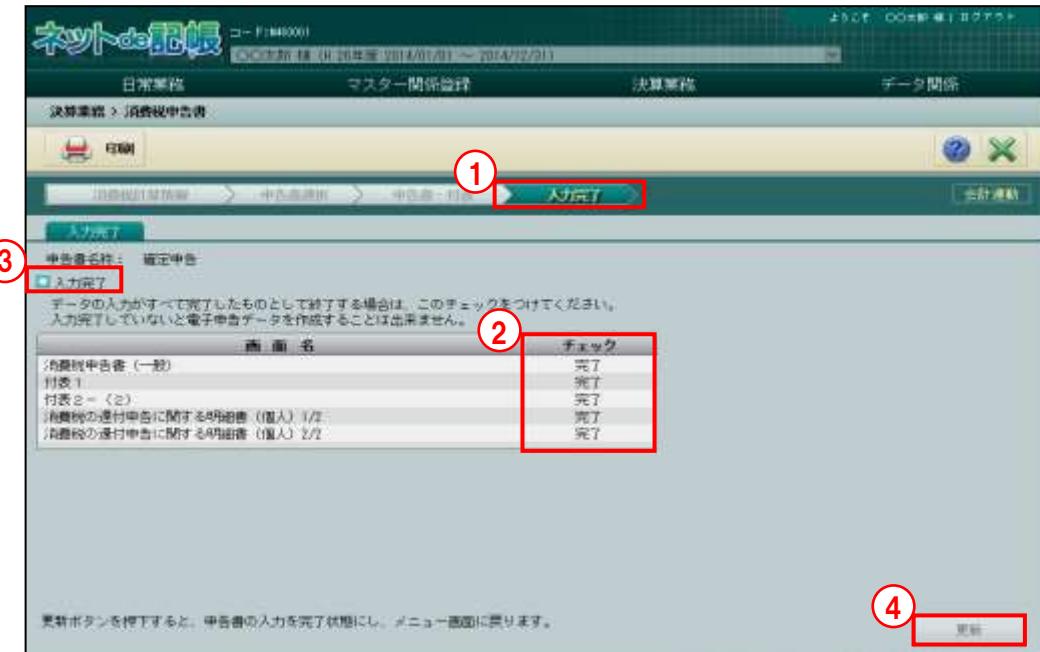


参照モードについて ➔ 「3.1.14.2 申告書の参照モード表示」参照

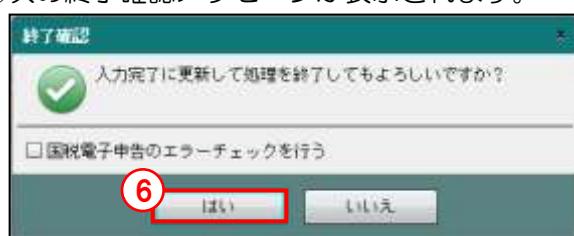


入力完了の解除について ➔

「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照



- ① [入力完了] ナビボタンをクリックします。
- ② チェック欄がすべて「完了」になっていることを確認します。
- ③ [入力完了] にチェックをつけます。
- ④ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑤次の終了確認メッセージが表示されます。



終了確認メッセージで国税電子申告エラーチェックを行う場合 ➔

「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照



中間申告書の終了確認メッセージについて ➔

「3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について」参照

- ⑥ [はい] ボタンをクリックします。

- ⑦ 『消費税申告書』が終了します。

3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について

中間申告書の入力完了時に、電子申告データを任意の中間申告書として作成できるか、通常の中間申告書として作成できるか判定し、作成できる中間申告書に自動で切り替えて電子申告データが作成されます。判定した結果は終了確認メッセージに表示されます。

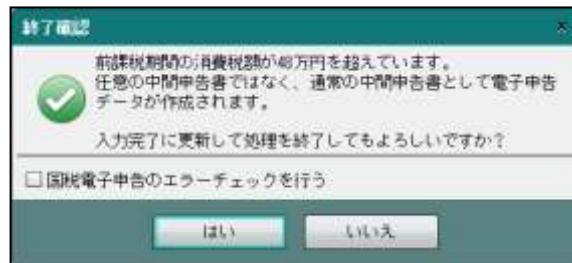
任意の中間申告書を作成する場合は、[消費税計算情報] タブの「中間申告回数」で「任意(年1回)」を選択します。



「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照

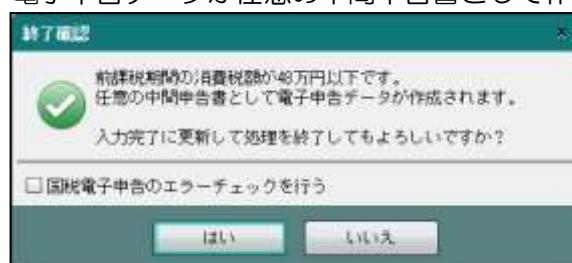
[前課税期間の消費税額が48万円を超えるため任意の中間申告書を作成できない場合]

- ・電子申告データが通常の中間申告書として作成されます。



[前課税期間の消費税額が48万円以下ため通常の中間申告書を作成できない場合]

- ・電子申告データが任意の中間申告書として作成されます。



月数換算（分母）が12か月未満の場合

月数換算（分母）が12か月未満の場合は、「前課税期間の消費税額」を年換算して判定されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.14.2 申告書の参照モード表示

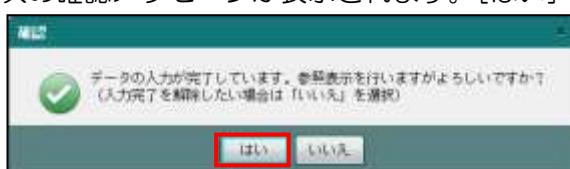
「入力完了」にチェックをつけた後に、申告書を参照モードで表示する手順について説明します。参照モードの場合、決算書を修正することはできません。



入力完了を解除する→「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照



- ①入力完了済の申告書は「**申告書選択**」画面の「完了」に「○」が表示されます。
- ②入力完了済の申告書を選択します。
- ③「**選択**」ボタンをクリックします。
- ④次の確認メッセージが表示されます。「**はい**」ボタンをクリックします。



「**いいえ**」を選択した場合→

「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照

- ⑤「**申告書・付表**」画面が参照モードで表示されます。画面右上に「参照」と表示されます。



「参照」と表示されます。

3.1.14.3 入力完了チェックを解除する

申告書の「入力完了」を解除して、参照モードから入力モードに変更する手順について説明します。



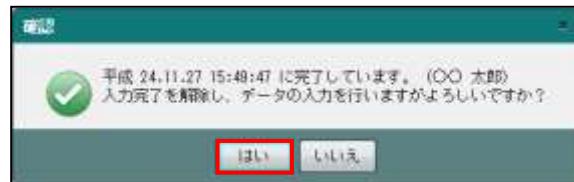
- ①入力完了済の申告書は〈申告書選択〉画面の「完了」に「○」が表示されます。
- ②入力完了済の申告書を選択します。
- ③[選択] ボタンをクリックします。
- ④次のメッセージが表示されます。[いいえ] ボタンをクリックします。



[はい] を選択した場合の画面表示について→

「3.1.14.2 申告書の参照モード表示」参照

- ⑤次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



- ⑥「入力完了」が解除され、〈申告書・付表〉画面が「入力モード」で表示されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.15 消費税申告書を印刷する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『印刷』

消費税申告書の印刷について説明します。印刷できる帳票は、次のとおりです。

	帳票名称	消費税区分		表示	印刷
		原則課税	簡易課税		
申告書 付表 ・複数税率	消費税及び地方消費税の中間申告書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	消費税申告書（一般）	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書（別表）	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	消費税申告書（簡易課税）	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	付表 2	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	付表 5	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	付表 1	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	付表 2- (2)	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	付表 4	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	付表 5- (2)	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
消費税の還付申告に関する明細書（法人）1/2、2/2		<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
消費税の還付申告に関する明細書（個人）1/2、2/2		<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



消費税申告書（一般・簡易課税）の様式について

『ネット de 記帳』では、国税庁ホームページに掲載されている消費税申告書（個人用・法人用共通の様式）を採用しています。

3.1.15.1 消費税申告書出力の詳細説明

申告書および付表を出力する手順について説明します。



- ① [印刷] ボタンをクリックします。



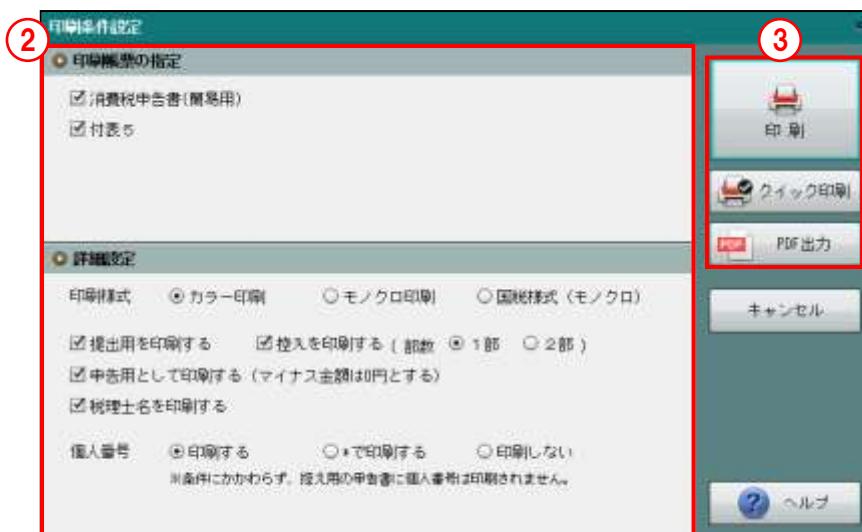
→「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照



→「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

- ②《印刷条件設定》画面で、印刷帳票の指定、詳細設定を選択します。

- ③ [印刷] ボタンをクリックします。PDFファイルに出力する場合は、[PDF出力] ボタンをクリックします。



3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.15.2 「原則課税」の印刷条件設定

原則課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけ、印刷しない帳票はチェックをはずします。
- ・印刷可能な帳票にはあらかじめチェックがついています。
- ・「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」は別表の提出がない場合は表示されません。

●詳細設定

[印刷様式]

- ・「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式（モノクロ）」から選択します。

[提出用を印刷する]

- ・提出用の申告書を印刷する場合はチェックをつけます。

[控えを印刷する]

- ・控え用の申告書を印刷しない場合はチェックをはずします。
- ・控え用の申告書を印刷する場合は、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。

[申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）]

- ・原則課税の場合は、チェックをはずすことができません。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷しない場合はチェックをはずします。

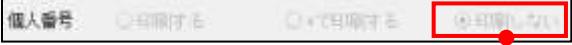
[還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷しない場合はチェックをはずします。
- ・還付申告明細を印刷する場合はチェックが自動でつきます。

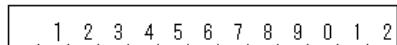
[個人番号]

- ・[個人番号]欄は、課税期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・特定個人情報を扱うための条件を満たしているかにより、[個人番号]欄の表示状態が異なります。

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。  選択可能
税務支援	あり	登録済み端末以外	「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。  選択可能
税務支援以外	-	-	「印刷しない」が選択されています。  選択済み

印刷条件ごとの個人番号の印刷イメージ

印刷条件	内容	個人番号欄の印刷イメージ
印刷する	個人番号を印刷します。	
で印刷する	個人番号をアスタリスク()で印刷します。	
印刷しない	個人番号は印刷しません。	

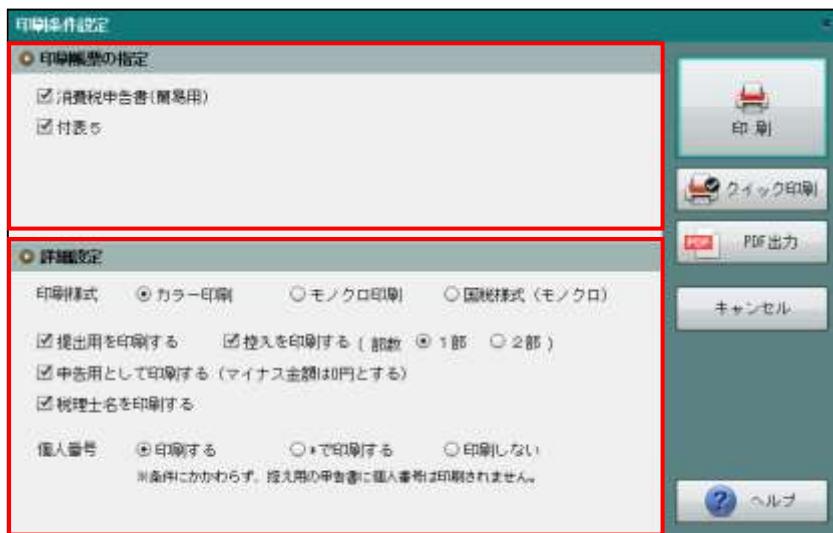
控え用の申告書は、「印刷する」または「*で印刷する」を指定した場合でも個人番号は印刷されません。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.15.3 「簡易課税」の印刷条件設定

簡易課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけ、印刷しない帳票はチェックをはずします。
- ・印刷可能な帳票にはあらかじめチェックがついています。

●詳細設定

[印刷様式]

- ・「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式（モノクロ）」から選択します。

[提出用を印刷する]

- ・提出用の申告書を印刷する場合はチェックをつけます。

[控え用を印刷する]

- ・控え用の申告書を印刷しない場合はチェックをはずします。
- ・控え用の申告書を印刷する場合は、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。

[申告用として印刷する（マイナス金額は0円とする）]

- ・チェックをつけて出力すると、マイナス金額を「0（ゼロ）」に置き換えて申告することができます。例えば、付表5-（2）のB欄がマイナス金額の場合、画面にはマイナスで表示されますが、チェックをつけて出力するとB欄（4）と（5）の項目が「0（ゼロ）」で印刷されます。



マイナス金額を0円に置き換える項目→

「●マイナスを「0（ゼロ）」に置き換える項目」参照

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B
課税標準額に対する消費税額	1	-40,000
貸倒回収に係る消費税額	2	
売上対価の還還等に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	-40,000
II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B
4×みなし仕入率	5	-36,000



I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B
課税標準額に対する消費税額	(付表5-①A欄)	(付表5-②B欄) -40,000
貸倒回収に係る消費税額	(付表5-③A欄)	(付表5-④B欄)
売上対価の還還等に係る消費税額	(付表5-⑤A欄)	(付表5-⑥B欄)
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	④	0
II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額		
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B
④×みなし仕入率	⑤	0

マイナス金額が「0（ゼロ）」に置き換わります。

- ・マイナス金額をそのまま印刷する場合はチェックをはずします。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷しない場合はチェックをはずします。

[付表 5- (2) 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・付表 5- (2) 2/2 に氏名または名称を印刷しない場合はチェックをはずします。

[個人番号]

- ・[個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・印刷条件設定については、原則課税の印刷条件設定の説明と同様です。



[\[個人番号\] 欄の印刷条件設定→](#)

「3.1.15.2 「原則課税」の印刷条件設定」参照

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費稅申告書

●マイナスを「0（ゼロ）」に置き換える項目

国税庁からの指示によりマイナス金額は、「0（ゼロ）」に置き換えて申告する必要があります。次の申告書の赤枠内のマイナス金額が「0（ゼロ）」に置き換わります。

(1) 消費税申告書（簡易課稅用）

課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合

(2) 付表4

課税期間の開始が平成27年4月1日以降の場合

課 税 期 間		28.1.1 ~ 28.12.31		氏名又は 名称	○○ 太郎
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
課 税 標 準 額	①	円 000	円 -247,000	円 36,800,000	円 36,553,000
消費 税 額	②	新付表3-12の①(A欄)~ 新付表3-12の②(B欄)~ -9,880	新付表3-12の③(C欄)~ 2,318,400	新付表3-12の④(D欄)~ 2,308,520	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	③	新付表3-12の⑤(A欄)~	新付表3-12の⑥(B欄)~	新付表3-12の⑦(C欄)~	新付表3-12の⑧(D欄)~
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	新付表3-12の⑨(A欄) (新付表3-12の⑩(B欄) 新付表3-12の⑪(C欄) 新付表3-12の⑫(D欄))~ 0	新付表3-12の⑬(A欄) (新付表3-12の⑭(B欄) 新付表3-12の⑮(C欄) 新付表3-12の⑯(D欄))~ 1,854,720	新付表3-12の⑰(A欄) (新付表3-12の⑱(B欄) 新付表3-12の⑲(C欄) 新付表3-12の⑳(D欄))~ 1,846,816	
返 還 等 対 備 に 係 る 税 額	⑤	新付表3-12の⑫(A欄)~	新付表3-12の⑬(B欄)~	新付表3-12の⑭(C欄)~	新付表3-12の⑮(D欄)~
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥				新付表3-12の⑯(D欄)~
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦			新付表3-12の⑰(A欄) 1,854,720	新付表3-12の⑱(D欄) 1,846,816
控除不足還付税額 (②-③-⑦)	⑧		新付表3-12の⑱(A欄) 9,880	新付表3-12の⑲(B欄)~	
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨			新付表3-12の⑳(C欄) 463,680	新付表3-12の⑳(D欄) 461,704
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧)	⑩				新マニアルの場合は新付表3-12の⑱(A欄) 新マニアルの場合は新付表3-12の⑲(B欄) 新マニアルの場合は新付表3-12の⑳(C欄) 461,704
控 除 不 足 還 付 税 額	⑪		新付表3-12の⑱(A欄) 9,880	新付表3-12の⑲(B欄) 9,880	
差 引 税 額	⑫		新付表3-12の⑲(A欄) 463,680	新付表3-12の⑳(B欄) 463,680	
合 计 差 引 税 額 (⑪-⑫)	⑬				新マニアルの場合は新付表3-12の⑱(A欄) 新マニアルの場合は新付表3-12の⑲(B欄) 453,800
還 付 税 額	⑭		新付表3-12の⑳(A欄) 2,470	新付表3-12の⑳(B欄) 2,470	
納 税 額	⑮		新付表3-12の⑳(A欄) 125,120	新付表3-12の⑳(B欄) 125,120	
合 计 差 引 税 額 (⑬-⑮)	⑯				新マニアルの場合は新付表3-12の⑱(A欄) 新マニアルの場合は新付表3-12の⑲(B欄) 122,650

(H27.4.1以後開始課税期間用)

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(3) 付表 5- (2) 1/2

課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合

第5-(2)号様式 付表5-(2) 指定対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]				備考
課税期間	28-1-1~29-12-31	氏名又は名称	○○ 太郎	
I 指定対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に する消費税額 ①	(付表5-(2)A欄) 内	(付表5-(2)B欄) 内 -9,880	(付表5-(2)C欄) 内	(付表5-(2)D欄) 内 2,318,400 2,308,520
賃貸回収に 係る消費税額 ②	(付表5-(2)A欄) 内	(付表5-(2)B欄) 内	(付表5-(2)C欄) 内	(付表5-(2)D欄) 内
売上対象の返還等 に係る消費税額 ③	(付表5-(2)A欄) 内	(付表5-(2)B欄) 内	(付表5-(2)C欄) 内	(付表5-(2)D欄) 内
指定対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 ④ ① + ② + ③		0	2,318,400	2,308,520
II 1種類の事業の専業者の場合の指定対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
⑤ ×みなし仕入率 (100%・80%・30%・40%・100%・40%)	(付表5-(2)A欄) 内	(付表5-(2)B欄) 内	(付表5-(2)C欄) 内	(付表5-(2)D欄) 内
III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の指定対象仕入税額				
(1) 事業区分別の課税売上高(括弧書き)の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-(2)A欄) 内 -247,619	(付表5-(2)B欄) 内 36,800,925	(付表5-(2)C欄) 内 36,553,306	(付表5-(2)D欄) 内 売上 割合
第一種事業 (卸売業) ⑦				(付表5-(2)D欄) 内 %
第二種事業 (小売業) ⑧		-647,619	33,312,037	32,664,418 99.3
第三種事業 (製造業等) ⑨				(付表5-(2)D欄) 内 %
第四種事業 (その他の) ⑩		342,857	3,324,074	3,666,931 10.0
第五種事業 (サービス業等) ⑪		57,142	164,814	221,956 0.6
第六種事業 (不動産業) ⑫				(付表5-(2)D欄) 内 %
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-(2)A欄) 内 15,999	(付表5-(2)B欄) 内 2,318,457	(付表5-(2)C欄) 内 2,308,552	(付表5-(2)D欄) 内 %
第一種事業 (卸売業) ⑭				
第二種事業 (小売業) ⑮		0	2,098,658	2,072,754
第三種事業 (製造業等) ⑯				
第四種事業 (その他の) ⑰		13,714	209,416	223,130
第五種事業 (サービス業等) ⑱		2,285	10,383	12,668
第六種事業 (不動産業) ⑲				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の個数を切り捨てる。
 2 課税売上げに主商品を掛け又は掛引き・割算した金額(売上対価の底値等の金額)があり、売上(収入)金額から算算しない方法で算出している場合は、⑬から⑳の欄には売上対価の底値等の金額(括弧書き)を控除した後の金額を記入する。

(1/2)

(H27.4.1以後開始課税期間用)

(4) 付表 5- (2) 2/2

課税期間の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降の場合

○○ 太郎				
(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
$\text{③} = \text{①} + \text{②} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨}$ ③=みなし仕入額 ① 0	元	円	円	円 1,799,390
ロ 特例計算を適用する場合 (イ) 1種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
$\text{③} = \text{①} + \text{②} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨}$ ③=みなし仕入額 ① 0	元	円	円	円 1,846,816
(ロ) 2種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	元	円	円	円
第一種及び第三種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑩	元	円	円	円
第一種及び第四種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑪	元	円	円	円
第一種及び第五種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑫	元	円	円	円
第一種及び第六種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑬	元	円	円	円
第二種及び第三種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑩+⑪	元	円	円	円
第二種及び第四種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑩+⑪	元	円	円	円
第二種及び第五種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑩+⑫	元	円	円	円
第二種及び第六種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑩+⑬	元	円	円	円
第三種及び第四種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑪+⑫	元	円	円	円
第三種及び第五種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑪+⑫	元	円	円	円
第三種及び第六種事業 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑪+⑬	元	円	円	円
第四種及び第五種事業 ①+②+③+④+⑤+⑩+⑪	元	円	円	円
第四種及び第六種事業 ①+②+③+④+⑤+⑩+⑬	元	円	円	円
第五種及び第六種事業 ①+②+③+④+⑩+⑪	元	円	円	円
ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額				
項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
選択可能な計算式区分(①～⑬) の 内 か ら 選 択 し た 金 額	元	円	円	円 1,854,720
	新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
	0	0	0	1,854,720
				1,846,816

注意：会員登録の登録においては、1月更新の情報を取り扱っています。
(2/2)

(H27.4.以後開始課税期適用)

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(5) 付表5

課税期間の開始が平成27年4月1日以降の場合

付表5 控除対象仕入税額の計算表				総額
課税期間		28. 1. 1~28.12.31	氏名又は名称	○○太郎
項		目	金額	
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）	①		2,297,673 円	
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）	②			
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書③欄の金額）	③			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①+②+③）	④		2,297,673	
I種類の事業の専業者の場合【控除対象仕入税額】	⑤	申告書④欄		
④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）	⑥			
課税対象仕入税額の計算式区分	区分		事業区分別に課税売上高（税抜き）	左の課税売上高に係る消費税額
	事業区分別の合計額	⑦	36,471,296 円	2,308,074 円
	第一種事業（卸売業）	⑧	申告書「事業区分」欄	
	第二種事業（小売業）	⑨	33,312,037	91.3 ⑩
	第三種事業（製造業等）	⑪	⑫	
	第四種事業（その他）	⑬	3,324,074	9.1 ⑭
	第五種事業（サービス業等）	⑮	0	⑯
事業者の種類による算出方法	第六種事業（不動産業）	⑰	⑱	0
	控除対象仕入税額の計算式区分			算出額
	原則計算を適用する場合			
	④×みなし仕入率（⑩90%+⑪80%+⑫70%+⑬60%+⑭50%+⑯40%）/⑯	⑰	1,796,442 円	
	1種類の事業で75%以上			
	⑦/⑧・⑨/⑧・⑪/⑧・⑬/⑧・⑭/⑧・⑯/⑧・⑰/⑧ ≥75%	⑲	1,838,138	
	④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）	⑳		
算出方法を適用する場合	(⑧+⑨)/⑯ ≥75%	㉑	④×[(⑧×90%+(⑨-⑧)×80%)/⑯]	㉒
	(⑦+⑪)/⑯ ≥75%	㉓	④×[(⑦×90%+(⑪-⑦)×70%)/⑯]	㉔
	(⑪+⑬)/⑯ ≥75%	㉕	④×[(⑪×90%+(⑬-⑪)×60%)/⑯]	㉖
	(⑦+⑪)/⑯ ≥75%	㉗	④×[(⑦×90%+(⑪-⑦)×50%)/⑯]	㉘
	(⑦+⑬)/⑯ ≥75%	㉙	④×[(⑦×90%+(⑬-⑦)×40%)/⑯]	㉚
	(⑧+⑨)/⑯ ≥75%	㉛	④×[(⑧×80%+(⑨-⑧)×70%)/⑯]	㉜
	(⑧+⑩)/⑯ ≥75%	㉝	④×[(⑧×80%+(⑩-⑧)×60%)/⑯]	㉞
算出方法を適用する場合	(⑧+⑪)/⑯ ≥75%	㉟	④×[(⑧×80%+(⑪-⑧)×50%)/⑯]	㉟
	(⑧+⑬)/⑯ ≥75%	㉟	④×[(⑧×80%+(⑬-⑧)×40%)/⑯]	㉟
	(⑧+⑩)/⑯ ≥75%	㉟	④×[(⑧×70%+(⑩-⑧)×60%)/⑯]	㉟
	(⑧+⑩)/⑯ ≥75%	㉟	④×[(⑧×70%+(⑩-⑧)×50%)/⑯]	㉟
	(⑧+⑩)/⑯ ≥75%	㉟	④×[(⑧×70%+(⑩-⑧)×40%)/⑯]	㉟
	(⑧+⑩)/⑯ ≥75%	㉟	④×[(⑧×60%+(⑩-⑧)×50%)/⑯]	㉟
	(⑧+⑩)/⑯ ≥75%	㉟	④×[(⑧×60%+(⑩-⑧)×40%)/⑯]	㉟
【控除対象仕入税額】 （選択可能な計算方式による㉑～㉟の内から選択した金額）			㉟	1,838,138

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 貸倒売上げにつき商品を受け又は領引き。割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から算算しない方角で算定して計算に含めている場合には、⑩から⑯の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

（H27.4.1以後無効課税対象用）

(6) 消費税申告書（簡易課稅用）

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(7) 付表4

課税期間の開始が平成27年3月31日以前の場合

第29-10号様式				
付表4 旧・新税率別、消費税額計算表 兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表				
〔経過措置対象課税資産の〕 譲渡等を含む課税期間用 税品				
課 稅 期 間		27.1.1 ~ 27.12.31	氏名又は 名称	OO 太郎
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C
課 税 標 準 額	①	円 000	円 -1,402,000	円 26,504,000
消 費 税 額	②	000	000	000
貸 借 回 収 に 係 る 消 費 税 額	③	000	000	000
控 除 対 象 仕 入 税 額	④	000	000	000
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤	000	000	000
貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥	000	000	000
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	000	000	000
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	000	000	000
差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	000	000	000
合 計 差 引 税 額 (⑩-⑨)	⑩	000	000	000
差 引 税 額 合 計 差 引 税 額 (⑩-⑨)	⑪	000	000	000
合 計 差 引 税 額 (⑩-⑨)	⑫	000	000	000
譲 渡 減 額	⑬	000	000	000
譲 渡 減 額	⑭	000	000	000
合 計 差 引 譲 渡 減 額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	000	000	000
還 付 税 額	⑯	000	000	000
納 税 額	⑰	000	000	000
合 計 差 引 譲 渡 減 額 (⑮-⑯)	⑯	000	000	000

(8) 付表 5- (2) 1/2

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合

第28-(7)号様式 付表5-(2) 指除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 税品				
課税期間		27. 1. 1~27.12.31	氏名又は名称	○○ 太郎
I 指除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額 ①	(付表5-(2)A欄) -56,080	(付表5-(2)B欄) 1,669,752	(付表5-(2)C欄) 1,669,752	1,613,672
貸倒り取扱額 ②	(付表5-(2)A欄)	(付表5-(2)B欄)	(付表5-(2)C欄)	(付表5-(2)C欄)
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表5-(2)A欄)	(付表5-(2)B欄)	(付表5-(2)C欄)	(付表5-(2)C欄)
指除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②+③)		0	1,669,752	1,613,672
II 1種類の事業の専業者の場合の指除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%)	(付表5-(2)A欄)	(付表5-(2)B欄)	(付表5-(2)C欄)	(付表5-(2)C欄)
III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の指除対象仕入税額				
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑤		-1,402,166	26,504,101	25,101,935
第一種事業 (卸売業) ⑥		-1,733,595	24,565,740	22,832,145
第二種事業 (小売業) ⑦				0
第三種事業 (製造業等) ⑧				0
第四種事業 (その他の 業) ⑨			1,292,240	1,292,240
第五種事業 (サービス業等) ⑩		331,428	646,120	977,548
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑪		13,257	1,669,757	1,613,671
第一種事業 (卸売業) ⑫		0	1,547,641	1,478,298
第二種事業 (小売業) ⑬				0
第三種事業 (製造業等) ⑭				0
第四種事業 (その他の 業) ⑮			81,411	81,411
第五種事業 (サービス業等) ⑯		13,257	40,705	53,962

注意 1. 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2. 課税売上げにつき品目を受け又は譲り受け、割戻しした会額(売上対価の差額等の会額)があり、売上(収入)会額から算算しない方法で総括して含めている場合には、各から後の欄には売上対価の差額等の会額(転出)を控除した後の会額を記入する。

(1/2)

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(9) 付表 5- (2) 2/2

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合

○○ 太郎				
(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
$\text{④} \times 100 + \text{⑤} \times 100 + \text{⑥} \times 100 + \text{⑦} \times 100 + \text{⑧} \times 100 + \text{⑨} \times 100$ ⑩×100+⑪×100+⑫×100+⑬×100+⑭×100+⑮×100 ⑯×100+⑰×100+⑱×100+⑲×100+⑳×100+⑳×100	円	円	円	円
	0	0	1,462,069	1,466,295
ロ 特例計算を適用する場合 (イ) 1種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
⑩×100+⑪×100+⑫×100+⑬×100+⑭×100+⑮×100 ⑯×100+⑰×100+⑱×100+⑲×100+⑳×100+⑳×100 ⑯×100+⑰×100+⑱×100+⑲×100+⑳×100+⑳×100	円	円	円	円
	0	0	1,502,776	1,452,304
(ロ) 2種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
①第一種五つ目第二種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	円	円	円
①第一種及び第三種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	円	円	円
①第一種及び第四種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	0	1,466,140	1,411,691
①第一種及び第五種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	0	1,453,929	1,398,154
①第二種及び第四種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	円	円	円
①第二種及び第五種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	円	円	円
①第三種及び第四種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	円	円	円
①第三種及び第五種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	円	円	円
①第四種及び第五種算算 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱⑲⑳⑳	円	円	円	円
ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
選択可能な計算式区分 (⑩ ~ ⑳) の内から選択した金額	円	円	円	円
	0	0	1,502,776	1,452,304

参考：会員の計算においては、1月半度の結果を表示する。

(2/2)

(10) 付表 5

課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合

付表 5 控除対象仕入税額の計算表				備 品
		課税期間	27-1-1~27-12-31	店名又は名前
課税対象仕入税額の計算表	項 目		金 額	
	課税標準額に対する消費税額（申告書③欄の金額）		①	1,588,293 円
	貸倒回収額に係る消費税額（申告書③欄の金額）		②	
	売上対価の返還等に係る消費税額（申告書③欄の金額）		③	
	控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（①+②-③）		④	1,588,293
	1種類の事業の専業者の場合（控除対象仕入税額） ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%）		⑤	申告書③欄～
	課 税 対 象 事 業 を 営 む 事 業 の 場 合	区分	事業区分別の課税売上高（税抜き）	左の課税売上高に係る消費税額
	事業区分別の合計額	⑥	※申告書「事業区分」欄～ 25,211,861	円 割合 ⑦
	第一種事業（即・売 上 業）	⑧	24,565,740	97.4 %
	第二種事業（小・売 上 業）	⑨		%
	第三種事業（製 造 業 等）	⑩		%
	第四種事業（そ の 他）	⑪	1,292,240	5.1 %
	第五種事業（サービス業等）	⑫	0	%
控除対象仕入税額の計算式区分				算 出 額
原則計算をする場合				円 1,405,650
④×みなし仕入率 [(④×90%+④×80%+④×70%+④×60%+④×50%)／⑫]				申告書③欄～
1種類の事業で75%以上 ④×みなし仕入率 (50%・80%・70%・60%・50%)				1,429,463
2 (⑦+⑧) / ⑫ ≥ 75% ④×[⑧×90% + (⑫-⑧) ×80%] / ⑫				申告書③欄～
種類 (⑦+⑧) / ⑫ ≥ 75% ④×[⑧×90% + (⑫-⑧) ×70%] / ⑫				申告書③欄～
の 事 業 (⑦+⑧) / ⑫ ≥ 75% ④×[⑧×90% + (⑫-⑧) ×60%] / ⑫				申告書③欄～
(⑦+⑧) / ⑫ ≥ 75% ④×[⑧×80% + (⑫-⑧) ×50%] / ⑫				申告書③欄～
(⑦+⑧) / ⑫ ≥ 75% ④×[⑧×80% + (⑫-⑧) ×60%] / ⑫				申告書③欄～
75% (⑦+⑧) / ⑫ ≥ 75% ④×[⑧×70% + (⑫-⑧) ×60%] / ⑫				申告書③欄～
(⑦+⑧) / ⑫ ≥ 75% ④×[⑧×70% + (⑫-⑧) ×50%] / ⑫				申告書③欄～
上 (⑦+⑧) / ⑫ ≥ 75% ④×[⑧×60% + (⑫-⑧) ×50%] / ⑫				申告書③欄～
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による⑤～⑫の内から選択した金額)				1,429,463

注意 1 金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき商品を受け又は譲り受け・販売した金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から算出しない方法で整理して計算に含めている場合には、倅から即の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を括弧した倅の金額を記入する。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.15.4 中間申告書の印刷条件設定

中間申告書の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



● 印刷帳票の指定

- ・印刷する場合はチェックをつけ、印刷しない場合はチェックをはずします。
- ・印刷可能な場合にはあらかじめチェックがついています。

● 詳細設定

[提出用を印刷する]

- ・提出用の申告書を印刷する場合はチェックをつけます。

[控え用を印刷する]

- ・控え用の申告書を印刷しない場合はチェックをはずします。
- ・控え用の申告書を印刷する場合は、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷しない場合はチェックをはずします。

[個人番号]

- ・[個人番号]欄は、課税期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・印刷条件設定については、原則課税の印刷条件設定の説明と同様です。



[個人番号]欄の印刷条件設定

「3.1.15.2 「原則課税」の印刷条件設定」参照

4

付 錄

4.1 索引

4 付録

4.1 索引

か

- 還付金融機関等 42
基本情報 28

さ

- 作成税理士情報 43
事業者情報取込 26
申告情報 40
税務署処理欄 40

な

- 納税地 40

は

- 付記事項 40

ま

- マイナンバー連携権限 19

ら

- ログアウト 15
ログイン 12

MEMO



操作マニュアル
事業者機能
Ⅲ.決算業務編
消費税申告書

第2-b版 平成29年2月8日

(不許複製)